

全日本アーチェリー連盟競技規則



2014～2015年

公益社団法人 全日本アーチェリー連盟

東京都渋谷区神南1-1-1

岸記念体育会館4F

T E L (03) 3481-2402

F A X (03) 3481-2403

www.archery.or.jp

公益社団法人 全日本アーチェリー連盟 理念・行動指針

理念 私たちはアーチェリーを通して、健康的で明るく、心豊かな生活を創造します。そして、日本と世界の人々が信頼で結ばれることが、私たちの真のターゲットです。

行動指針 私たちは3つの「F」に基づいて行動します。

★Fair play

互いを尊重し、公正かつ誠実に行動します。

★Friendship

老若男女・ハンディキャップ・国境の壁を越えて、仲間を増やします。

★Fighting spirit

目標に向け、日々の研鑽を惜しまず、自己を成長させます。

安全規程 一 アーチャーの安全マナー 一

すべての会員（選手・役員）・愛好者は危険防止に関して相互に連帯をとり、次のことを守り、その防止に努めなければなりません。日常から事故防止と安全に関しての習慣を定着させることが安全指導の基本的な考え方といえます。

競技スポーツとしてのアーチェリーを通じて私たちは、相手を誠実に思いやり、尊敬し、真剣に競技して、よきアスリート・心豊かな人間になることを目指します。

（公社）全日本アーチェリー連盟

第1章 使用弓具の保管責任

アーチェリーの発祥は、太古の狩猟時代であり、その後は戦争の主要武器として使用されてきた。現在、矢は時速200～230kmの速度で飛び、厚さ数mmの鉄板を射抜くと言われている。この威力ある道具を取り扱うためには、十分な安全対策を講じなければならない。

弓具は、日本国内では利用上も保管上も、法的な認可（免許制度）や制限を全く受ける必要のない飛び道具（過去は武器）であり、アーチェリーはこれを用具として使用する競技スポーツである。したがって、これを使って余暇の善用を図ろうとする者には、必然的に重い社会的責務が課せられているものと心得え、深い自覚と認識が全会員・全愛好者に求められる。

第2章 活動中の保安管理

第1節 練習中・競技中にかかわらず、確認できる範囲内で、自らの責任において弓具を管理ければならない。

第2節 部外者に対し、いたずらな好奇心や無用の出来心を生じさせるような状態で弓具を保管してはならない。

第3章 活動外の安全管理

第1節 盗難・紛失・置忘れ等、不測の事故防止のため、クラブ活動においてはその部室で、個人活動では自宅等で、適正な方法で保管する。

第2節 練習場・競技会場等への移動中も、弓具の管理には充分な注意を払う。

第4章 行射上の安全確認行為

第1節 弓具を使用する者には、使用に当っては本人だけではなく他者に対する安全の責任、および不測の事故を未然に防止する責任があり、これを確実に実行するための行動と心構えが強く求められる。

第2節 矢が標的から外れたときは、その原因がわかるまで次の行射を中止しなくてはな

らない。

第3節 矢がアローレストから落ちたときは、引き直さなければならぬ。

第4節 自分の身体にあった強さの弓を引かなければならぬ。

第5節 自分の矢尺より短い矢を引いてはならない。

第6節 自分の体調管理をしっかりと行い、体調が良好でない場合は練習および競技活動を中止しなければならぬ。

第5章 使用前後の点検確認

第1節 安全に対しては、練習中・試合中を問わず、明確な責任をもって行動しなければならない。

第2節 弓具は常に安全に使えるよう、自己の責任で手入れをする。使用の前後にはリムやハンドルに損傷はないか、ネジ類に緩みはないか、ストリングにサービングのほぞけなどの異常がないか等、点検・確認を必ず行わなければならぬ。

第3節 行射の前後においては、所有する矢の本数を確認し、責任を持って管理しなければならぬ。

第6章 行射時の前方確認

第1節 各自がシューティングライン前方の安全確認を行い、行射しなければならぬ。

第2節 安全状態に確信がないときは、安易な妥協による行射をしてはならない。

第3節 部外者への一時的な弓具の貸与は毅然たる態度で断り、安易な妥協で行射を許してはならない。

第7章 シューティングラインでの配慮事項

第1節 試合中・練習中を問わず、シューティングライン上では一列に整列し行射しなければならぬ。

第2節 行射時は、スタビライザー等が接触するような過密状態を避けなければならない。

第8章 セットアップ時の安全

第1節 必ず標的に向かって、水平に引き分ける、引き戻す際も、そのまま標的に向かって行う（3mライン内に向かっての引き戻しは禁止する）。

第2節 空に向けて射ち起こす者には、安全の観点から直ちに射法改善を勧告し、強い指導をする。

第3節 危険防止の対処法は、個人の考え方や方法論で論ずるべきではない。

第4節 選手がセットアップ改善の勧告を受け入れないときには、競技会への参加中止を命令する。

第9章 競技者のエチケット（禁忌行為）

- 第1節 弓具を取り扱う者として、常に自他への安全配慮を優先に心得え、絶対的な安全策と不安定要素の排除に、最大限努めなければならない。
- 第2節 倒れることによる弓具の破損防止のため、弓具エリアは整頓に努め散乱状態に放置してはならない。
- 第3節 場所や場面に応じ、人が移動するための動線・通路の確保に努めなければならない。
- 第4節 シューティングライン上以外では「素引き」をしてはならない。
- 第5節 上記の場所以外での「素引きは」は「弓」を他人に向けた威嚇行為とみなす。
- 第6節 行射中のシューティングライン上では、視界前方の射手を優先とし、後方射手は後退時の動きに配慮しなければならない。
- 第7節 エイミング中、近くの者は動いたり、話したり、騒いだり、真後ろに立ったりしてはならない。
- 第8節 行射している者の前方又は前側方に立たない。立たせない。立ち入らせない。
- 第9節 矢の紛失発生時、練習中ならば施設の管理者に、競技中ならば審判員に直ちに届けなければならない。
- 第10節 届け出のあった紛失矢は、必ずその日限中に捜索・回収等をすること。
- 紛失した矢の無届・無回収は、他の競技に重大傷害を負わせる結果を招く。
- 第11節 的を外した矢を回収している際は、他の人に分かるよう、的前に弓を置くこと。
(フィールド)
- 第12節 いかなる場合も他人に向かって弓を引かない、矢を空に向かって射たない。
- 第13節 許可なく他人の弓具に触れてはならない。
- 第14節 矢を抜くとき、矢の後方に人がいないことを確認してから行うこと。
- 第15節 競技中はもちろんのこと、練習中においても飲酒をしてはならない。

アーチャーがこの「安全規定：マナー」を守れば、すべての人にとってアーチェリーはより安全で楽しい競技になるものと信じます。しかし、一部の不心得アーチャーが競技会や練習場においてこれを無視し、他者の迷惑になることをした場合は、懲戒という意味で、運営責任者・管理者により、競技出場の中止（失格）、一定期間の競技会出場停止、施設への立入禁止等の厳しい措置を検討いただきたい。これは、多くのアーチャーが「安全規定：マナー」を守って競技や練習に臨んでいるからです。正しい行動を取るアーチャーの利益を守ると言う観点から、審判員・競技役員・射場管理者等の指導的な立場にある方は、この問題に取り組んでください。

アーチェリーはゴルフと同様に、採点は基本的に自己申告であり、審判員が立ち会わなくても競技は成立します。これは、アーチャーの一人ひとりが「競技規則」と「安全規定：マナー」を守り、誠実にプレーしているから可能なことです。これに加えて、本連盟の定める「理念・行動指針」を十分に理解の上、全てのアーチャーがより安全にアーチェリーを楽しめるよう願うものです。

全日本アーチェリー連盟競技規則

目 次

第1部 総 則

第1章 総 則	1 1
第101条 (適用)	1 1
第102条 (資格)	1 1
第2章 競 技 会	1 1
第103条 (競技役員)	1 1
第104条 (上訴委員会)	1 4
第105条 (用具検査)	1 4
第3章 競 技	1 4
第106条 (競技種目)	1 4
第107条 (種別)	1 5
第108条 (部門)	1 6
第109条 (カテゴリー)	1 7
第110条 (アウトドアアーチェリーラウンド)	1 7
第111条 (インドアアーチェリーラウンド)	2 0
第112条 (フィールドアーチェリーラウンド)	2 2
第113条 (3Dアーチェリー)	2 7
第114条 (クラウトアーチェリー)	3 0
第115条 (フライトイアーチェリー)	3 0
第116条 (スキーアーチェリー)	3 0
第117条 (ランアーチェリー)	3 1
第4章 記録の管理	3 1
第118条 (記録の定義)	3 1
第119条 (記録の対象)	3 1
第120条 (記録の種類)	3 1
第121条 (記録の管理)	3 2

第5章 スターバッジ	3 3
第122条 (スターバッジ)	3 3
第6章 競技場の設営 (ターゲットアーチェリー)	3 4
第123条 (競技場のレイアウト)	3 4
第124条 (会場の設備と標的の得点帯)	3 7
第7章 競技場の設営 (フィールドアーチェリー)	5 0
第125条 (コースのレイアウト)	5 0
第126条 (会場の設備と標的の得点帯)	5 2
第8章 競技場の設営 (3Dアーチェリー)	5 5
第127条 (コースのレイアウト)	5 5
第128条 (会場の設備と標的の得点帯)	5 6
第9章 行射の管理と安全 (ターゲットアーチェリー)	5 7
第129条 (競技委員長)	5 7
第130条 (DOS (ディレクターオブショーティング))	5 7
付則 1 トーナメント表	5 8
第2部 ターゲットアーチェリー	
第10章 競技者の用具	6 7
第201条 (競技者の用具)	6 7
第202条 (リカーブ部門の用具の通則)	6 7
第203条 (コンパウンド部門の用具の通則)	6 9
第204条 (使用できない装置)	7 1
第11章 行射および進行	7 2
第205条 (行射および進行)	7 2
第12章 行射の順序および時間の管理	7 4
第206条 (立順および行射時間の管理)	7 4
第13章 得点記録	8 0
第207条 (得点記録)	8 0

第14章 規則違反の罰則	86
第208条 (競技者等の失格)	86
第209条 (得点の喪失)	87
第210条 (警告)	88
第15章 練習	88
第211条 (練習)	88
第16章 疑義および紛争	89
第212条 (疑義・抗議・異議の申立)	89
第17章 上訴	90
第213条 (上訴)	90
第18章 服装規定	90
第214条 (服装規定)	90
第19章 パラアーチェリー	91
第215条 (本章の概要)	91
第216条 (クラス分け委員)	91
第217条 (視覚障害種別)	91
第218条 (種別)	91
第219条 (クラス分けカード)	92
第220条 (補助用具)	92
第221条 (ラウンド)	94
第222条 (競技会場)	95
第223条 (視覚障害競技者)	95
付則2 標的面および用具	98
第3部 フィールドおよび3Dアーチェリー	
第20章 競技者の用具	107
第301条 (競技者の用具)	107
第302条 (リカーブ部門の用具の通則)	107
第303条 (コンパウンド部門の用具の通則)	109
第304条 (ペアボウ部門の用具の通則)	111
第305条 (インスティンクティブボウ部門の用具の通則)	113

第306条 (ロングボウ部門の用具の通則)	115
第307条 (フィールドアーチェリーの用具の特則)	116
 第21章 行射	117
第308条 (行射)	117
第309条 (行射の待機)	117
第310条 (3Dラウンドの行射本数)	117
第311条 (3Dラウンドでの双眼鏡の使用)	118
第312条	118
第313条 (矢の再発射)	118
第314条	118
 第22章 行射の順序および時間の管理 (フィールドおよび3D)	119
第315条 (立順および行射時間の管理)	119
第316条	119
第317条 (競技者番号)	119
第318条 (用具故障)	119
第319条	119
第320条	120
第321条	120
第322条	120
第323条	120
第324条 (メダルファイナルの時間管理)	121
第325条	121
 第23章 行射の順序および時間の管理 (フィールドラウンド)	121
第326条 (立順)	121
 第24章 行射の順序および時間の管理 (3Dラウンド)	122
第327条 (立順)	122
第328条 (団体戦のチーム構成)	122
第329条 (行射の順序)	122
第330条 (行射時間)	123
 第25章 得点記録	123
第331条	123
第332条	124
第333条 (順位の決定)	125
第334条	126

第335条	126
第26章 行射の管理と安全	127
第336条 (審判長)	127
第337条 (審判長の任務)	127
第338条	127
第339条	127
第340条	127
第341条	128
第27章 規則違反の罰則	128
第342条	128
第343条	128
第344条	128
第345条	128
第346条	128
第347条 (得点の喪失)	128
第348条 (警告)	129
第28章 練習	130
第349条 (練習)	130
第29章 疑義および紛争	130
第350条 (得点の判定)	130
第351条	131
第30章 上訴	131
第352条 (上訴)	131
第31章 服装規定	131
第353条 (競技者の服装)	131
第354条 (チーム役員の服装)	132

第4部 その他のアーチェリーラウンドとスキーアーチェリー

第32章 その他のアーチェリーラウンド

135

クラブラウンド
デュアルマッチラウンド
フォレストラウンド
クラウトラウンド
ライトショーティング
アカデミックラウンド
ランアーチェリー
スタンダードラウンド

WA憲章および競技規則を参照のこと

第33章 スキーアーチェリー

135

WA憲章および競技規則を参照のこと

第5部 付 則

第34章 付 則	139
第501条 (改正)	139
第502条 (細則)	139
第503条 (施行)	139

ユニフォーム等掲載商業広告規程

第1条 承認手続き	143
第2条 広告表示制限および停止	143
第3条 広告表示範囲	143

一般会員規程

第1章 総 則	147
第2章 会員登録	147
第3章 会員の資格	147

第4章 競技会	148
第5章 役員の責務	148
第6章 儲 則	148
第7章 補 則	148
付 則	149

ドーピング防止規則

まえがき	153
ドーピング防止規則の基本原理	153
WAにおけるドーピング防止の歴史	154
第1条 本規則の適用範囲	154
第2条 ドーピング防止規則に対する違反	155
第3条 ドーピングの証明	156
第4条 禁止表	157
第5条 検査	159
第6条 検体の分析	165
第7条 結果の管理	165
第8条 規律手続	167
第9条 個人結果の自動的失効	171
第10条 個人に対する制裁措置	171
第11条 チームに対する処置	175
第12条 本連盟に対する制裁措置	175
第13条 不服申し立て	176
第14条 本連盟の責務	178
第15条 時効	180
第16条 施行	180
附則1 用語の定義	181
附則2 ドーピング検査手順	188
附則3 世界ドーピング防止規程	192
2014年 監視プログラム*	200

公認審判員規程

第1条 (目的)	203
第2条 (種別)	203
第3条 (1級公認審判員)	203
第4条 (2級公認審判員)	203

第5条	(3級公認審判員・3級公認国体審判員)	203
第6条	(審査および認定)	203
第7条	(認定基準)	204
第8条	(更新)	204
第9条	(資格の喪失)	204
第10条	(審判員の指定)	205
第11条	(登録料および更新料)	205
第12条	(認定の特例)	205
第13条	(地区審判委員会)	206
第14条	(改正)	206
第15条	(施行)	206

公認審判員服装規程

第1条	(目的)	209
第2条	(適用)	209
第3条	(服装)	209
第4条	(その他の服装)	209
第5条	(改正)	210
第6条	(施行)	210

第1部 總則

目 次

第1部 総 則

第1章	総 則	1 1
第2章	競 技 会	1 1
第3章	競 技	1 4
第4章	記録の管理	3 1
第5章	スターバッジ	3 3
第6章	競技場の設営 (ターゲットアーチェリー)	3 4
第7章	競技場の設営 (フィールドアーチェリー)	5 0
第8章	競技場の設営 (3 Dアーチェリー)	5 5
第9章	行射の管理と安全 (ターゲットアーチェリー)	5 7
付則 1	トーナメント表	5 8

第1部 総則

第1章 総則

第101条（適用）

本競技規則は、日本国内で行われ、本連盟が所管するアーチェリー競技会に適用する。

第102条（資格）

本連盟が所管する競技会に参加しようとする者は、本連盟所定の登録会員であり、別に定める「一般会員規程」による「競技者」でなければならない。

第2章 競技会

第103条（競技役員）

1 競技会では、次の競技役員をおく。

競技委員長	1名
総務	若干名
審判長	1名
審判員	若干名
ディレクターオブシューティング（以下、DOSと記載）	1名
（アウトドア、インドア、フィールド、クラウトについてのみ適用する）	
計時員	若干名
（アウトドア、インドア、フィールド、クラウトについてのみ適用する）	
記録長	1名
得点記録員	若干名
その他必要な役員	若干名

本連盟が主催する競技会またはWA公認競技会は、競技委員長、審判長およびDOSは1級、審判員は3級以上の公認審判員で構成する。その他の公認競技会では、競技委員長は1級、審判長およびDOSは2級以上、審判員は3級以上の公認審判員で構成する。

競技委員長、審判長、DOSおよび審判員は競技に参加しないものとする。
また、国民体育大会、全日本学生連盟関連公認競技会などにおいては特例を設けることができる。

2 競技委員長

競技委員長の任務は、次のとおりとする。

- (1) 競技会を統括する。
- (2) 上訴委員会が設置されていないときは、競技会におけるすべての紛争や抗議についての最終決定を行う。
- (3) 競技役員を統括し、競技規則を順守させる。
- (4) 第129条、第130条1項(5)、第205条19項、第208条、第212条6項、第327条、第337条、第351条2項(4)および同3項の規程を遂行する。

3 総務

総務の任務は、次のとおりとする。

- (1) 競技会の準備、競技日程およびプログラムを作成する。
- (2) 競技会の全般を管理し、進行状況を確認する。
- (3) 競技役員の任務遂行状況を把握し、必要なときにはその代行者を指名する。

4 審判長

審判長の任務は、次のとおりとする。

- (1) 審判員を統括し、競技者に競技規則を順守させる。
- (2) 競技場の設備、競技者の用具、行射および得点記録等の競技に関する事項を統括する。
- (3) 本条5項(7)、(10)、第205条19項、第208条、第209条1項、第327条、第336条、第337条、第340条、第346条および第351条3項の規程を遂行する。

5 審判員

アウトドアおよびインドアアーチェリーの競技会では、少なくとも10個の標的に1名の割合で審判員を任命する。

フィールドアーチェリーの競技会では、少なくとも4個の標的に1名の割合で審判員を任命する。

審判員の職務は、競技が本競技規則に従って行われ、全競技者に公平なものとなるようにすることである。

審判員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 競技場またはコースの、すべての距離およびレイアウトが適正であること。標的面およびバットレスの寸法が正しいこと、標的面が地上の正しい高さに設置されていること、バットレスが同一の角度に設置されていることを確認する。
- (2) 会場で必要な設備を確認する。
- (3) 競技の開始前(時刻はプログラムに記載される)、およびそれ以後は競技中隨時、全競技者の用具を検査する。
- (4) 行射を管理する。
- (5) 得点記録を管理する。
- (6) オリンピックラウンドのファイナルラウンドでは、得点記録を確認する。

ただし、3級公認国体審判員は国民体育大会競技ラインジャッジの任務に限

定する。

- (7) アウトドアおよびインドアアーチェリーの競技会では、行射に関して提起された質問について、DOS および審判長と協議する。
- (8) 発生した抗議および異議の申立を処理し、問題によっては上訴委員会に判断をゆだねる。
- (9) 気象の状況、電力供給の停止、重大な事故の発生、その他の突発事態によって、行射を中断することを必要に応じてDOS と協議する。ただし、可能な限り当日のプログラムはその日のうちに終了させる。アウトドアおよびインドアアーチェリーの競技会では、DOS と連係して対応する。
- (10) チームの監督からの苦情または要望を検討し、適切な処置をとる。
決定は多数決で行い、同数の場合、審判長が決定権を持つ。
- (11) 行射あるいは競技者の行為に関する疑問を処理する。これらの疑問は、不当に遅れることなく、必ず表彰式前までに、審判員に申し立てられなければならない。状況により、審判団または上訴委員会の判定を最終とする。
- (12) 競技者およびチームの監督が、必要に応じて審判員が下す決定および指示だけでなく本競技規則に従っていることを隨時確認する。

6 DOS

DOSの任務は、次のとおりとする。

本条第5項(7)、(9)、第124条5項、第130条、第205条6項、同19項、第206条2項(4)、同9項、第207条12項、同13項、第208条9項、第211条4項および第324条1項および第346条の規程を遂行する。

7 計時員

計時員の任務は、次のとおりとする。

- (1) DOSの指示に従い、競技の進行を管理する。
- (2) 行射の開始、終了および得点記録を合図し、事故があったときの競技の中止および再開を合図する。

8 記録長

記録長の任務は、次のとおりとする。

- (1) 得点を集計し、順位を決定する。
- (2) 競技会の公式の記録を整理し、発表する。
- (3) 標的番号、氏名、所属、および少なくとも各競技種目の上位8位の累計得点を表示できる大きさのスコアボードを1基またはそれ以上用意しなければならない。
- (4) 得点記録を電子装置で行う場合、手書きのスコアカードも使用しなければならない。手書きスコアカードに記入された矢の得点、および記載事項が公式記録となる。

9 得点記録員

主催者は、全標的に配置するに足る人数の得点記録員を指名する。

- (1) 1 標的に競技者が 2 名以上の場合、得点記録員は競技者であってもよい。主催者配置の得点記録員は競技に参加せず、矢の得点に関する討議にも参加することができない。フィールドアーチェリーではグループごとに 2 名の競技者を得点記録員に指名する。
- (2) 競技者でない得点記録員は、主催者が指名する記録長の指揮の下に行動する。得点記録員は適切な採点作業に責任を持つ。
- (3) 得点記録員の任務は、次のとおりとする。
 - a 競技者の呼称する得点を高得点順にスコアカードに記入する。
 - b オリンピックラウンドのファイナルラウンドで、審判員の呼称する得点をスコアカードに記入する。

第 104 条 (上訴委員会)

- 1 本連盟主催の競技会では、3 名以内で構成される上訴委員会を設置する。
- 2 委員は本連盟競技部の推薦により会長がこれを委嘱し、構成する委員の中から委員長を指名する。
- 3 上訴委員会は、当該競技会の競技役員以外の者をもって構成する。
- 4 競技委員長または審判長の判定に対する提訴は、書面により競技者本人（団体戦ではチームの監督）が行い、マッチ戦で次のステージへの進出に関わる提訴はマッチ戦終了後 5 分以内に行うものとする。ただし、矢の得点に対する申し立ては行うことができない。
- 5 提訴に対する裁決は、上訴委員会が、書面で提訴人および競技委員長に対して、賞の授与または次のステージの開始前までに行う。
- 6 上訴委員会は公式練習日を含む競技会期間中、競技会場内に常駐し、提訴にすみやかに対処しなければならない。

第 105 条 (用具検査)

- 1 競技 1 日目の前日に、予備の弓具および付属品を含む競技期間中に各競技者が使用する予定のすべての用具の検査を、審判員が行うよう日程を作成する。ただし、競技 1 日目の競技開始前に用具検査を行うことができる。
- 2 すべての競技者は、主催者の決定した順番または先着順に各競技者の責任において用具の検査を受ける。
- 3 本競技規則に違反するものが見つかったときには、審判員は、用具の改修または交換を要求することができる。

第 3 章 競 技

第 106 条 (競技種目)

- スポーツとしてのアーチェリー競技を、次の競技種目に分ける。
- ・アウトドアアーチェリー

- ・インドアーケリー
- ・バラーケリー
- ・フィールドアーケリー
- ・3Dアーケリー
- ・クラウトアーケリー
- ・ライトアーケリー
- ・スキーアーケリー
- ・ランアーケリー

第107条（種別）

- 1 種別（クラス）を、次のように分ける。
 - ・キャデット女子
 - ・キャデット男子
 - ・ジュニア女子
 - ・ジュニア男子
 - ・一般女子
 - ・一般男子
 - ・マスター女子
 - ・マスター男子
 - ・バラーケリー（第2部第19章バラーケリー参照）
- 2 ターゲットおよびフィールドアーケリーの競技では、それぞれキャデット女子、キャデット男子、ジュニア女子、ジュニア男子、一般女子、一般男子、マスター女子およびマスター男子のための独立した競技会を開催することができる。
本連盟が主催する競技会またはWA公認競技会において、競技者は、1種別のみ競技できる。これは競技者が出場資格を有する全種別に適用する。
- 3 競技会が開催される年の4月2日以降に17歳の誕生日を迎える競技者は、キャデットの部で競技に参加することができる。ただし、国際競技会では、1月1日から始まる暦年を基準とする。
- 4 キャデットの競技者は、自分の判断に従って、ジュニアの部および一般の部で競技に参加することができる。
- 5 競技会が開催される年の4月2日以降に20歳の誕生日を迎える競技者は、ジュニアの部で競技に参加することができる。ただし、国際競技会では、1月1日から始まる暦年を基準とする。
- 6 ジュニアの競技者は、自分の判断に従って、一般の部で競技に参加することができる。
- 7 競技会が開催される年度に50歳の誕生日を迎える競技者は、マスターの部で競技に参加することができる。ただし、国際競技会では、1月1日から始まる暦年を基準とする。

- 8 ジュニア、一般およびマスターの種別を分けることなく、女子および男子の種別のみとし、あるいはさらに細分化した年齢区分を採用することができる。また、国内競技会においては、小学生・中学生・高校生の部門を設けるなど、開催要項等で制限することができる。

第108条（部門）

- 1 異なる形式の弓を使用する競技者を、別の部門に区分し、別の競技として行う。
- 2 ターゲットアーチェリー（第2部を参照）
 - ・リカーブ部門
 - ・コンパウンド部門
 - ・スタンダードボウ部門（スタンダードボウのみ）
- 3 フィールドアーチェリー（第3部を参照）
選手権大会として
 - ・リカーブ部門
 - ・コンパウンド部門
 - ・ペアボウ部門
　　レクリエーションラウンドとして
 - ・ロングボウ部門
 - ・インスティンクティブボウ部門
- 4 クラウトアーチェリー
 - ・リカーブ部門
 - ・コンパウンド部門
- 5 フライトアーチェリー
 - ・ターゲットリカーブボウ
 - ・伝統的フライトボウ
 - ・アメリカンロングボウ
 - ・イングリッシュロングボウ
 - ・コンパウンドフライトボウ
 - ・コンパウンドターゲットボウ
 - ・フット・ボウ
- 6 バラアーチェリー（第2部第19章参照）
 - ・リカーブ部門
 - ・コンパウンド部門
- 7 3Dアーチェリー（第3部参照）
 - ・コンパウンド部門
 - ・ペアボウ部門
 - ・ロングボウ部門
 - ・インスティンクティブボウ部門

第109条 (カテゴリー)

下記のとおり、種別および部門の組み合せを「カテゴリー」と呼ぶ。

リカーブ			
リカーブ女子	RW	リカーブ男子	RM
リカーブジュニア女子	R JW	リカーブジュニア男子	R JM
リカーブマスター女子	RMW	リカーブマスター男子	R MM
リカーブキャデット女子	RCW	リカーブキャデット男子	R CM
コンパウンド			
コンパウンド女子	CW	コンパウンド男子	CM
コンパウンドジュニア女子	C JW	コンパウンドジュニア男子	C JM
コンパウンドマスター女子	CMW	コンパウンドマスター男子	C MM
コンパウンドキャデット女子	CCW	コンパウンドキャデット男子	C CM
バラリカーブ			
リカーブ女子オープン	RWO	リカーブ男子オープン	R MO
バラコンパウンド			
コンパウンド女子オープン	CWO	コンパウンド男子オープン	CMO
W1オープン			
女子W1オープン (R C / C P)	WW1	男子W1オープン (R C / C P)	MW1
視覚障害 (Visually Impaired)			
視覚障害1	V I 1	視覚障害2/3	V I 2/3
ペアボウ			
ペアボウ女子	BW	ペアボウ男子	BM
ペアボウジュニア女子	B JW	ペアボウジュニア男子	B JM
ペアボウキャデット女子	BCW	ペアボウキャデット男子	B CM
ロングボウ および インスティンクティブボウ			
ロングボウ女子	LW	ロングボウ男子	LM
インスティンクティブボウ女子	I W	インスティンクティブボウ男子	I M

第110条 (アウトドアアーチェリーラウンド)

- アウトドアアーチェリーラウンドは、リカーブ部門およびコンパウンド部門を別の競技として行う。
- 1440ラウンドは、次の各距離から、この順序に従ってそれぞれ36射する。
 - キャデット女子 マスター女子 : 60m 50m 40m 30m
 - キャデット男子 ジュニア女子 一般女子 マスター男子 : 70m 60m 50m 30m
 - ジュニア男子 一般男子 : 90m 70m 50m 30m
 この距離は逆の順番で行射することもできる(短い距離から長い距離へ)。
 90m、70m、60m(キャデットおよびマスター女子は50m)の距離では1

22cm 標的面を使用し、50m(キャデットおよびマスター女子以外)、40m および30m の距離では80cm 標的面を使用する。50m、40m、30m の距離では80cm マルチ標的面を使用することができる。

- 3 ダブル1440ラウンドは、前項の1440ラウンドを2回、連続して行う。
- 4 オリンピックラウンド(リカーブ部門)は、距離70m(キャデットおよびマスターは60m)で122cm 標的面を使用して行う。

イリミネーションラウンドおよびファイナルラウンドは以下により行う。

- (1) イリミネーションラウンドは予選ラウンド(クォーリフィケーションラウンド)の上位104名が出場し、その順位に従ってトーナメント表に割り付ける(オリンピックラウンド個人戦トーナメント表参照)。競技者は、グループに分かれて一連のマッチを行う。ただし、予選ラウンドの通過者の人数を制限することができる(上位8名は1/48、1/24には出場しない)。各マッチは3射5セットで行う。
- (2) 個人戦ファイナルラウンドは、イリミネーションラウンドを勝ち残った上位8名が参加し、一連の1対1によるマッチを個別に行う。ただし、予選ラウンドの通過者を4名としてイリミネーションラウンドおよびファイナルラウンドの1/4ファイナルを省略することができる。
各マッチは、3射5セットで行う。競技者は、1射ずつ交互に行射する。ただし、同時行射とすることもできる。
- (3) 団体戦イリミネーションラウンドは予選ラウンドの3名の得点合計の順位により、上位16チームが出場し、その順位に従ってトーナメント表に割り付ける(オリンピックラウンド団体戦トーナメント表参照)。ただし、予選ラウンドを通過するチーム数を8チームとしてイリミネーションラウンドを省略し、あるいは通過するチーム数を4チームとしてファイナルラウンドの1/4ファイナルを省略することができる。
各チームは、一連のマッチを行う。各マッチは6射(各競技者が2射)4セットのセット制で行う。
- (4) 団体戦ファイナルラウンドはイリミネーションラウンドを勝ち残った4チームが参加し、一連の1対1によるマッチを個別に行う。
各マッチは、6射(各競技者が2射)4セットのセット制で行う。
交互射ちでは、チームは3射(1人1射)した後、相手チームと交代する。交互射ちの実施は、主催者の判断による。時間は、競技者が1mラインを横切った時に、開始・停止する。
- (5) ミックス戦は、予選ラウンドの合計得点の順位により、同一チームに所属する男女の最上位者で構成する16チームが出場し、一連のマッチを行う。各マッチは、4射(1人2射)4セットのセット制で行う。
- (6) チームは、予選ラウンドの上位3名の競技者(ミックス戦は2名)で構成する。ただし、チームの監督は競技開始1時間前までにDOSまたは審判長に書面で通知することにより、予選ラウンドに出場した他の競技者と交代させ

することができる。これに違反したチームは失格となる。メダルは、予選ラウンドではなく、団体戦に出場した競技者のみに授与する。

(7) 以下の場合、そのマッチを不戦勝マッチとする。交互射ちの場合、シューティングの順番が決定される時点で競技者またはチームの一方がその場にいないとき。または、同時射ちの場合、一方の競技者またはチームが、競技の開始時にその場にいないとき。その時点で、その場にいる競技者またはチームをそのマッチの勝者とする。

5 コンパウンドマッチラウンドは距離50mで80cm6リング標的面を使用して行う。

イリミネーションラウンドおよびファイナルラウンドは以下により行う。

(1) イリミネーションラウンドは予選ラウンド上位104名が出場し、その順位に従ってトーナメント表に割り付ける（個人戦トーナメント表参照）。競技者は、グループに分かれて一連のマッチを行う。ただし、予選ラウンドの通過者の人数を制限することができる。（上位8名は1/48、1/24には出場しない）

各マッチは3射5エンドで行う。

(2) 個人戦ファイナルラウンドは、イリミネーションラウンドを勝ち残った上位8名が出場し、一連の1対1によるマッチを個別に行う。ただし、予選ラウンドの通過者を4名としてイリミネーションラウンドおよびファイナルラウンドの1/4ファイナルを省略することができる。

各マッチは、3射5エンドで行う。競技者は、1射ずつ交互に行射する。ただし3射5エンドを同時行射とすることもできる。

(3) 団体戦イリミネーションラウンドは予選ラウンドの3名の得点合計順位により、上位16チームが出場し、その順位に従ってトーナメント表に割り付ける（団体戦トーナメント表参照）。ただし、予選ラウンドを通過するチーム数を8チームとしてイリミネーションラウンドを省略し、あるいは通過するチーム数を4チームとしてファイナルラウンドの1/4ファイナルを省略することができる。

各チームは、一連のマッチを同時に行う。各マッチは6射（各競技者が2射）4エンドの合計得点制で行う。

(4) 団体戦ファイナルラウンドはイリミネーションラウンドを勝ち残った4チームが出場し、一連の1対1によるマッチを個別に行う。

各マッチは、6射（各競技者が2射）4エンドの合計得点制で行う。

交互射ちでは、チームは3射（1人1射）した後、相手チームと交代する。

交互射ちの実施は、主催者の判断による。時間は、競技者が1mラインを横切った時に、開始・停止する。

(5) ミックス戦は、予選ラウンドの合計得点の順位により、同一チームに所属する男女の最上位者で構成する16チームが出場し、一連のマッチを行う。各マッチは、4射（1人2射）4エンドの合計得点制で行う。

- (6) チームは、予選ラウンドの上位3名の競技者（ミックス戦は2名）で構成する。ただし、チームの監督は競技開始1時間前までにDOSまたは審判長に書面で通知することにより、予選ラウンドに出席した他の競技者と交代させることができる。これに違反したチームは失格となる。メダルは、予選ラウンドではなく、団体戦に出場した競技者のみに授与する。
- (7) 以下の場合、そのマッチを不戦勝マッチとする。交互射ちの場合、シューティングの順番が決定される時点で競技者またはチームの一方がその場にいないとき。または、同時射ちの場合、一方の競技者またはチームが、競技の開始時にその場にいないとき。その時点で、その場にいる競技者またはチームをそのマッチの勝者とする。
- 6 コンパンラウンド50mラウンドは、距離50mで80cm6リング標的面を使用し、72射する。
- 7 キャデットおよびマスターの60mラウンド（リカーブ）は距離60mで12cm標的面を使用し、72射する。
- 8 70mラウンド（リカーブ）は、距離70mで122cm標的面を使用し、72射する。
- 9 50・30mラウンドは、第2項の1440ラウンドの短距離のみの競技で、50m、30mの各距離から1エンド3射または6射で36射する。
- 10 900ラウンドは、60、50、40mの各距離で122cm標的面を使用し、各30射する。
- 11 視覚障害者ラウンドは、第2部第19章パラアーチェリー参照。

第111条（インドアアーチェリーラウンド）

- 1 18mラウンドは、40cm標的面または40cm三つ目標的面を使用し、60射する。
- 2 25mラウンドは、60cm標的面または60cm三つ目標的面を使用し、60射する。
- 3 複合ラウンドは、上記2ラウンドを25mから開始して連続して行う。
- 4 マッチラウンドは、距離18mで40cm三つ目標的面を使用し、次のように行う。

（1）リカーブ部門

- イリミネーションラウンドは予選ラウンド（クオリフィケーションラウンド）の順位により上位32名が出場し、予選ラウンドの順位に従ってトーナメント表に割り付ける（インドアマッチラウンド個人戦トーナメント表参照）。ただし、予選ラウンドの通過者の人数を制限することができる。競技者は、一連のマッチを同時に行う。各マッチは、3射5セットで行う。
- ファイナルラウンドは、イリミネーションラウンドに勝ち残った上位8名が出場し、一連の1対1によるマッチを個別に行う。ただし、予選ラウンドの通過者を4名とし、イリミネーションラウンドおよびファイナルラウ

ンドの1／4ファイナルを省略することができる。各マッチは、メダルファイナルまで、3射5セットで行う。競技者は、1射ずつ交互に行射する。ただし3射5セットを同時行射とすることもできる。

- 団体戦イリミネーションラウンドは予選ラウンドの3名の得点合計の順位により、上位16チームが出席し、その順位に従ってトーナメント表に割り付ける（マッチラウンド団体戦トーナメント表参照）。ただし、予選ラウンドを通過するチーム数を8チームとしてイリミネーションラウンドを省略し、あるいは通過するチーム数を4チームとしてファイナルラウンドの1／4ファイナルを省略することができる。各チームは、一連のマッチを行う。各マッチは、6射（各競技者が2射）4セットのセット制で行う。
- 団体戦ファイナルラウンドはイリミネーションラウンドに勝ち残った上位4チームが出席し、一連の1対1によるマッチを個別に行う。各マッチは、メダルファイナルまで6射（各競技者が2射）で4セットのセット制で行う。
- 交互射ちでは、チームは3射（1人1射）した後、相手チームと交代する。
- チームは、予選ラウンドの上位3名の競技者（ミックス戦は2名）で構成する。ただし、チームの監督は競技開始1時間前までにDOSまたは審判長に書面で通知することにより、予選ラウンドに出席した他の競技者と交代させることができる。これに違反したチームは失格となる。メダルは、予選ラウンドではなく、団体戦に出席した競技者のみに授与する。

（2）コンパウンド部門

- イリミネーションラウンドは、予選ラウンド（クォーリフィケーションラウンド）の順位により上位32名が出席し、予選ラウンドの順位に従ってトーナメント表に割り付ける（インドアマッチラウンド個人戦トーナメント表参照）。ただし、予選ラウンドの通過者の人数を制限することができる。競技者は、一連のマッチを同時に行う。各マッチは、3射5エンドの合計得点制で行う。
- ファイナルラウンドは、イリミネーションラウンドに勝ち残った上位8名が出席し、一連の1対1によるマッチを個別に行う。ただし、予選ラウンドの通過者を4名とし、イリミネーションラウンドおよびファイナルラウンドの1／4ファイナルを省略することができる。各マッチは、メダルファイナルまで、3射5エンドの合計得点制で行う。競技者は、1射ずつ交互に行射する。ただし3射5エンドを同時に行射することができる。
- 団体戦イリミネーションラウンドは、予選ラウンドの3名の得点合計の順位により、上位16チームが出席し、その順位に従ってトーナメント表に割り付ける（マッチラウンド団体戦トーナメント表参照）。ただし、予選ラウンドを通過するチーム数を8チームとしてイリミネーションラウンドを省略し、あるいは通過するチーム数を4チームとしてファイナルラウ

ンドの1／4ファイナルを省略することができる。各チームは、一連のマッチを同時に行う。各マッチは、6射（各競技者が2射）4エンドで行う。

- 団体戦ファイナルラウンドは、イリミネーションラウンドに勝ち残った上位4チームが出場し、一連の1対1によるマッチを個別に行う。各マッチは、メダルファイナルまで6射（各競技者が2射）で4エンドを行う。交互射ちでは、チームは3射（1人1射）した後、相手チームと交代する。
 - チームは、予選ラウンドの上位3名の競技者（ミックス戦は2名）で構成する。ただし、チームの監督は競技開始1時間前までにDOSまたは審判長に書面で通知することにより、予選ラウンドに出場した他の競技者と交代させることができる。これに違反したチームは失格となる。メダルは、予選ラウンドではなく、団体戦に出場した競技者のみに授与する。
- (3) 以下の場合、そのマッチを不戦勝マッチとする。交互射ちの場合、シューティングの順番が決定される時点で競技者またはチームの一方がその場にいないとき。または、同時射ちの場合、一方の競技者またはチームが、競技の開始時にその場にいないとき。その時点で、その場にいる競技者またはチームをそのマッチの勝者とする。

5 視覚障害者ラウンドは、第2部第19章パラアーチェリー参照。

第112条（フィールドアーチェリーラウンド）

1 フィールドラウンドは、12、16、20または24個の標的を使用し、1標的に3射する。標的是、この種目の伝統にのっとり、地形に応じて照準や行射

が困難になるように、コースに沿って配置する。標的までの距離は、本条5～7項に従って設置する。コースは、すべてマークまたはアンマークでもよく、またはマークとアンマークの組み合せでもよい。任意の数の歩み寄りやファンショットの標的を設けてよい。

(1) ラウンドは同一コースを2度繰り返して行ってもよい。

(2) 可能な限り、シューティングペグは1箇所に設置する。

2 アローヘッドラウンドは、24、28、32、36、40、44または48個の標的を使用する2回の完全なフィールドラウンドである。標的までの距離は、本条5～7項に従って設置する。ラウンドはマーク、アンマーク、またはマークおよびアンマークの任意の組み合せで使用できる。

3 フォレストラウンドは、12、16、20または24個の標的を使用し、1標的に3射まで行射する。

4 フィールド世界選手権ラウンドは、歩み寄りやファンショットのないコースで、次のように行う。

(1) 予選ラウンドは、各24標的のフィールドラウンドを2回行い、1日目はアンマークで、2日目にマーク（ロングコース）で行う。ただし、各12標的のマークおよびアンマークで予選ラウンドを行うことができる。

(2) イリミネーションラウンドの1回戦は各カテゴリーの予選ラウンドの上位

16名が出場し、競技者は、マーク12標的を1標的につき3射ずつ行射する（距離は本条8項イリミネーションラウンドのユニット表参照）。イリミネーションラウンドの2回戦は1回戦の上位8名が出場し、マーク8標的を1標的につき3射ずつ行射する。ただし、予選ラウンドの通過者を8名としてイリミネーションラウンドの1回戦を省略、または通過者を4名としてイリミネーションラウンドの1～2回戦を省略することができる。

(3) ファイナルラウンドはイリミネーションラウンドの2回戦における各カテゴリーの上位各4名の競技者が、1標的につき3射ずつ、4個のマーク標的による2マッチ（準決勝戦、メダルファイナル）を行う。

● 準決勝戦では、1位の競技者が4位の競技者と、2位の競技者が3位の競技者と対戦する。対戦の勝者はゴールドメダルマッチに、敗者はブロンズメダルマッチに進む。4名の競技者は、同じグループとなって審判員とともにコースを回る。準決勝戦は2位と3位の競技者の対戦が常に先に行射する。それに続き1位と4位の競技者の対戦を行う。メダルファイナルでは、ブロンズメダルマッチの対戦がすべての標的で最初に行射し、その後ゴールドメダルマッチの行射を行う。準決勝戦では、準々決勝戦の1位および2位の競技者が左側の行射位置から行射する。

(4) 団体戦イリミネーションラウンドは、各種別の上位8チーム（各部門から1名の3競技者）が出場する。

● 第1標的で、高順位チームが先攻、後攻を決定する。その後の標的では、合計得点の低いチームが先に行射する。同点の場合、開始時に先攻したチームが先に行射する。

● チームは予選ラウンドの合計得点（高得点の3名）によりトーナメント表に割り付けられる（トーナメント表を参照）。チームの構成に関しては、チームの監督が決定する。チームは8個のマーク標的で4マッチを行う。各競技者は、自分の部門のポストから1標的につき1射する。ただし、予選ラウンドを通過するチーム数を4チームとしてイリミネーションラウンドを省略することができる。各マッチに勝ったチームは、団体戦ファイナルラウンドに進む。

(5) 団体戦ファイナルラウンド各種別の上位4チーム（各部門から1名の競技者）が出場する。

● 第1標的で、高順位チームが先攻、後攻を決定する。その後の標的では、合計得点の低いチームが先に行射する。同点の場合、開始時に先攻したチームが先に行射する。

● チームは、4個のマーク標的で2マッチを行う。各競技者は、自分の部門のポストから1標的につき1射する。対戦の勝利チームはゴールドメダルマッチに、敗退チームはブロンズメダルマッチに進む。それぞれのマッチは、新たに4個のマーク標的で行う（個人戦のファイナルを参照）。

(6) 以下の場合、そのマッチを不戦勝マッチとする。交互射ちの場合、シューテ

イングの順番が決定される時点で競技者またはチームの一方がその場にいないとき。または、同時射ちの場合、一方の競技者またはチームが、競技の開始時にその場にいないとき。その時点で、その場にいる競技者またはチームをそのマッチの勝者とする。

5 アンマークコースのユニット

標的の数	フィールド 標的面の 直径(cm)	射 距 離 (m)		
		黄色のペグ	青色のペグ	赤色のペグ
		ペアボウキャデット ロングボウ*	リカーブキャデット コンパウンドキャデット ペアボウ インスティンクティブボウ *	リカーブ コンパウンド
1ユニット 1 2 標的 最少～最多	20	5 ~ 10	5 ~ 10	10 ~ 15
2~4	40	10 ~ 15	10 ~ 20	15 ~ 25
2~4	60	15 ~ 25	15 ~ 30	20 ~ 35
2~4	80	20 ~ 35	30 ~ 45	35 ~ 55

可能な限りポストごとに距離を変化させ、同じ直径の標的面の3標的の距離は、長距離、中距離、短距離の間で変化させるように組み合せる。

6 マークコースのユニット（ロングコース）

標的の数	フィールド 標的面の 直径(cm)	射 距 離 (m)		
		黄色のペグ	青色のペグ	赤色のペグ
		ペアボウキャデット ロングボウ*	リカーブキャデット コンパウンドキャデット ペアボウ インスティンクティブボウ *	リカーブ コンパウンド
1ユニット 1 2 標的	20	5 - 10 - 15	5 - 10 - 15	10 - 15 - 20
3	40	10 - 15 - 20	15 - 20 - 25	20 - 25 - 30
3	60	20 - 25 - 30	30 - 35 - 40	35 - 40 - 45
3	80	30 - 35 - 40	40 - 45 - 50	50 - 55 - 60

*レクリエーションフィールドラウンド

(1) 必要であれば5mでは、±2mまで調整することができる。この場合、正しい距離をペグに表示する。

マークラウンドの60cm 標的面は、2枚設置するのが望ましい。16標的のコースでは、中距離の標的面寸法の標的を1標的ずつ追加する。20標的のコースでは、さらに長距離および短距離の標的面寸法の標的を2標的ずつ

追加する。

7 マークコースのユニット（ショートコースーその他の大会）

標的の数 1ユニット 12標的 最少～最多	フィールド 標的面の 直径 (cm)	射 距 離 (m)		
		黄色のペグ	青色のペグ	赤色のペグ
		ペアボウキャデット ロングボウ*	リカーブキャデット コンパウンドキャデット ペアボウ インスティンクティブボウ *	リカーブ コンパウンド
2～4	20	5～10	5～10	10～15
2～4	40	10～15	10～20	15～25
2～4	60	20～25	15～30	20～35
2～4	80	30～35	30～45	35～55

- (1) 所定の範囲内で距離は調整できるが、このときは正確な距離を表示する。
- (2) 許容誤差は、5m～15mでは±25cm、15m～60mでは±1m。
- (3) ショートラウンドでは、12標的で、標的面の寸法ごとに1個の歩み寄りまたはファンショットの標的が入ってもよい。
- (4) 歩み寄りまたはファンショットを使用する場合、最初のペグのみにその距離を表示しなければならない。
- (5) マークラウンドの60cm標的面は2枚設置する。

8 イリミネーションラウンドのユニット (マークのみ)

(1) イリミネーションラウンド1回戦は12標的。

(2) イリミネーションラウンド2回戦は8標的。

イリミネーション ラウンド	標的 の数	標的面 の直径 (cm)	標的面 の数	射 距 離 (m)	
				青色のベグ	赤色のベグ
				ペアボウ	リカーブ コンパウンド
1	1	20	12	15	20
1	1	40	4	25	30
1	1	60	2	35	40
1	1	80	1	40	50
1 & 2	1	40	4	15	20
1 & 2	1	60	2	35	40
1 & 2	1	60	2	30	35
1 & 2	1	80	1	45	55
1 & 2	1	20	12	10	15
1 & 2	1	40	4	20	25
1 & 2	1	60	2	40	45
1 & 2	1	80	1	50	60

● 距離は表に記載のとおり。

● 土2mまで調整できるが、この時は正確な距離を表示する。

● 許容誤差は、5m～15mでは±25cm、15m～60mでは±1m。

9 ファイナルラウンドのユニット (および団体戦1/4ファイナル)

マーク8標的。準決勝戦では、標的は主催者の意向で配置できるが、メダルファイナルでは、最終標的が最長距離になるように設置する。

全8標的 団体戦 準々決勝戦 で使用	標的 の数	フィールド 標的面の 直径 (cm)	標的面 の数	距 離 (m)	
				青色のベグ ペアボウ	赤色のベグ リカーブ コンパウンド
準決勝戦で 使用する標的	1	20	12	15	20
	1	40	4	25	30
	1	60	2	35	40
	1	80	2	45	55
メダルファイ ナルで使用す る標的	1	20	12	10	15
	1	40	4	20	25
	1	60	2	40	45
	1	80	2	50	60

- (1) 準決勝戦で使用する前半4標的およびメダルファイナルで使用する後半の4標的の最後の標的で80cm標的面を使用すれば、標的はどの様な順番でも良い。
- (2) メダルファイナルでは、各カテゴリーの競技者は、それぞれ1グループとなって次の順序で開始する。
- ・ペアボウ女子
 - ・ペアボウ男子
 - ・リカーブ女子
 - ・リカーブ男子
 - ・コンパウンド女子
 - ・コンパウンド男子
- (3) 主催者はファイナルラウンドを1連の連続したラウンドとして行うか、準決勝戦およびメダルマッチの間に休憩を入れるかを決定する。4番目の標的を行射した後で、グループの組み直しをする。準決勝戦で同点となった場合、グループの組み直しの前に、4番目の標的でシートオフを行う。主催者は、競技進行を早めるために異なるカテゴリーを別のコースで行うことができる。

10 アーチェリーレクリエーションラウンド

第113条 (3Dアーチェリー)

1 3D選手権ラウンド

3D選手権ラウンドは、個人戦は2回の予選ラウンド（クオリフィケーションラウンド）、2回のイリミネーションラウンドおよびファイナルラウンドからなり、団体戦はイリミネーションラウンドおよびファイナルラウンドからなる。

- (1) 主催者は、(参加競技者数に応じて) 予選ラウンド用に24標的のコースを3または4コース準備する。最初の予選ラウンドの後、各部門の競技者は、その部門がまだ行射していない他のコースに移動する。
- (2) 主催者は、第1イリミネーションラウンド用に12標的のコースを3コース準備する。第2イリミネーションラウンドは、各部門の競技者は、その部門がまだ行射していない他のコースに移動し、そこで8標的を行射する。
- (3) ファイナルラウンドは、8標的 (1標的の番号に2つのアニマル標的を設置) のコースを観客が近付きやすい場所に準備する。ただし、競技の開始前、ファイナルラウンド進出者が観客エリアからコースの距離を推測できる可能性があつてはならない。
- 主催者は、全競技者 (個人およびチーム) が第1標的から競技を開始できるように、準決勝戦およびメダルファイナルを1ラウンドまたは2つの別のコースでの日程を計画することができる。
- (4) 個人戦は以下のとおりとする。
- a 2回の予選ラウンド (クオリフィケーションラウンド)

b 2回の個人イリミネーションラウンド

- 2回の予選ラウンドを通過した各カテゴリーの上位16名が、第1イリミネーションラウンドで12標的を行射する。
 - 第1イリミネーションラウンドを通過した各カテゴリーの上位8名が、第2イリミネーションラウンドを8標的の行射する。
 - 競技者数が第1イリミネーションで16名以下、または第2イリミネーションで8名以下の場合、全競技者がそれぞれのイリミネーションラウンドに出場できる。
- c 第2イリミネーションラウンドを通過した各カテゴリーの上位4名が、それぞれ4標的の2マッチ（準決勝戦およびメダルファイナル）を行う。
- 1組目のマッチ（準決勝戦）では、1位の競技者が4位の競技者と、2組目のマッチでは、2位が3位と対戦する。勝者はゴールドメダルマッチに、敗者はブロンズメダルマッチに進む。
 - 準決勝戦では、2位の競技者と3位の競技者の対戦が常に先に行射する。それに続き1位の競技者と4位の競技者の対戦を行う。
 - ファイナルラウンドでは1位および2位の競技者が、左側から行射する。
 - 対戦する2名の競技者は、そのマッチを同時に行射する。
 - ファイナルラウンドでは、各カテゴリーの競技者は次の順序で開始する。
 - ・ ロングボウ女子
 - ・ ロングボウ男子
 - ・ インスティンクティブボウ女子
 - ・ インスティンクティブボウ男子
 - ・ ベアボウ女子
 - ・ ベアボウ男子
 - ・ コンパウンド女子
 - ・ コンパウンド男子

またはすべての部門の女子が先に行射し、その後に男子が行射する。

(5) 団体戦

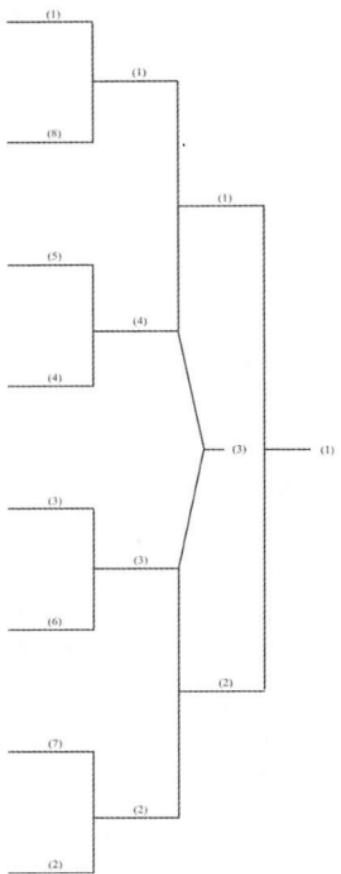
チームの各競技者は、自分の部門のペグから1標的に1射する。

- a 団体戦イリミネーションラウンド（準々決勝戦）は、各種別の2回の予選ラウンドを通過した上位8チームが8標的を行射する。
- チームは、コンパウンド、ロングボウ、およびインスティンクティブボウまたはベアボウからの各1名の競技者で構成する。チーム順位は、各カテゴリーの第2予選ラウンド後の最高得点競技者による（インスティンクティブボウおよびベアボウの両部門で競技している場合、高得点部門が対象となる）。チームの監督は、そのカテゴリーの最高得点競技者を団体戦のメンバーに選ぶ必要はない。
 - チームは、各カテゴリーの第2予選ラウンド後の個人成績により団体順位が決められ、これによりトーナメント表に割り当てられる（図1：フ

フィールド用トーナメント表参照)。

- 第1標的では、高順位チームが先攻、後攻を決定する。その後の標的では、合計得点の低いチームが先に行射する。同点の場合、開始時に先攻したチームが先に行射する。
 - 8標的でそれぞれ4マッチを行う。各競技者は、自分の部門のペグから、1標的に1射する。(トーナメント表を参照)。各マッチの勝利チームは、団体戦ファイナルラウンドに進出する。
 - 行射の順番
 - i) 全チームが、第1標的から競技を開始する場合、以下の組み合せの順番とする。4位対5位。3位対6位。2位対7位。1位対8位。高順位チームが先攻、後攻を決定する。その後の標的では、合計得点の低いチームが先に行射する。同点の場合、開始時に先攻したチームが先に行射する。男子チームの前に女子チームが開始する。
 - ii) 全チームが、同時に競技を開始する場合、それぞれが割り当てられた標的から開始する。男女のチームは、上記と同じ順番で行射する。
 - 各マッチの勝者は、団体戦ファイナルラウンドに進む。
- 2) 団体戦ファイナルラウンドは、団体戦イリミネーションラウンドを通過した上位4チームが4標的で2マッチを行う(準決勝戦およびメダルファイナル)。
- 第1マッチ：準決勝戦
2位対3位の組が第1標的で準決勝戦を開始する。第1組が第1標的を終了して、標的が使用可能になったとき、1位対4位の組が準決勝戦を開始する。
第1標的では、高順位チームが先攻、後攻を決定する。その後の標的では、合計得点の低いチームが先に行射する。同点の場合、開始時に先攻したチームが先に行射する。各競技者は、自分の部門のペグから1標的に1射する。
対戦の勝利チームはゴールドメダルマッチに、敗退チームはブロンズメダルマッチに進む(メダルファイナル)。
 - 第2マッチ：メダルファイナル
メダルファイナルは、4標的を追加して行う(個人戦ファイナルの行射手順参照)。
- (個人、団体とも、図1：フィールド用トーナメント表参照)

図1：フィールド用トーナメント表（個人／団体）



第114条（クラウトアーチェリー）
WA憲章および競技規則を参照。

第115条（フライトアーチェリー）
WA憲章および競技規則を参照。

第116条（スキーアーチェリー）
スキーアーチェリーは、クロスカントリースキーとアーチェリーとの複合競技である（WA憲章および競技規則を参照）。

第117条（ランアーチェリー）

ランアーチェリーは、クロスカントリーランニングとアーチェリーとの複合競技である（WA憲章および競技規則を参照）。

第4章 記録の管理

第118条（記録の定義）

- 1 得点が既存の得点を1点以上上回ったとき、新記録の樹立とする。
- 2 アウトドアアーチェリーで満点の場合、インナー10（X）数を勘定し、既存の記録より1個以上多いとき、新記録の樹立とする。
- 3 個人記録・団体記録

(1) 個人とは、本連盟に所属し会員登録したものをいう。

(2) 団体（チーム）とは、アーチェリー競技を行う団体で本連盟に登録した会員により編成されたものをいう。

登録団体（チーム）

a 全日本学生アーチェリー連盟に所属するものをもって構成される団体（チーム）

(所在する単一大学の在学生で編成された団体)

b 全国高等学校体育連盟アーチェリー専門部に所属するものをもって構成される団体（チーム）

(所在する単一高等学校の在学生で構成された団体)

上記団体の複数校が統廃合により合同で編成された団体（年度途中で合同チームの登録を単独のチーム登録に変更することはできない）

c 中学生によって構成される団体（チーム）

(所在する単一中学校の在学生で編成された団体)

d 小学生によって構成される団体（チーム）

(所在するスポーツ少年団およびクラブチームで、小学生で編成された団体)

e 全日本実業団アーチェリー連盟に所属するものをもって構成される団体（チーム）

(事業所単位で編成された団体)

f その他、国民体育大会・国際競技会で編成された団体（チーム）

第119条（記録の対象）

記録の対象となる得点記録は、本連盟が公認する競技会の得点記録でなければならない。

第120条（記録の種類）

記録の種類は下記によるものとする。

- 1 アウトドアアーチェリーにおけるリカーブおよびコンパウンド部門のキャデ

ット女子、キャデット男子、ジュニア女子、ジュニア男子、一般女子、一般男子、マスター女子およびマスター男子が対象となる。

- ・ 1440ラウンド
 - ・ 90m (36射)
 - ・ 70m (36射)
 - ・ 60m (36射)
 - ・ 50m (36射、キャデット女子およびマスター女子は122cm標的面)
 - ・ 50m (36射、80cm標的)
 - ・ 40m (36射、キャデット女子およびマスター女子)
 - ・ 30m (36射)
- 1440ラウンドの中で行射された記録だけが、上記距離の記録となる。
- ・ 70m ラウンド (72射)
 - ・ 60m ラウンド (72射、キャデットおよびマスター)
 - ・ 団体 1440 ラウンド (3名×144射)
 - ・ 団体 70m ラウンド (3名×72射)
 - ・ コンパウンド 50m ラウンド (72射)
 - ・ 団体 コンパウンド 50m ラウンド (3名×72射)
 - ・ 個人 コンパウンド マッチ ラウンド (15射)
 - ・ コンパウンド 団体 マッチ ラウンド (24射)
 - ・ コンパウンド ミックス ラウンド (16射)
 - ・ 個人 戦の 50・30m ラウンド (72射)
 - ・ 団体 戦の 50・30m ラウンド (3名×72射)
- 2 インドアーアーチェリーにおけるリカーブおよびコンパウンド部門のキャデット女子、キャデット男子、ジュニア女子、ジュニア男子、一般女子、一般男子、マスター女子およびマスター男子が対象となる。
- ・ 25m
 - ・ 18m
 - ・ インドア コンパウンド 団体 マッチ ラウンド (24射)
 - ・ インドア コンパウンド 個人 マッチ ラウンド (15射)
- 3 パラアーアーチェリーは、第2部第19章参照。

第121条（記録の管理）

- 1 記録の管理は別に定める規程による。
- 2 本連盟で管理する公認記録は日本記録・日本ジュニア記録・日本キャデット記録・日本国際記録とする。また参考記録として日本中学生記録・日本高校記録を管理する。

第5章 スターバッジ

第122条 (スターバッジ)

1 スターバッジは、公認競技会で記録された各競技種目、各部門の記録に応じて交付される。

アウトドア リカーブ (70mラウンド)

バッジの色	ホワイト	ブラック	ブルー	レッド	ゴールド	パープル
得点	500点	550点	600点	650点	675点	700点

アウトドア コンパウンド (50mラウンド)

バッジの色	ホワイト	ブラック	ブルー	レッド	ゴールド	パープル
得点	500点	550点	600点	650点	675点	700点

アウトドア リカーブ (1440ラウンド)

バッジの色	ブロンズ	シルバー	ゴールド	レッド	ホワイト	パープル
得点	1000点	1100点	1200点	1300点	1350点	1400点

アウトドア コンパウンド (1440ラウンド)

バッジの色	ブロンズ	シルバー	ゴールド	レッド	ホワイト	パープル
得点	1000点	1100点	1200点	1300点	1350点	1400点

インドア リカーブ (18mラウンド)

バッジの色	ブロンズ	シルバー	ゴールド	レッド	ホワイト	パープル
得点	490点	520点	550点	575点	585点	595点

インドア コンパウンド (18mラウンド)

バッジの色	ブロンズ	シルバー	ゴールド	レッド	ホワイト	パープル
得点	490点	520点	550点	575点	585点	595点

フィールド リカーブ (マーク12標的)

バッジの色	ブロンズ	シルバー	ゴールド
得点	男子	115点	144点
	女子	97点	126点

フィールド コンパウンド (マーク 1 2 標的)

バッジの色	ブロンズ	シルバー	ゴールド
得 点	男子 1 2 5 点	1 5 9 点	1 8 9 点
	女子 1 0 7 点	1 3 9 点	1 7 1 点

フィールド ベアボウ (マーク 1 2 標的)

バッジの色	ブロンズ	シルバー	ゴールド
得 点	男子 1 1 5 点	1 4 4 点	1 6 9 点
	女子 9 7 点	1 2 6 点	1 5 1 点

全種目・全部門 共通

グリーンバッジ (安全バッジ)

アウトドア	3 0 m 3 6 射	2 0 0 点以上
インドア	1 8 m 6 0 射	2 4 0 点以上
フィールド (B B • R C)	マーク 1 2 標的	5 0 点以上
フィールド (C P)	マーク 1 2 標的	6 0 点以上

第 6 章 競技場の設営
(ターゲットアーチェリー)

第 1 2 3 条 (競技場のレイアウト)

- 競技場は、四角形に区切られ、距離は、各標的面の中心の直下の位置からシューティングラインまでを正確に計測する。
距離の許容誤差は、90、70、60m で±30cm、50、40、30m で±15cm、25m、18m で±10cm とする。
- ウェイティングラインは、シューティングラインの後方、アウトドアでは5m 以上、インドアでは3m 以上の位置に設置する。メディアラインはウェイティングラインの前方1m の位置に設置する。必要なときには、ダブルウェイティングライン等を設置することができる。
- 標的はアウトドアでは10度から15度、インドアでは垂直から15度後傾までの任意の角度で設置する。ただし、1列に並べられた標的は、すべて同じ角度とする。
- 競技場内のバットレスに取り付けられた標的面の中心の高さは、常に一直線に見えるようにする。
- 同一カテゴリーの全競技者は、同一競技場内で競技する。
- 原則として、1個の標的に3名の競技者が行射するのに必要な数の標的を設置する。競技場の都合で不可能な場合、1個の標的に4名の競技者とし、これを限度とする。
- 各標的に対応するシューティングライン上に印が付けられ、標的番号に対応す

る番号板をシューティングライン前方1～2mの間に設置する。

2名またはそれ以上の競技者が同じ標的を同時に射する場合、シューティングライン上に行射する位置の印が付けられ、1競技者について最低80cmの間隔が確保されなければならない。なお車椅子競技者の参加がある場合、さらに広い間隔を必要とする。

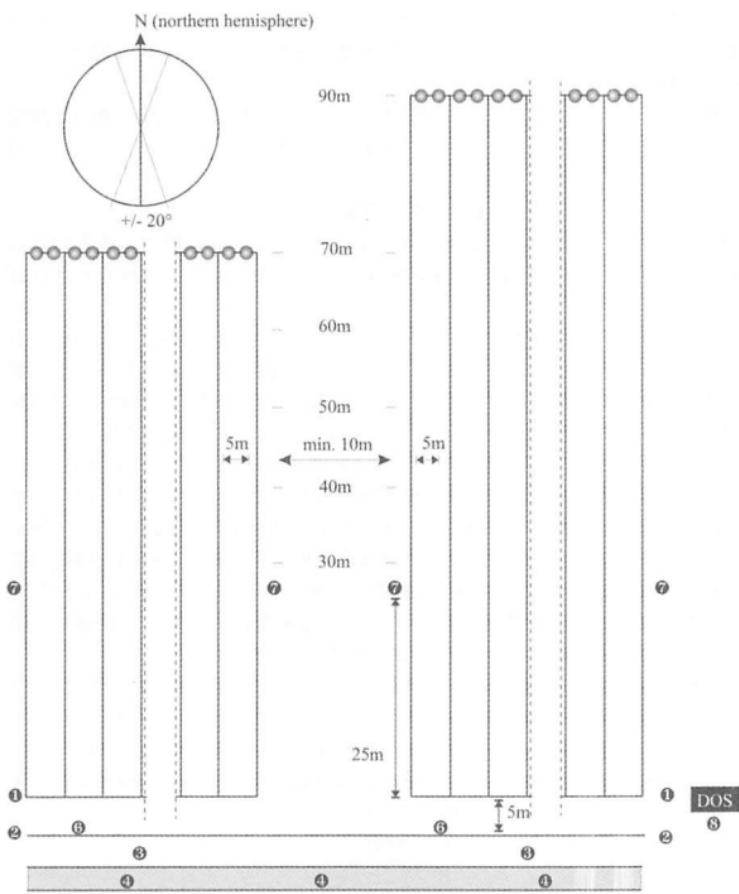
- 8 競技場をシューティングレーンで分割し、その中に1個から4個の標的を設置する。このレーンは、シューティングラインからターゲットラインまで、直角のラインを設置して明示する。
- 9 シューティングライン前方3mの位置に3mラインを設置する。
- 10 観客の安全のため、競技場の周囲に適当なバリアを設ける。標的の後方の人の動き等によって、競技者の集中力を阻害するがないように注意しなければならない。

アウトドアのバリアは、90mのターゲットラインの左右の端から20m以上離れた位置に設置する。シューティングラインの端から10m以上離れた位置まで幅を減少して直線で設置してもよい。これにより、標的が移動して30mの距離となったときにはターゲットラインから約13mの間隔を保つことができる。また、このバリアは、ウェイティングラインの手前では10m以上、また、90mのターゲットラインの後方は、50m以上なくてはならない。これにより、標的が30mに移動したとき、安全区域が110mに広がる。矢止めとして効果的なネット、盛土または同様な設備等、適切な遮蔽物を標的の後方に設けることによって、50mの距離は、減少することができる（ただし、垣根、貫通してしまうフェンスは不可）。この遮蔽物は、90mの距離で、標的の上を外れた矢を止めるのに充分な高さでなければならない。

インドアの施設では、観客の安全のため、その広さに応じて会場の周囲にバリアを設置する。バリアはターゲットラインの左右の端から10m以上、ウェイティングライン手前で5m以上とする。観客は、ターゲットラインを越えてはならない。施設が狭く所定のバリアを両端に設置できない場合、観客はウェイティングライン手前のバリアを超えてはならない。

（図2：推奨される会場レイアウト 参照）

図2：推奨される会場レイアウト



- | | |
|--------------------|-------------------------|
| ① SHOOTING LINE | ⑥ SPECTATORS BARRIER |
| ② WAITING LINE | ⑦ JUDGES SEATS |
| ③ EQUIPMENT AREA | ⑧ LIGHTS/DIGITAL CLOCKS |
| ④ COMPETITORS AREA | ⑨ DOS STAND |

11 イリミネーションラウンドの標的は、対戦する1対2つを近接して設置する。

12 オリンピックラウンドおよびコンパウンドマッチラウンドでは、イリミネーションラウンドおよびファイナルラウンドの間、競技が進行している間に競技者が練習できるように、競技会場の近くに練習場を併設する。

13 団体戦では、ショーティングラインの手前1mに、明瞭なラインを設置する。

- 14 団体戦では、1m ラインの手前に、競技者エリアを設置する。このエリアは3名の競技者およびその用具が収容できる広さとし、さらにその手前にコーチエリアを設置する。広さに余裕があれば、両チームの間に小さな審判員エリアも設置する。

第 1 2 4 条 (会場の設備と標的の得点帯)

1 バット (バットレス)

バットの形状は円形でも四角形でもよいが、得点帯の最外側を外した矢でも、確実にバット上に残る大きさとし、的中した矢を適正に採点できるものとする。

- (1) バットは脚に固定する。脚は風で倒されるのを防止するため、杭で地面に確実に固定する。矢を損傷する恐れのあるバットの一部分や脚には、覆いをしなければならない。特にバットに2枚以上の標的面を設置する場合、バットを貫通した矢が支持物に当って破損するがないように注意する。

(図3：アウトドアターゲットバットの設置、および図4：インドアターゲットバットの設置 参照)

図3：アウトドアターゲットバットの設置（例）

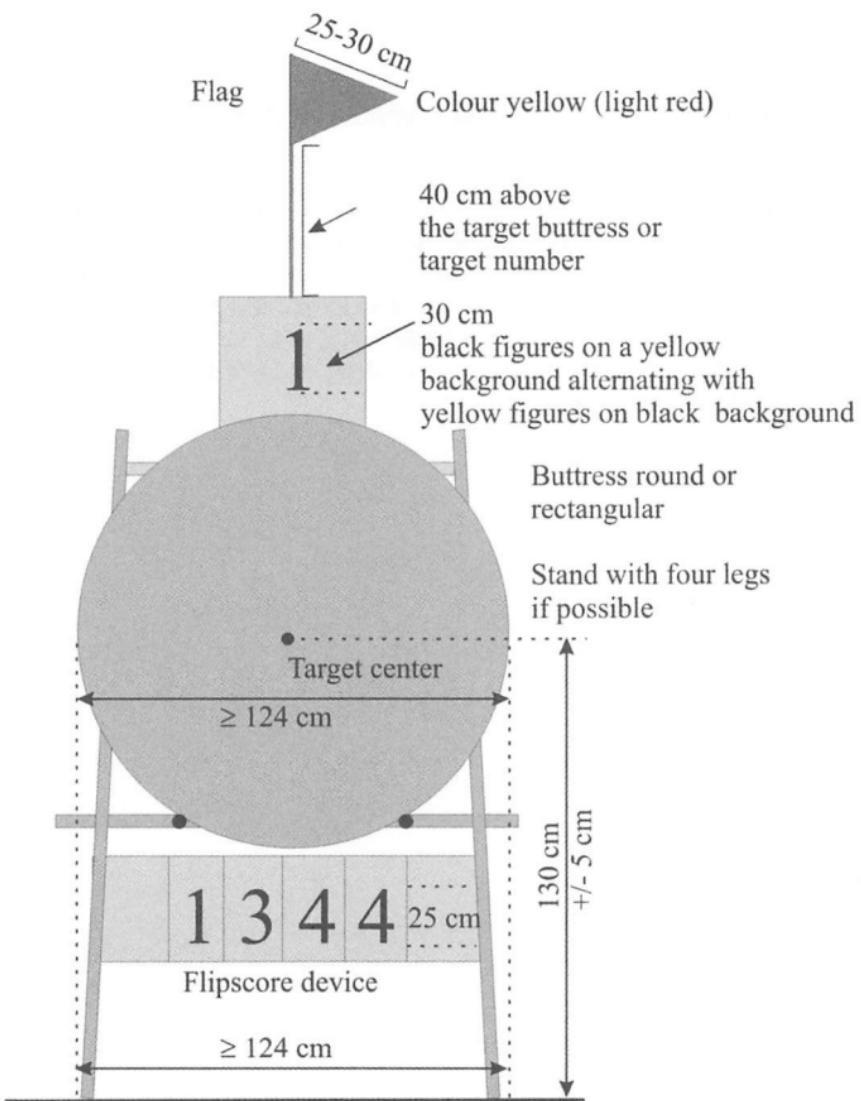
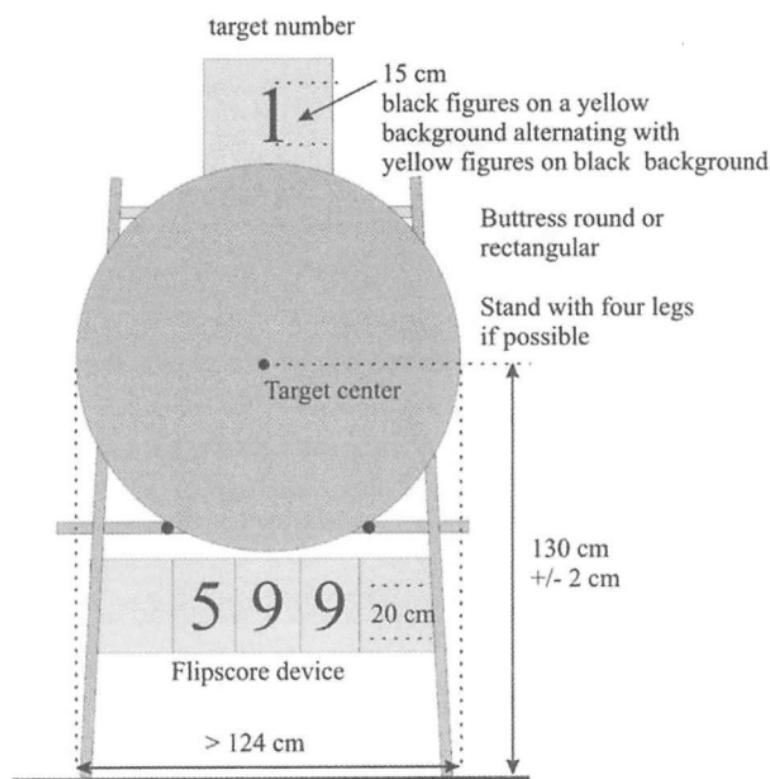


図4：インドアターゲットバットの設置（例）



- (2) 各バットレスには標的番号を付ける。番号板の高さは、アウトドアでは30cm以上、インドアターゲットでは15cm以上とし、黄色地に黒色文字と黒色地に黄色文字とを（例えば「1」は黄色地に黒色文字、「2」は黒色地に黄色文字のように）交互に使用する。この番号板は、各標的の中心の上方または下方に、標的面と重ならないように設置する。

2 標的面

アウトドアの標的面は、以下の5種類である。

- 122cm 標的面（直径：122cm）
- 80cm 標的面（直径：80cm）
- 80cm-6 リング標的面（5～10点の得点帯、複数設置）
- 80cm-5 リング標的面（6～10点の得点帯、複数設置。2015年1月1日以降廃止）

- アカデミックラウンド ヒット／ミス標的面
インドアの標的面は、以下の 10 種類である。
- 60 cm 標的面
- 60 cm 三角三つ目標的面
- 60 cm 縦三つ目標的面
- 40 cm 標的面
- 40 cm 三角三つ目標的面
- 40 cm 縦三つ目標的面
- 40 cm-R 三角三つ目標的面
- 40 cm-C 三角三つ目標的面
- 40 cm-R 縦三つ目標的面
- 40 cm-C 縦三つ目標的面

※R : リカーブ用、C : コンパウンド用

公認競技会に使用される標的面は、WAが承認した製造業者が製作した標的面でなければならない。

(1) 標的面の仕様

122 cm、80 cm、60 cm および 40 cm 標的面は、5 個の同心の色環帶に分けられ、その配色は中心から外側に向かって黄色（ゴールド）、赤色、淡青色、黒色、白色である。各色環帶は更に細線によって 2 個の同幅の得点帶に分割され、黄色（ゴールド）の中心から計測して、同じ幅の 10 個の得点帶が形成される。

- 122 cm 標的面は、6.1 cm
- 80 cm 標的面は、4 cm
- 60 cm 標的面は、3 cm
- 40 cm 標的面は、2 cm

すべての分割線は、いずれも高い得点帶に含まれる。淡青色と黒色、および黒色と白色の間には分割線は設けられない。白色環帶の最外側を示す区分線は得点帶に含まれる。分割線および最外側線の太さは、2 mm 以下とする。標的面の中心に小さな「+」（クロス）を付け、その位置を示す。その線の太さは 1 mm、長さは 4 mm 以下とする。122 cm 標的面で直径 6.1 cm、80 cm 標的面で直径 4 cm のインナー 10（スコアカードには、X が記される）は同点の際の順位決定に必要である。インドアコンパウンド競技では、60 cm 標的面の 10 点は直径 3 cm、40 cm 標的面の 10 点は直径 2 cm である。

- アウトドアの 80 cm-6 リング標的面は、50 m、40 m および 30 m で使用する（世界アーチェリー選手権大会の 50 m および 30 m では、三角配置が義務付けられる）。この標的面は、80 cm 標的面と同じ寸法であるが、4 点から 1 点の得点帶が取り除かれたものである。従って、最低の得点帶は淡青色の 5 点である。
- アウトドアの 80 cm-5 リング標的面は 30 m で使用する。この標的面は、

80cm 標的面と同じ寸法であるが、5点から1点の得点帯が取り除かれたものであり、従って、最低の得点帯は淡青色の6点である。

- インドアの三つ目標的面は以下のとおりに使用する。(インドアマッチラウンドでは、40cm三つ目標的を使用する。世界インドア選手権大会では、RおよびC縦三つ目標的面を使用しなければならない) これらの標的面は、40cm (60cm) 標的面と同じデザインであるが、5点から1点までを取り除く。従って、最低得点帯は、淡青色の6点である。白地の紙面上に、3個の小標的面を正三角形に、または垂直に配置する。各標的面中心間の距離は、60cm標的面では約32cm、40cm標的面では約22cmとする。通常の40cm三つ目標的面と、R (リカーブ) およびC (コンパウンド) 三つ目標的面には相違がある。三つ目、縦ともに、40cm三つ目標的面の10点の寸法が異なる。R (リカーブ) の40cm標的面の10点は40mmであり、C (コンパウンド) 40cm標的面の10点は20mmである。

(2) 得点と色の指定

得 点	色	パントーンコード
10点	黄 色	107U
9点	黄 色	107U
8点	赤 色	032U
7点	赤 色	032U
6点	淡青色	306U
5点	淡青色	306U
4点	黒 色	製版インクの黒色
3点	黒 色	製版インクの黒色
2点	白 色	—
1点	白 色	—

(3) 寸法の許容誤差

アウトドアの標的面は、それぞれの得点帯の直径を計測する。その許容誤差は、中心を通って計測したとき、10、9、8点では±1mm、他の得点帯では±2mm とする。

得点帯	標的面および得点帯 の直径 (cm)		許容誤差 (±mm)
	1 2 2	8 0	
インナ-10	6. 1	4	1
1 0	1 2. 2	8	1
9	2 4. 4	1 6	1
8	3 6. 6	2 4	1
7	4 8. 8	3 2	2
6	6 1. 0	4 0	2
5	7 3. 1	4 8	2
4	8 5. 4	5 6	2
3	9 7. 6	6 4	2
2	1 0 9. 8	7 2	2
1	1 2 2. 0	8 0	2

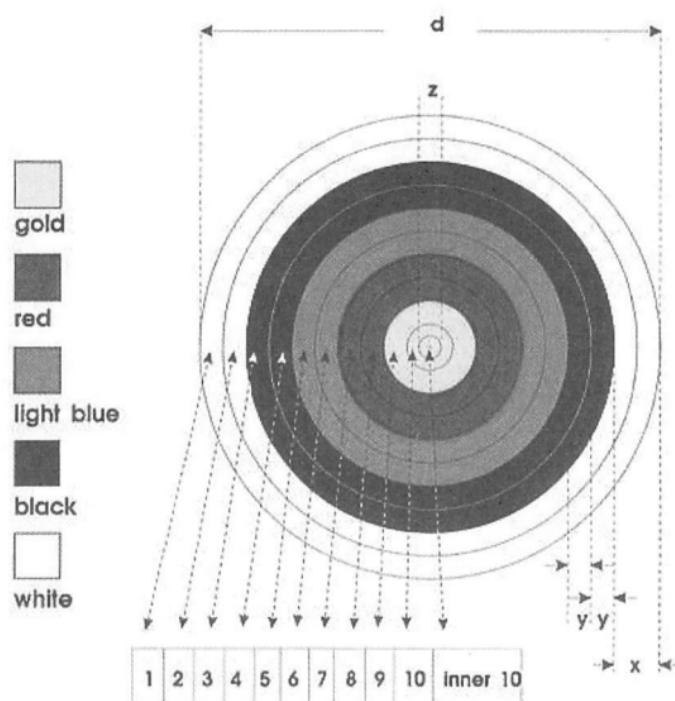
インドアの標的面は、それぞれの得点帯の直径を計測する。その許容誤差は、中心を通って計測したとき、1 0、9、8点では±1mm、他の得点帯では±2mmとする。

得点帯	標的面および得点帯 の直径 (cm)		許容誤差 (±mm)
	6 0	4 0	
コンバウンド 10	3	2	1
リカーブ 10	6	4	1
9	1 2	8	1
8	1 8	1 2	1
7	2 4	1 6	2
6	3 0	2 0	2
5	3 6	2 4	2
4	4 2	2 8	2
3	4 8	3 2	2
2	5 4	3 6	2
1	6 0	4 0	2

コンバウンド部門では、インナー 1 0 のみを 1 0 点と採点し、その他の黄色得点帯は 9 点と採点する。ただし、コンバウンド W 1 部門で競技者がリカーブ用サイトを使用する場合、リカーブの 1 0 点 (4 cm) を採点する。

標的面は図5：標的面と得点帯 参照

図5：標的面と得点帯



d	x	y	z
diameter of face	color zone	scoring zone	diameter of inner 10
122 cm	12.2 cm	6.1 cm	6.1 cm
80 cm	8 cm	4 cm	4 cm
60 cm	6 cm	3 cm	3 cm
40 cm	4 cm	2 cm	2 cm

(4) アカデミックラウンド ヒット／ミス標的面

a アカデミックラウンド標的面は、ヒットおよびミスの2個のゾーンで形成

する。

- b 標的面のヒットゾーン（スポット）は直径 24.4 cm とする。
- c ヒットゾーンの色は、黄色（ペントーンコード：107U）とする。
- d ミスゾーンの色は、赤色（ペントーンコード：032U）とする。

（5）標的面の材質

標的面は、紙またはその他の適切な材質で作られる。同一カテゴリーで使用する標的面は、すべて同一の色調および同一の材質で作られたものとする。

3 アウトドア各距離の標的面の寸法と標的面の設置

122 cm 標的面は、90m、70m および 60m の距離（キャデット、マスター女子 50m）で使用する。80 cm 標的面は 50m、40m および 30m の距離で使用する。

- （1）標的面の中心は（水平な）地面から計測して 130 cm とする。誤差は ± 5 cm を超えてはならない。
- （2）50m、40m および 30m で、マルチ標的面（5 または 6 リング）を三角または四角に設置する場合、地面から上段の標的面の中心の高さは 172 cm を上限とし、下段の中心の高さは、地上から 90 cm を下限とする。同じ高さの 2 枚の標的面の得点帯間の距離は、最小 2 cm とする。
- （3）30m で 3 枚の標的面（5 リング）を水平に設置する場合、地面から標的面の中心を地上 130 cm（± 5 cm）、得点帯間の距離は、最小 2 cm とする。

（4）コンパウンドマッチラウンドの標的面の設置

80 cm-6 リング標的面を以下のように設置する。

- 同時行射のイリミネーションラウンドでは、2 枚の標的面を水平に設置する。左の競技者が左の標的面を、右の競技者が右の標的面を、それぞれ 3 射する。
- 交互行射のファイナルラウンドでは 1 標的に 1 枚の標的面を設置する。
- 団体戦およびミックス戦では、チームごとの 1 標的に 2 枚の標的面を水平に設置する。1 標的面に 3 射（団体戦）または 2 射（ミックス戦）する。（図 6：2 枚の 5-10 の得点帯のある標的面 参照）
- 団体戦およびミックス戦のシュートオフは、1 枚の標的面を行射する。

図6：2枚の6リング標的面



4 インドア各距離の標的面の寸法と標的面の設置
6 0 cm 標的面は、2 5 m の距離で使用する。4 0 cm 標的面は1 8 m の距離で使
用する。

(1) ラウンドおよび標的面

インドアマッチャラウンドでは、4 0 cm 三つ目標的面を使用する。イリミネ
ーションラウンドおよびファイナルラウンドでは、各標的に1対の標的面を
設置する。世界アーチェリーアンダーラウンドアーチェリーオンダーラウンドでは、縦三つ目標的面が必
須である。他のすべての競技会では、単一標的面または三つ目標的面の使用
は、主催者の選択による。同じ種別および部門の競技者は同一の標的面を行
射する。

a 一枚の4 0 cm 標的面または1対の4 0 cm 標的面の設置

4 0 cm 標的面または4 0 cm 縦三つ目標的面の中心の高さは、床面
から1 3 0 cm とする。三角三つ目標的面を設置する場合、下段の2つ標
的面の中心から高さを計測する。標的面を1対で設置する場合、2枚の標

的面の得点帯間の最小距離は 10 cm とする。2 枚の 60 cm 標的面の得点帯間の最小距離は 2 cm とする。

- b 4 枚の 40 cm 標的面または 4 枚の三角三つ目標的面の設置
4 枚の 40 cm 標的面の場合、上段の標的面の中心の高さは床面から 162 cm を上限とし、下段の中心の高さは、地上から 100 cm を下限とする。
4 枚の三角三つ目標的面を設置する場合、最上段の三つ目標的面の中心の高さを上限の高さとし、最下段の三つ目標的面の中心の高さを下限の高さとする。同じ高さの 2 枚の標的面の得点帯間の最小距離は 10 cm とする。
それぞれの標的面は、バットの 4 分の 1 の区域に 1 枚ずつ設置する。
(図 7 : 4 × 4 インドア用 40 cm 標的面 および 図 8 : 4 × 4 インドア用三角三つ目 40 cm 標的面 参照)

図 7 : 4 × 4 インドア用 40 cm 標的面

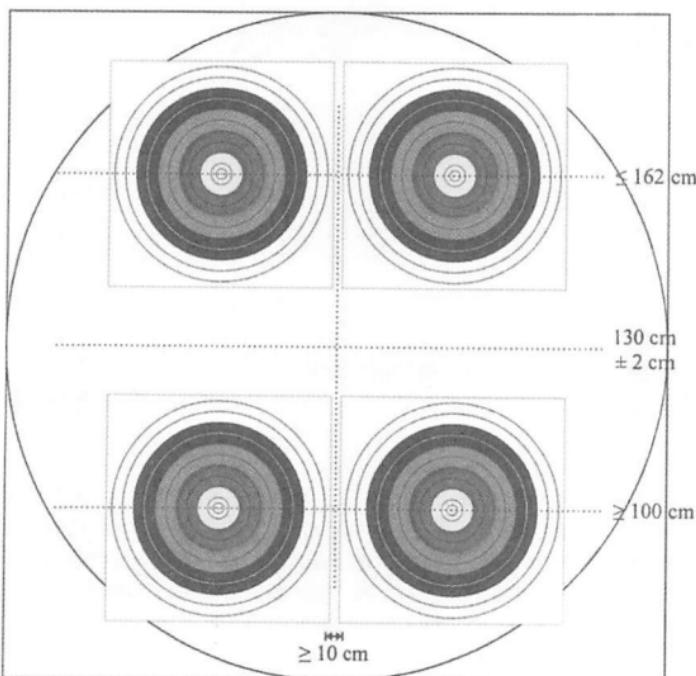
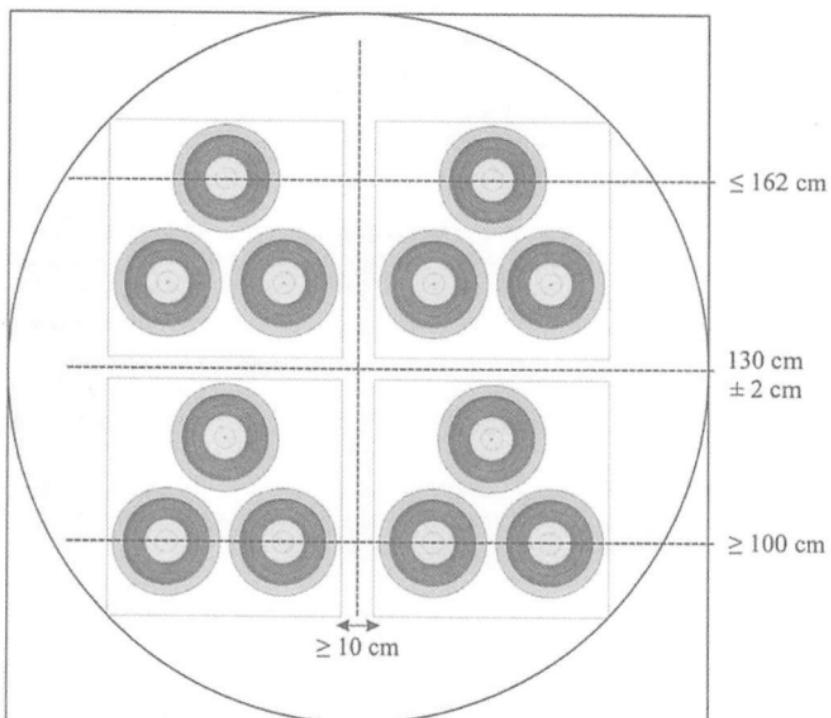


図8：4×4 インドア用三角三つ目 40cm 標的の面



c 4枚および2枚の縦三つ目標的面の設置

4枚の縦三つ目標的面の場合、中段の標的面の中心の高さは床面から130cmとする。4枚の標的面の得点帯間の距離は2列目と3列目の間は最小10cmとし、1列目と2列目、および3列目と4列目の間は最小2cmとする。

2枚の縦三つ目標的面（個人戦および団体戦）の得点帯間の最小距離は25cmとする。

1枚の縦三つ目標的面を水平に設置する場合（団体戦のシートオフ）、標的面の中心の高さは床面から130cmとする。

d 標的面の位置の許容誤差は±2cmとする。

5 時間管理装置

(1) 音響および視覚による時間管理装置

DOS（第130条参照）は、以下により行射を管理する。

- ホイッスルまたはその他の音響装置により、制限時間の開始および終了を管理する。
- 上記の音響による時間管理装置に加えて、デジタル時計、信号灯、旗、表示板またはその他の簡単な装置により制限時間を管理する。
 - a 音響による時間管理装置と視覚による時間管理装置との間に相違が生じた時には、音響による時間管理装置を優先する。
 - b 以下の装置を使用することができる。
- 信号灯
信号灯の色は、赤色、黄色、緑色の順に配列し、赤色を最上段に配置する。信号灯の色は互いに連動し、二つの異なった色が同時に点灯してはならない。信号灯は音響による時間管理装置と連動させ、音響による時間管理装置の第1声と同時に信号灯の色が赤色に、デジタル時計はゼロに変わる。
- デジタル時計
デジタル時計で制限時間を管理するときには、時計の文字の大きさは高さ20cm以上とし、100mの距離から明瞭に読みとれるものとする。この時計は、必要に応じて、瞬時に停止またはリセットできるもので、時間の表示はカウントダウン方式とする。設置する位置、個数等のその他の必要事項は、信号灯に要求される必要事項と同様とする。
デジタル時計を使用する場合、信号灯は使用しなくてもよい。
両装置を併用する場合、それらは連動していなければならない。それぞれの間に相違が生じた時には、デジタル時計を優先する。
- 視覚による時間管理装置は、シューティングライン上の右利き左利き両方の全競技者から見えるように、競技場の両サイドおよび必要であれば標的の中央の分離レーンに、シューティングラインから25m以内の任意の距離に設置する。
- マッチ用時間管理装置
交互に行射するマッチでは、行射の順番を示すために、赤色と緑色の表示灯、カウントダウン式の時計、またはその機能を持つ視覚による時間管理装置を個別に設置する。
- 緊急用備品
制限時間を電気的な装置で管理するときには、装置の故障に備えて、表示板、旗またはその他の簡単な手動の装置を準備しておかなければならない。時間管理を表示板（緊急用備品）で行う場合、表示板の大きさは120cm×80cm以上とする。表示板は、風に耐えるようしっかりと固定され、両面が見えるように簡単に回転できるようにする。表示板の片面を緑色、片面を黄色とする。黄色面は残り30秒を表示し、緑色面はその他の時間帯を表示する。

- 信号灯またはデジタル時計および緊急用備品は主要な競技会では必ず使用しなければならない。

6 その他の機材

主要な競技会では、次の機材を使用しなければならない。その他の競技会では使用することが望ましい。

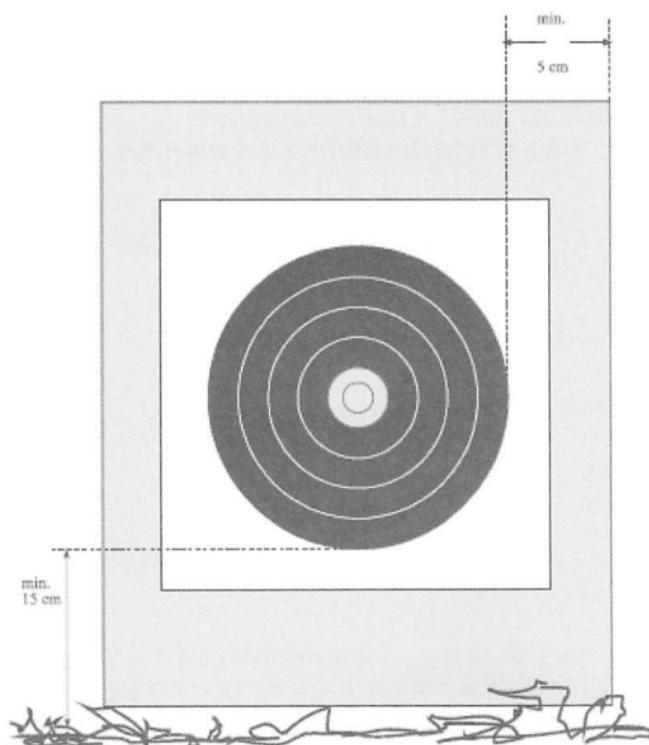
- (1) 各競技者用の競技者番号。
- (2) 全競技者が同時に行射しないときには、行射の順序を表示する装置。文字の大きさは、全競技者が、行射位置から明瞭に読みとれる大きさとする。
- (3) 原則として6射ごとに、少なくとも各種別の上位5位までの累計得点と予選ラウンド通過のための順位および最低点を掲示する大きなスコアボード。
- (4) オリンピックラウンド、コンパウンドマッチラウンド、インドアマッチラウンドでは、個人戦では競技者の氏名または競技者番号を表示し、団体戦ではチーム名を記載したボードをシューティングラインの前方に設置する。
- (5) イリミネーションラウンドでは、各標的の下に3桁の数字の得点表示装置を設置する。
- (6) ファイナルラウンドでは、標的ごとに、1競技者（チーム）に1個ずつ、そのマッチの3射（6射）のそれぞれの矢の得点および累計得点またはセットポイントを表示する遠隔操作のできる得点表示装置を設置する。この得点表示装置には、競技者名またはチーム名を表示する。
- (7) ファイナルラウンドでは、標的の近くにブラインドを設置する。このブラインドは審判員、得点記録員およびエージェントが使用する。
- (8) アウトドアでは、風向きを知るために軽い材料で作られたよく見える色（黄色など）の風見旗を各標的の中央に設置する。その位置はバットまたは標的番号板のいざれか高い方の上端から40cm上方とする。この旗の大きさは、25cm以上で30cm以下とする。
- (9) アウトドアでは、競技場の両脇および競技場が左右に分かれる場合、その中に1個、吹き流しを設置する。吹き流しの位置は、地上2.5mから3.5mの高さとする。
- (10) DOSのための席が設けられた一段高い台またはテント等。
- (11) 拡声装置および無線通信装置。
- (12) ファイナルラウンドの会場または主会場のファイナルエリア以外では、全競技者、チームの監督、コーチおよびその他競技役員のために、ウェイティングラインの後方に充分な数の椅子を設置する。
予選ラウンドおよびイリミネーションラウンドの会場では、ウェイティングライン付近に審判員用の椅子とパラソルなどを設置する。

第7章 競技場の設営 (フィールドアーチェリー)

第125条 (コースのレイアウト)

- 1 フィールドコースは、不当な困難や障害がないように、または無駄な時間を費やすことなく行射位置および標的に容易に移動できるように配置する。フィールドコースは可能な限りコンパクトでなければならない。
 - (1) 中央(集合)エリアからもっとも遠い標的まで1km以内、または通常の歩行で15分を越えてはならない。
 - (2) コースの設営者は、競技中に審判員、医療関係者およびコースの周囲を用具が運搬できるように安全な抜け道を設けなければならない。
 - (3) コースは海拔1800mを越えてはならず、コース内の高低差は100m以上となってはならない。
 - (4) 第112条に規定する標的は、最も変化に富み、地形の変化を最大限に利用するように設置する。ファイナルラウンドの60cmまたは80cm標的面を設置する場合、2個のバットレスを並べて配置する。
 - (5) すべての標的において、少なくとも2名の競技者がポストの両側で同時に射できるように、各部門に応じた1本のシューティングペグを設置する。
 - (6) マークコースの行射時には、シューティングペグにその距離を表示する。シューティングペグは、それぞれのカテゴリーに応じて下記の色とする。
 - 青色は、ペアボウ、キャデットリカーブおよびキャデットコンパウンド
 - 赤色は、リカーブおよびコンパウンド
 - 黄色は、キャデットペアボウ
 - (7) 距離の許容誤差は、
 - 15m以下の距離では±25cm
 - 15mを超え60mまでの距離では±1mただし、第112条第6項～第9項の表に記載されたマークコースの距離は、±2mまで調整することができる。この場合、正しい距離をシューティングペグに表示する。
距離の測定は地上から1.5～2mの位置で、正確な測定器具を使用し測定する。
 - (8) バットは、標的面の最低得点帯の外側に5cm以上の余裕を持たせる。
標的面のどの部分も、地面から15cm以下となってはならない。
バットは、どのような地形であっても、競技者が行射しやすくするために標的の全面が見えるようにし、シューティングペグからの競技者の視線に対して直角に設置する(図9:フィールド用80および60cm標的面 参照)。

図9：フィールド用80および60cm標的面



- (9) すべての標的には連続する番号が付けられる。番号は、文字の高さが20cm以上で、黄色地に黒色文字または黒色地に黄色文字とし、その標的のシューティングペグの手前5~10mに設置する。
- (10) この番号板は、そのグループの行射の順番を待つ競技者の待機場所を兼ねる。行射中のグループの他の競技者は、必要に応じて日陰を作つてやるために番号板より前方に進むことができる。待機場所はシューティングペグにいる競技者が確認できる位置に設置する。
- (11) 標的面は、他の大きな標的面の上に貼つてはならず、バットまたはその手前の地面に照準点となり得るいかなる目印もあってはならない。
- (12) 安全かつ容易にコースを移動できるように、標的から次の標的への道順を示すはつきり見える案内表示を適切な間隔で設置する。
- (13) 観客の安全な距離を確保しつつ、競技をより良く観戦できるように、必要に応じて適切な柵をコースの周辺に設置する。この柵の内側には、競技者、競

技役員等の認められた者のみが入ることができる。

(14) 集合エリアには、以下のものを準備する。

- 審判長、審判団および競技本部間の連絡用通信設備
- チーム役員用のテント
- 上訴委員会および審判員用のテント
- 競技者の用具および予備用具を保護するためのテント
- 大会期間中、集合エリアの近くに競技者のための練習用標的
- 休憩施設
- トイレ

(15) 本連盟が主催または公認する競技会のコースは、競技開始の前日までに検査を受ける準備ができていなければならない。

第126条 (会場の設備と標的の得点帯)

1 フィールド標的面

フィールド標的面は、次の4種類とする。

- 80cm 標的面
- 60cm 標的面
- 40cm 標的面
- 20cm 標的面

公認競技会に使用される標的面は、WAが承認した製造業者が製作した標的面でなければならない。

(1) 標的面の仕様

標的面は、黄色のセンタースポットと4個の等間隔の得点帯から形成される。

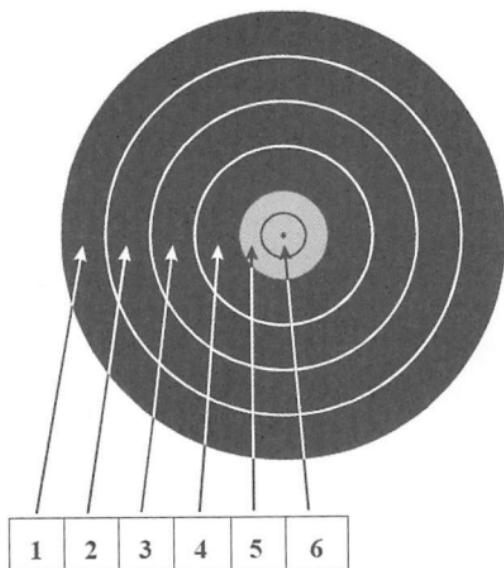
標的面の地の色は白色とする。黄色帶は2つの得点帯に分けられる。

内側得点帯は6点、外側得点帯は5点と採点する。

この2つの得点帯は、太さ1mm以下の黒線で分割される。その他の得点帯は黒色で、太さ1mm以下の白線で4個の得点帯に分割される。いずれの分割線も高い方の得点帯に含まれる。標的面の中心に、小さな「+」(クロス)を付け、その位置を示す。その線の太さは1mm、長さは4mm以下とする。

(フィールド標的面 図10: フィールド用標的面と得点帯 参照)

図 10：フィールド用標的面と得点帯



2 得点、色の指定および許容誤差

得点帯 の色	得点	標的面の直径 (cm)				許容 誤差 ±mm
		20cm 標的面	40cm 標的面	60cm 標的面	80cm 標的面	
黄色	6	2	4	6	8	1
黄色	5	4	8	12	16	1
黒色	4	8	16	24	32	1
黒色	3	12	24	36	48	2
黒色	2	16	32	48	64	2
黒色	1	20	40	60	80	2

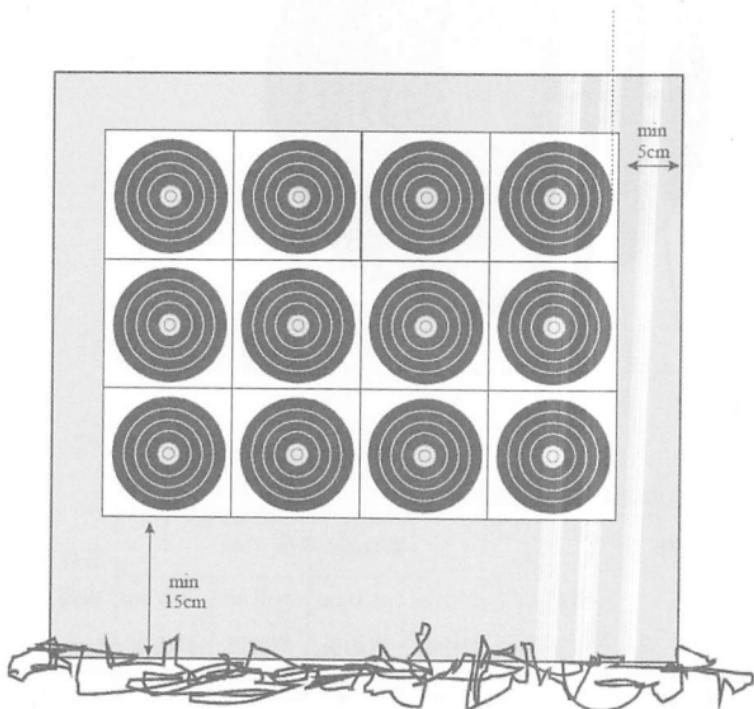
3 標的面の設置

- 40cm 標的面はバットレスに4枚を四角形に設置する。
- 20cm 標的面は、バットレスに12枚を3枚ずつ縦4列に設置する。

(図11: 4×3フィールド用縦三つ目標的面 参照)

- マークコースでは、60cm 標的面は2枚設置することが望ましい。この場合、2つの標的面の中心は水平になるように設置する。

図11: 4×3フィールド用縦三つ目標的面



第8章 競技場の設営 (3Dアーチェリー)

第127条 (コースのレイアウト)

- 1 コースは、不当な困難や障害がないように、無駄な時間を費やすことなく、行射位置および標的に容易に移動できるように配置する。3Dコースは可能な限りコンパクトでなければならない。
 - (1) 中央(集合)エリアからもっとも遠い標的まで1km以内、または通常の歩行で15分を越えてはならない。
 - (2) コースの設営者は、競技中に審判員、医療関係者およびコースの周囲を用具が運搬できるように安全な抜け道を設けなければならない。
 - (3) コースは海拔1800mを越えてはならず、コース内の高低差は100m以上となってはならない。
 - (4) 第113条に規定する標的は、すべて距離を表示せず、最も変化に富み、地形の変化を最大限に利用するように、距離と得点帯の寸法をバランスよく組み合せて設置する。
 - (5) 小動物(グループ4)は、2個のアニマル標的を並べて設置する。左側の競技者は左の標的を、右側の競技者は右の標的を行射する。
 - (6) アニマル標的は、競技者から全身が見えるように設置する。
 - (7) 行射の距離：距離表示は一切行わない。
 - a 赤色のペグ
コンパウンドボウ男女
最長距離は45m
 - b 青色のペグ
ペアボウ男女
ロングボウ男女
インスティンクティブボウ男女
最長距離は30m
 - c 3D標的は、それぞれ11/10/8-リングを持つ、以下の4グループに分けられる。

	グループ1	グループ2	グループ3	グループ4
11/10/8の寸法	250mm超	201~250mm	150~200mm	150mm未満
赤色のペグ	30~45m	20~36m	10~27m	5~18m
青色のペグ	20~30m	15~25m	10~20m	3~10m

上記のそれぞれのグループの11/10/8アニマル標的から4~8個の標的を各コースで使用する。

- (8) すべての標的には連続する番号が付けられる。番号は、文字の高さが20cm以上で、黄色地に黒色文字または黒色地に黄色文字とし、その標的のポスト

の手前 5~10m にアニマル標的の絵と共に設置する。

- i) この番号板は、行射の順番を待つ後続グループの競技者の待機場所を兼ねる。待機場所はシューティングペグにいる競技者が確認できる位置に設置する。
- (9) シューティングペグが空いたとき、グループはアニマル標的の絵のあるポストまで前進することができる。ここが、標的が空くまでの第2の待機場所となる。
- (10) 安全かつ容易にコースを移動できるように、標的から次の標的への道順を示すはっきり見える案内表示を適切な間隔で設置する。
- (11) 観客の安全な距離を確保しつつ、競技をより良く観戦できるように、必要に応じて適切な柵をコースの周辺に設置する。この柵の内側には、競技者、競技員等の認められた者のみが入ることができる。
- (12) 集合エリアには、以下のものを準備する。
- 審判長、審判団および競技本部間の連絡用通信設備
 - チーム役員用のテント
 - 上訴委員会および審判員用のテント等
 - 競技者の用具および予備用具を保護するためのテント
 - 大会期間中、集合エリアの近くに競技者のための練習用標的
 - 休憩施設
 - トイレ
- (13) 本連盟が主催または公認する競技会のコースは、競技開始の前日までに検査を受ける準備ができていなければならない。

第 128 条 (会場の設備と標的の得点帯)

1 3Dアニマル標的面

コースはアンマークのみとする。3Dアニマル標的が使用される。標的は、種々の大きさの様々な動物を立体的に形成したものである。使われる動物の数、それぞれの大きさ、および得点帯の寸法に一定の基準はない。分割線は高い得点帶に含まれる。

動物の色彩は、その動物によって異なる。

2 得点帯

アニマル標的は、4個の得点帯から形成される。(11点、10点、8点および5点)

- 11点は、10点リング中心の小円 (10点リングの約25%)
- 10点は、致命部位内の大円
- 8点は、致命部位内の10点リングの外側
- 5点は、体の残りの色彩のある部分
- 角、蹄、色彩のある体の部位の外側、標的をかすめた矢または標的から外れた矢はM (ミス) と採点する。

3 動物の絵

シューティングペグの約5~10m手前に、その標的の動物の形および得点帯の位置を描いた動物の絵を掲示する。

第9章 行射の管理と安全 (ターゲットアーチェリー)

第129条 (競技委員長)

主催者が指名したカメラマンは、第123条10項に記載した観客のバリアを越えて会場内で活動することができる。彼らの活動範囲は競技委員長の決定する事項であり、安全に対する責任は競技委員長が負うものとする。カメラマンは、主催者が準備する腕章等を着用する。

第130条 (DOS)

- 1 DOS (ディレクターオブシューティング) は必要と判断した場合、あらゆる適切な安全策を設けて実行させる。DOSの任務は次のとおりとする。
 - (1) 行射を管理し、エンドの時間と競技者がシューティングラインに入る順番を統制する。
 - (2) 競技者の妨げにならないよう、音響装置の音量、カメラマンおよび観客の行動などを管理する。
 - (3) 観客が競技場を囲む柵の後方に留まるように注意を払う。
 - (4) 緊急事態が発生した場合、5回以上の連続的な信号音を発してすべての行射を中断する。何らかの理由でそのエンドの行射を中断した後、行射再開の合図として音響信号1声を与える。
 - (5) DOSは審判長および競技委員長と協議の上で、例外的な状況の場合、制限時間を延長する権限を有する。この特例を採用する場合、実施する前に競技者に通知しなければならない。このとき、最終成績表に、この特例を採用した理由を記さなければならない。視覚による時間管理装置が使用されている場合、残り時間警告する30秒間は変更しない。

付則 1 トーナメント表

図 12: トーナメント表 1 A (104名 byeあり)

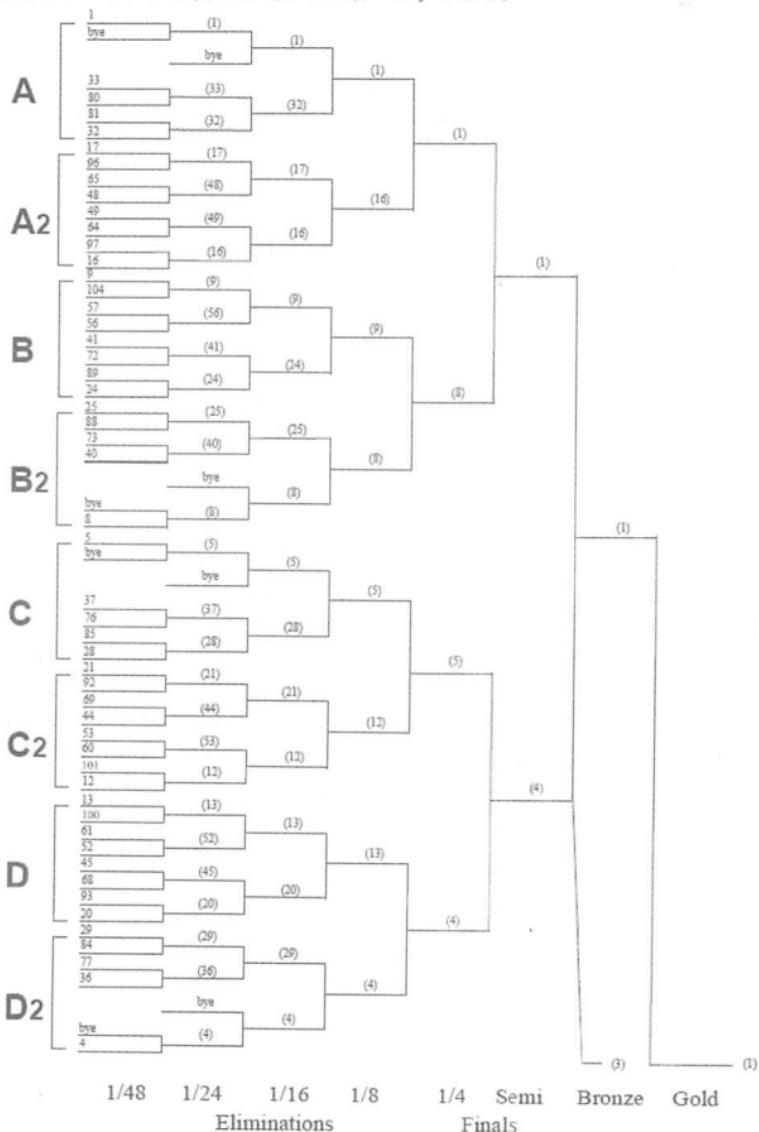


図 13：トーナメント表 1 B (104名 byeあり)

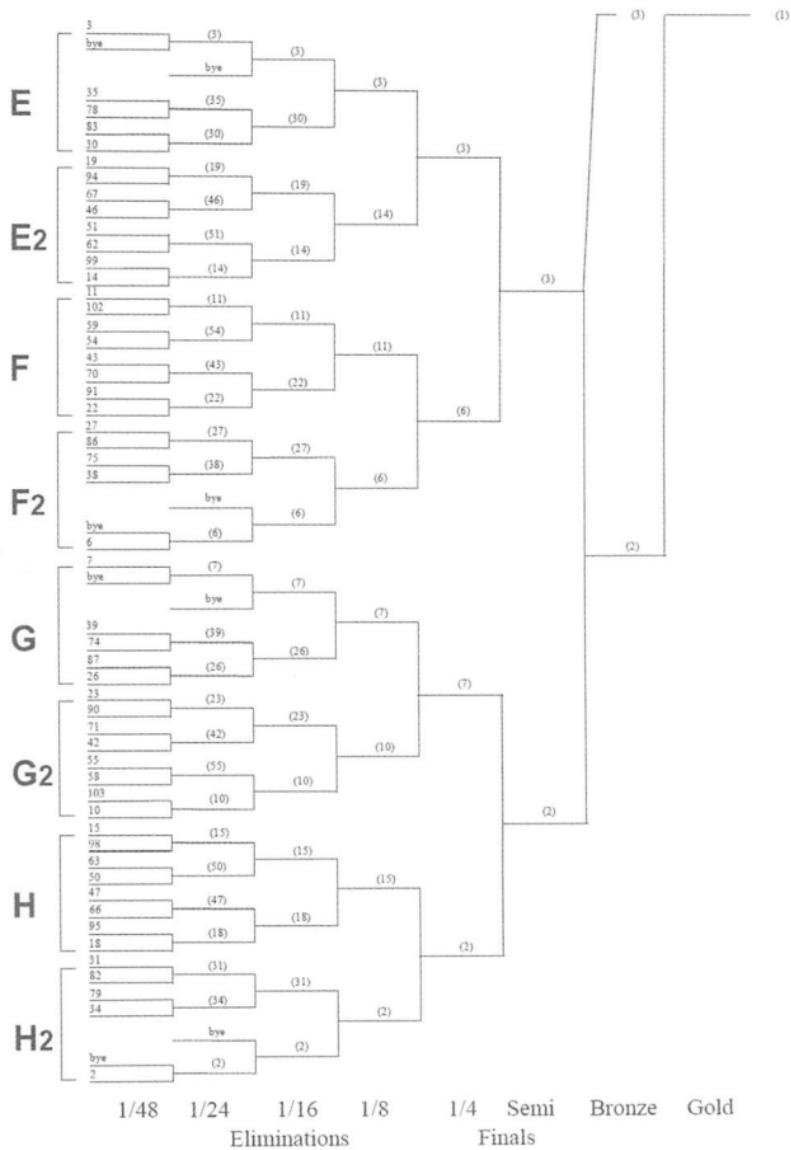


図 14: トーナメント表 (64名)

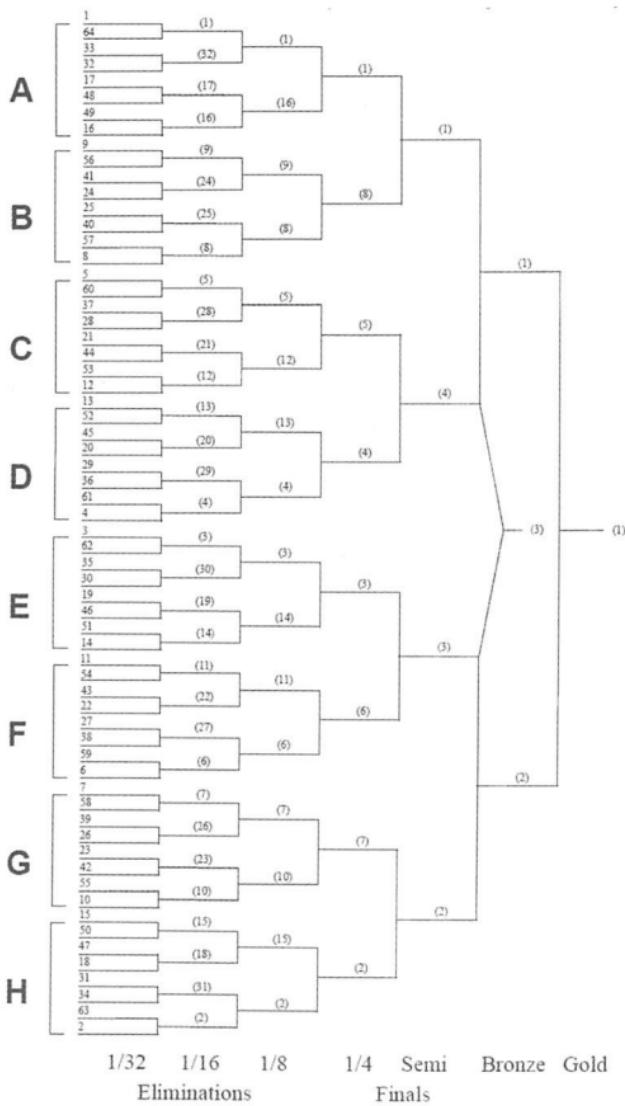


図 15：トーナメント表（32名）

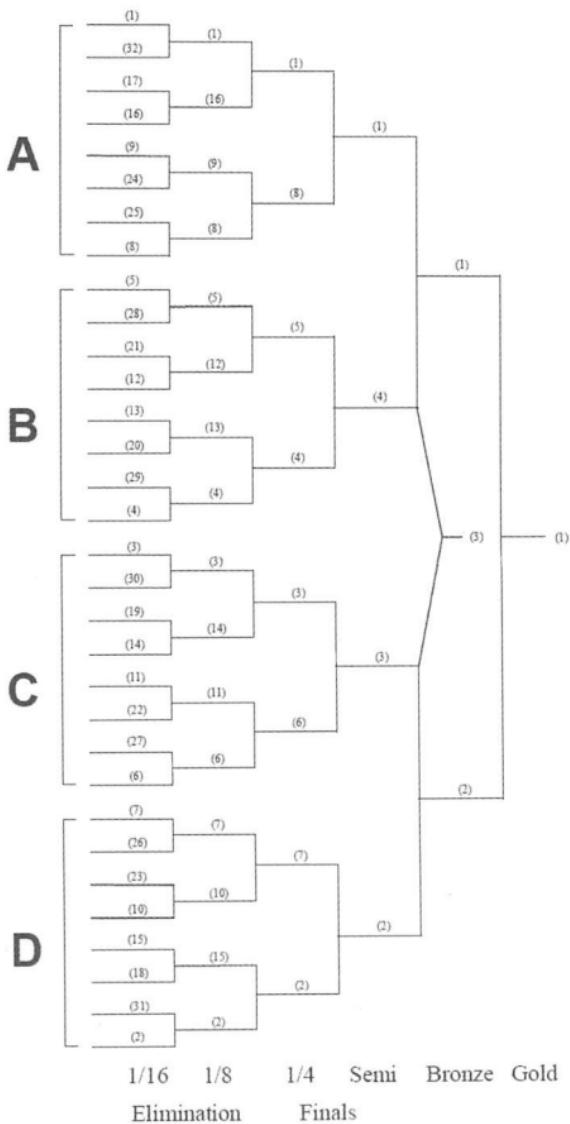


図16：トーナメント表（16名／16チーム）

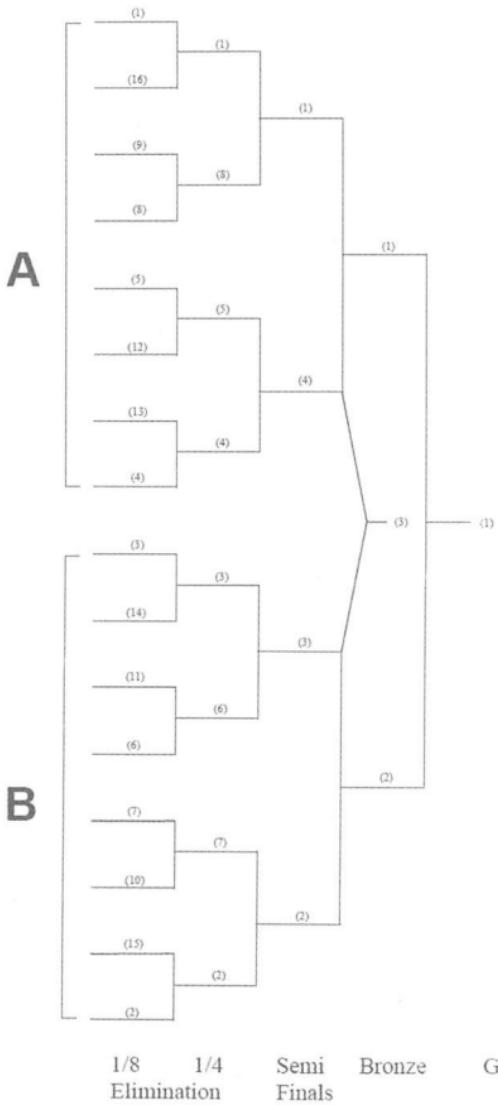
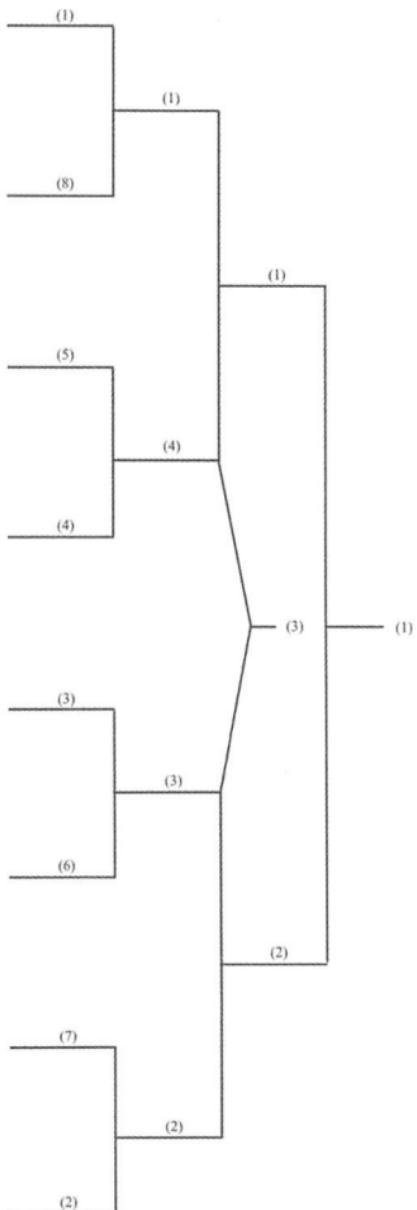


図 17：トーナメント表（8名／8チーム）



第2部 ターゲットアーチェリー

目 次

第2部 ターゲットアーチェリー

第10章	競技者の用具	6 7
第11章	行射および進行	7 2
第12章	行射の順序および時間の管理	7 4
第13章	得点記録	8 0
第14章	規則違反の罰則	8 6
第15章	練 習	8 8
第16章	疑義および紛争	8 9
第17章	上 訴	9 0
第18章	服装規程	9 0
第19章	バラアーチェリー	9 1
付則2	標的面および用具	9 8

第2部 ターゲットアーチェリー

第10章 競技者の用具

第201条 (競技者の用具)

- 1 この条項は、競技者が競技会で使用することができる用具について定める。
- 2 審判員の検査を受けていない用具を使用する必要が生じたときには、競技者は、自分の責任において、使用前にその用具を審判員に提示して検査を受けなければならない。
- 3 本競技規則に違反する用具の使用が発見された競技者は、得点のすべてを失う。

第202条 (リカーブ部門の用具の通則)

リカーブ部門では、以下の用具を使用することができる。

- 1 弓は、ターゲットアーチェリーで使用されるもので、常識的に「弓」という言葉に適合していれば、どのような形状でも使用することができる。
すなわち、弓は、ハンドル（グリップ）、ライザー（ショートスルータイプは不可）、および両先端にストリングノックが設けられた2本の弾力性のあるリムによって構成された器具である。弓は、2個のストリングノックの間に、ただ1本の弦を直接掛けるように張り、引くときには、一方の手でハンドル（グリップ）を持ち、他方の手の指で弦を引き、リリースする。
ブレース付きのハンドルは使用することができる。ただし、そのブレースが常に競技者の手または手首に接してはならない。多色に塗り分けたハンドルおよびアッパーリムの内側またはハンドルに商標のある弓を使用することができる。
- 2 弦は、その目的にかなった材質の原糸を使い、好みの本数や色を合わせて作ることができる。弦には、引き手の指を掛けるためのセンターサービング、必要ならば矢のノックをつがえるために追加のサービングを巻いた1ヶ所のノックキングポイントと、その位置を決めるための1個または2個のノックロケーターおよび弓を張るときにストリングノックにはめるためのループを両端に有する。
その他にリップマークまたはノーズマークとして1個の付着物を弦に付けることが許される。弦のサービングの端は、フルドローのとき、競技者の視野内に入ってはならない。また、弦にはピープホール、目印またはその他一切の照準の助けになるものがあつてはならない。
- 3 調節可能なアローレスト
アローレストに加えて、可動式のプレッシャーボタン、プレッシャーポイントまたはアロープレートは、それぞれ1個のみ、弓に取り付けて使用することができる。ただし、これらは電気的または電子的な装置ではなく、照準の助けと

なるものであってはならない。

プレッシャーポイントは、弓のハンドルのスロート部（ピボットポイント）から4 cm 後方（内側）以内の位置とする。

- 4 ドローチェックインジケーターは、電気的または電子的な装置ではなく聴覚、視覚または両者の組み合せによるものを1個のみ使用することができる。
- 5 照準器（サイト）は、1個のみ使用することができる。
照準器は、上下左右方向の調節と位置決めをすることが許され、以下の条件に適合したものでなければならない。
 - (1) プリズム、レンズまたはその他の光学的拡大装置、水準器、または電気的または電子的な装置が組み込まれていないものであって、2個以上の照準点を有していないこと。
 - (2) 照準器を固定するためのエクステンションは、1個のみ使用することができる。
 - (3) 距離の指標を付けたプレートまたはテープは、弓に取り付けることができる。しかし、どのような場合でも、追加の照準点となるものであってはならない。
 - (4) エイミングの視線上にあるサイト（トンネル、チューブ、サイトピン、またはその他の延長された同様のパーツ）の全長は2 cm を超えてはならない。ファイバーオプティックピンとトンネル部分とは別々に計測される。
 - (5) ファイバーオプティックのサイトピンの使用は認められる。一方の先端部がフルドロー時に競技者の視線の外側に取り付けられ、もう一方が競技者の視線内にある場合、曲がる前の直線部分が2 cm を超えていなければ、全長が2 cm を超てもよい。なおフルドロー時、光る照準点は1点でなければならない。
- 6 スタビライザー（複数）およびT F C（トルクフライトコンペニセイター）（複数）は使用することができる。
ただし、以下の条件に適合すること。
 - ・弦のガイドとならないこと。
 - ・弓以外の物に触れていないこと。
 - ・シューティングライン上で他の競技者の障害とならないこと。
- 7 矢は、ターゲットアーチェリーで使用されるもので、常識的に「矢」という言葉に適合していれば、どのような形状でも使用することができる。
ただし、標的面またはバットレスに不当な損傷を与えるものであってはならない。シャフトの最大直径は9.3 mm（アローラップが使用される場合、その長さがノックの溝から計測して22 cm 以内であれば、この制限に該当しない）を超えてはならない。シャフトの直径が9.3 mm の場合、そのポイントの最大直径は9.4 mm あってもよい。矢は、ヘッド（ポイント）の付いたシャフト、ノック、および羽根とからなり、クレストを付けてもよい。各競技者の矢には、シャフトに競技者の名前またはイニシャルを書き、同じエンドで使用するすべ

ての矢は、同じ色のシャフト、同じ形状および色の組み合せの羽根、同じ色のノックとし、クレストを付ける時には同じ色の組み合せの模様とする。曳光ノック（電気、電子的に発光するノック）は使用することができない。

- 8 指サック、グラブ、またはシーティングタブまたはテープ（糸創膏）のような指の保護具を、弦を引き、リリースするために使用することができる。ただし、これらに、弦を引き、リリースの助けとなる装置が付いてはならない。アンカーリングのために、指の保護具（タブ）に設けたアンカープレートまたは同様の装置は使用することができる。

矢を挟み付けないために指の間に設けたセパレーター（カウンターピンチ）は使用することができる。押し手に、通常の手袋、ミトンまたはこれと同様なものを使用することができる。ただしグリップに固定または直結してはならない。

- 9 双眼鏡、望遠鏡およびその他の光学器具は、矢の的中を確認するために使用することができる。ただし、スコープの最高位置はシーティングライン上では腋の下の高さを超えないように調節しなくてはならない。

通常の眼鏡または競技用の眼鏡およびサングラスは使用することができる。ただし、マイクロホールレンズまたは同様な装置、およびどのような形であっても照準の助けになる印が付いた眼鏡は使用することができない。

的を狙わない側の目を隠すために片側のレンズを全面に覆いまたはテープで覆った眼鏡、またはアイパッチは使用することができる。

- 10 次の用具は使用することができる。

アームガード、チェストガード、ボウスリング、ベルトクィーパー、グランドクィーパー、タッセル、地上から 1 cm 以下の高さのフットマーカー。足またはその一部を持ち上げる装置は、靴に付着しているか否かに係らず、許可される。ただし、シーティングライン上の他の競技者の妨げになってはならない。また、その台がシーティングラインをまたぐ形状であったり、足や地面（床面）に固定されてたり、靴の側面から 2 cm 以上はみ出でてはならない。リムセーバーおよび三脚。電気または電子によらない風向表示装置（軽いひも状のもの）を用具に付着してもよく、ウェイティングライン後方では電子風向表示装置を使用しても良い。

第 203 条（コンパウンド部門の用具の通則）

コンパウンド部門では、以下の用具について規定する。

電気的および電子的な装置でなければ、あらゆる形式の追加装置の使用が許される。

- 1 コンパウンドボウは、シートスルータイプでもよく、ブーリー、カムまたは両者の組み合せによるシステムによってドローウェイトが機械的に変換されるものであって、ピークドローウェイトは、60 ポンド以下とする。

弓は、2 個のストリングノックの間に、1 本の弦を直接張り、あるいは偏心ホイールまたは適合するように特別に設計されたボウケーブルに接続して使用

する。

ケーブルガードは使用することができる。

プレース付きのハンドル、スプリット・ケーブルは使用することができる。ただし、それらが常に競技者の手または手首に接してはならない。

- 2 弦は、その目的にかなった材質の原糸を使い、好みの本数や色を合わせて作ることができる。弦には、引き手の指またはリリースエイドを掛けるためのセンターサービングを有する。弦には、ノックイングポイント（複数）を付けることができ、ここには、必要ならば、矢のノックをつがえるために追加のサービングを巻くことができる。さらに、リップマークまたはノーズマーク、ビープホール、ビープホールホールドインライン装置、ループストリング等としてそれぞれ1個の付着物を弦に付けることが許される。
- 3 調節可能なアローレスト
アローレストに加えて、可動式のプレッシャーボタン、プレッシャーポイントまたはアローブレートは、使用することができる。
プレッシャーポイントは、弓のハンドルのスロート部（ピボットポイント）から6cm後方（内側）以内の位置とする。
- 4 ドローチェックインジケーター（複数）は、聴覚、視覚または両者の組み合せによるものを使用することができる。
- 5 照準器（サイト）は、1個のみ使用することができる。
照準器は、上下左右方向の調節と位置決めを許され、水準器を組み込むことができる。これらと光学的に拡大するレンズまたはプリズムを単独でまたは組み合せて組み込むことができる。また、サイトピンにファイバーオプティックおよびケミカル・グロースティック、またはそのいずれかを使用できる。ケミカル・グロースティックは、他の競技者の障害にならないようカバーがかけられ、1個だけのサイトポイントを持つ。照準器を固定するためのエクステンションは、1個のみ使用することができる。
ビープイリミネーションサイトは使用することができる。
- 6 スタビライザー（複数）およびT F C（トルクフライトコンペニセイター）（複数）は使用することができる。
ただし、以下の条件に適合すること。
 - ・弦のガイドとならないこと。
 - ・弓以外の物に触れていないこと。
 - ・シューティングライン上で他の競技者の障害とならないこと。
- 7 矢は、ターゲットアーチェリーで使用されるもので、常識的に「矢」という言葉に適合していれば、どのような形状でも使用することができる。
ただし、標的面またはバットレスに不当な損傷を与えるものであってはならない。シャフトの最大直径は9.3mm（アローラップが使用される場合、その長さがノックの溝から計測して22cm以内であれば、この制限に該当しない）を越えてはならない。シャフトの直径が9.3mmの場合、そのポイントの最大

直径は9.4mm あってもよい。矢は、ヘッド（ポイント）の付いたシャフト、ノック、および羽根とからなり、クレストを付けてもよい。

各競技者の矢には、シャフトに競技者の名前またはイニシャルを書き、同じエンドで使用するすべての矢は、同じ色のシャフト、同じ形状および色の組み合せの羽根、同じ色のノックとし、クレストを付ける時には同じ色の組み合せの模様とする。曳光ノック（電気、電子的に発光するノック）は使用することができない。

- 8 指サック、グラブ、またはシューティングタブまたはテープ（糸創膏）のような指の保護具を、弦を引き、リリースするために使用することができる。矢を挿み付けないために指の間に設けたセパレーター（カウンターピンチ）は使用することができる。アンカーリングのために、指の保護具（タブ）に設けたアンカーブレートは使用することができる。
リリースエイドは使用することができる。ただし、どのような方法であっても弓に取り付け、あるいは電気的または電子的な装置が組み込まれたものは使用することができない。押し手に、通常の手袋、ミトンまたはこれと同様のものを着用することができる。ただしグリップに固定または直結してはならない。
- 9 双眼鏡、望遠鏡およびその他の光学器具は、矢の的中を確認するために使用することができる。ただし、スコープの最高位置はシューティングライン上では腋の下の高さを超えないように調節しなくてはならない。
通常の眼鏡または競技用の眼鏡およびサングラスは使用することができる。ただし、マイクロホールレンズまたは同様な装置、およびどのような形であっても照準の助けとなる印が付いた眼鏡は使用することができない。
的を狙わない側の目を隠すために片側のレンズを全面的に覆いまたはテーピングした眼鏡、またはアイパッチは使用することができる。
- 10 次の用具は使用することができる。
アームガード、チェストガード、ボウスリング、ベルトクィーパー、グランドクィーパー、タッセル、地上から1cm 以下の高さのフットマーカー。足またはその一部を持ち上げる装置は、靴に付着しているか否かに係らず、許可される。ただし、シューティングライン上の他の競技者の妨げになってはならない。また、その台がシューティングラインをまたぐ形状であったり、足や地面（床面）に固定されていたり、靴の側面から2cm 以上はみ出でてはならない。リムセーバーおよび三脚。電気または電子によらない風向表示装置（軽いひも状のもの）を用具に付着してもよく、ウェイティングライン後方では電子風向表示装置を使用しても良い。

第204条（使用できない装置）

競技者は以下の装置の使用は許されない。

- 1 競技者の用具に装着が可能な電子または電気的装置。
- 2 ウェイティングラインより前方での通信装置（携帯電話含む）、ヘッドホンお

およびイヤホン等を使用した装置、または音を減少させる装置。

第 1 1 章 行射および進行

第 2 0 5 条 (行射および進行)

1 各競技者は、1 エンドにつき 3 射または 6 射する。

アウトドア

- 長距離、オリンピックラウンドおよびコンパウンド予選ラウンドでは 6 本。
- 短距離、3 本、または 6 本。
- 個人マッチ戦では 3 本。

インドア

- 全距離で、3 本。
- 個人マッチ戦では、3 本。

2 1 4 4 0 ラウンドは、1 日または連続した 2 日間で行う。

ラウンドを 2 日間で行う場合、1 日目に長い 2 つの距離を、2 日目に短い 2 つの距離を、またはその逆で行う。

3 ダブル 1 4 4 0 ラウンドは、連続した 2 日間または 4 日間で行う。

4 1 エンドの制限時間は、3 射のエンドでは 2 分、6 射のエンドでは 4 分とする。

5 競技開始の合図前または終了の合図の後、または交互行射の順番を間違えて発射した場合、競技者またはチームはそのエンドの 3 射または 6 射のうちの最高点は削除され、M (ミス) と採点される。この違反は、審判員が通告する。

6 競技場内で D O S が練習時間終了を告げた後 (練習矢が抜かれた後) または競技会の各距離の間、およびラウンドの間の休憩中に矢をつがえて弓を引き、発射したときには、次のエンドの最高得点が削除される。

得点記録員は、競技者のスコアカードにそのエンドに的中した矢 (場合によって 3 射、6 射) の得点を記載する。その後、審判員は、最高得点を削除し署名する。

7 用具故障、予期せぬ医学的な問題が発生した場合、競技者は審判員にアピールすることによって、修理または交換、快復に必要な特別時間が与えられるが練習は許されない。医学的な問題については、医師の判定を必要とする。

ただし、補充矢を行射する時間は最大 1 5 分 (1 5 分以内で決められた時間) とし、最も早い機会に所定の本数を審判員立ち会いのもとで行射する。

この行射は通常の行射手順および行射時間に従って行う。制限時間内に 3 本または 6 本を行射し、矢取りを行い次の行射を行う。時間短縮のために 3 本または 6 本以上行射することはできない。

8 何らかの理由で、エンドの途中で行射が中断された場合、制限時間が延長され、1 射につき 4 0 秒が与えられる。

9 オリンピックラウンドのイリミネーションラウンドおよびファイナルラウン

ド、コンパウンドマッチラウンド、インドアマッチラウンドでは用具故障、予期せぬ医学的問題による特別時間は与えられない。

しかし、用具の故障があった競技者は、制限時間の範囲内で、シューティングラインを離れて修理または交換を行い、戻って残りの矢を行射することができる。

団体戦では、その間に、そのチームの他のメンバーが行射することができる。

10 不戦勝（バイを含む）または個人戦、団体戦において敗戦後、他の個人戦、団体戦に出場する資格を有する個人競技者またはチームは、練習会場または会場内の指定された標的において練習することができる。

11 競技場でのバイ競技者の練習は、1エンド3本と制限し、リカーブは3セット、コンパウンドは5エンドまでとする。審判員の警告にもかかわらず1エンドに4本以上行射した競技者は、さらに競技場で練習することはできないが、次のマッチの制裁の対象とはならない。

12 行射は、一方向のみに向かって行う。

13 競技者は、競技開始の合図があるまで、押し手の腕を上げてはならない。

14 障害を持つ者を除き、競技者は、支持物を用いることなく、シューティングラインの真上から体を起立した状態で行射する。

15 次の場合を除き、どのような事情があっても矢を再発射することはできない。

（1）跳ね返り矢でない限り、矢を落とすか、または発射ミスをした場合、その矢の一部がシューティングラインと3mラインの中にある場合。

（2）標的面またはバットレスが風で吹き飛ばされたとき。

審判員は、必要と判断した場合、該当する矢数に応じて行射時間を与える。

バットレスが滑り落ちただけの場合、その措置は審判員の判断に一任される。

16 競技者がシューティングライン上にいる時、他の競技者の妨げにならなければ当該チームの役員から電子的装置によらない指導的情報を受けてもよい。

オリンピックラウンド団体戦では同一チームの3競技者とチームの監督は、シューティングライン上にいるか否かにかかわらず、お互いに助言を与え合うことができる。

行射の間、コーチは、コーチボックスの中からのみコーチできる。

17 競技者は、持主の許可を得ないでその用具に触れてはならない。悪質な場合、失格の対象となりうる。

18 競技者エリア内およびそれに面した場所で喫煙してはならない。

19 競技者は、弓を引く時および引き戻すとき、いかなる場合であっても、矢をセーフティーゾーンまたは安全管理用設置物（オーバーシュートエリア、ネット、壁等）を越えると審判員が判断するような引き方、戻し方をしてはならない。競技者が、この引き方、戻し方を続ける場合、安全のため、直ちに審判長、競技委員長、DOSのいずれかが、行射の中止と競技場からの退去を命ずる。

20 競技者は、シューティングライン上にある時以外は、矢がつがえてあるか否かにかかわらず弓を引いてはならない。弓に矢がつがえられているときには、標

的の前方および後方の安全を確認した後にのみ、標的に向かって弓を引くことができる。

第12章 行射の順序および時間の管理

第206条 (立順および行射時間の管理)

- 1 1名、2名、またはアウトドアでは3名の競技者が同一の標的に対して同時に行射する。
 - (1) 3名の競技者が1個の標的に1名ずつ行射する場合、行射の順序は、A-B-C、C-A-B、B-C-A、A-B-Cとする。
 - (2) 4名の競技者が1個の標的に2名ずつ行射する場合、行射の順序は、A B-C D、C D-A B、A B-C Dとする。
 - (3) 2名または3名の競技者が同時に行射する場合、シューティングライン上の行射位置は競技者番号の順とする。
マッチ戦を除き、シューティングライン上の行射位置は、競技者相互の同意があれば変更してもよい。ただし、その距離の開始前にその標的の全競技者が審判員に報告しなければならない。
 - (4) マルチ標的面 (80cm5または6リング) 使用するときには、下記により行射する。
 - a 1個の標的に3名の競技者のときには、競技者Aは下段左側の標的面を、競技者Bは上段の標的面を、競技者Cは下段右側の標的面を使用する。
 - b 1個の標的に4名の競技者のときには、競技者Aは上段左側の標的面を、競技者Bは上段右側の標的面を、競技者Cは下段左側の標的面を、競技者Dは下段右側の標的面を使用する。
 - (5) インドア40cm標的面および40cm三つ目標的面が上下の2段に貼られてい場合、競技者Aは上段左側の標的面を、競技者Bは上段右側の標的面を行射し、競技者Cは下段左側の標的面を、競技者Dは下段右側の標的面を行射する。
 - (6) 4枚の40cm縦三つ目標的が使用される場合、競技者Aは左から第1列の標的面を、競技者Bは左から第3列の標的面を、競技者Cは左から第2列の標的面を、競技者Dは左から第4列の標的面を行射する。
 - (7) 2名の競技者により、2枚の40cm縦三つ目標的面を使用する場合、競技者Aは左側の標的面を、競技者Bは右側の標的面を行射する。
 - (8) インドアマッチラウンド団体戦では、2列の縦三つ目標的を設置し、チームは6本の矢を行射する。どの標的面にどの矢を行射するかは各競技者の自由である。
 - (9) 三つ目標的面を使用する場合、各競技者は、3個の標的面に1射ずつ、どのような順番で行射してもよい。
- 2 本連盟主催または公認のアウトドア競技会では、以下のとおり行う。

- (1) 予選ラウンドは、2名または3名の競技者が、同時に同じ標的に行射する。長距離は1エンドに6射し、短距離は1エンドに6射または3射する。
- (2) 個人戦のイリミネーションラウンドでは行射する競技者の左右の位置は付則1のオリンピックラウンド個人戦トーナメント表のとおりとする。
- (3) 個人戦のイリミネーションラウンドの1回戦(1/48、1/64)、2回戦(1/24、1/32)および3回戦(1/16)は、1標的に2名の競技者が行射し、4回戦(1/8)では、1標的に1名または2名が行射し、得点記録および矢を抜き取るために標的に行く。
- (4) 個人戦のファイナルラウンドでは、各競技者は別々の標的を行射し、得点記録の確認と矢を抜き取るために、事前に競技者のエージェントを指名する。得点記録および矢を抜き取るために各競技者が標的に行くことはしない。矢は、第2エンド終了以降、エンドの終了ごとに競技者に戻される。ただし準々決勝戦以降、その競技会によって複数のマッチを同時に進行させてもよく、その場合、競技者は標的に行き採点と矢の回収を行う。DOSは複数のマッチを進行させるときは個別のマッチ用時間管理装置またはマッチを統一してマッチ用時間管理装置により進行させる。
- (5) 個人戦の交互射ちのマッチ戦では、予選ラウンドの上位者が、第1セットまたは第1エンドの行射順序を決定する。次のセットまたはエンド以降、累計セットポイントまたは累計得点の低い競技者が先に行射する。両者が同点の場合、第1セットまたは第1エンド先射ちの競技者が次のセットまたはエンドを先に行射する。

3 オリンピックラウンドの団体戦では、以下のとおり行う。

- (1) マッチ戦の各セットは両チームの3名の競技者が1mラインの後方にいる状態で開始され、DOSの開始合図後に第1競技者が1mラインを越えることができる。
- (2) チームの3名の競技者は、自分たちで決めた順番でチーム制限時間内に各自2射する。
- (3) チームの3名の競技者のいずれかが、制限時間を示す合図の前または後に行射した矢は、そのセットの矢とみなし、チームのそのセットの最高点を削除し、M(ミス)と採点する。この違反は、審判員が通告する。
- (4) チームの1名が1mラインを越えるのが早すぎた場合、審判員はイエローカードを挙げて、競技者が1mライン後方に戻って出直すか、他の競技者が替わって行射するかの警告を与える。この警告を無視し競技を続けた場合、審判員はそのチームにその旨を通告し、そのセットの最高得点を削除する。
- (5) 1名の競技者がシューティングライン上にいるときは、他の2名の競技者は1mラインの後方に残る。2名以上の競技者が、同時に1mラインの前方にいてはならない。ただし車椅子競技者等はつねにシューティングラインにとどまっていてもよい。その場合、頭上に手を挙げることによって行射を終了したものとする。

- (6) 競技者は、シューティングラインに位置するまで、矢をクィーバーから取り出してはならない。
- (7) 競技者がシューティングラインに立つ前にクィーバーから矢を取り出した場合、審判員はイエローカードを挙げて、競技者がいったん1mライン後方に戻って出直すか、他の競技者が替わって行射するかの警告を与える。この警告を無視し競技を続けた場合、審判員はそのチームにその旨を通告し、そのセットの最高得点を削除する。
- (8) チームの1名が1セットで2本を超えて行射した場合、次の規則を適用する。1セット6射の内、1名の競技者が2本の矢をすべて行射しなかった場合でも、行射しなかった矢はそのセットに含まれ、M（ミス）と採点する。行射しなかった矢も含めて、矢の合計が1セットで6本を超えた場合、第207条7項を適用する。なお、審判員がこれを通告する。
- (9) 交互射ちのマッチ戦では、両チームの競技者が1mラインの後方にいる状態で開始され、DOSの開始合図後に第1競技者が1mラインを越えることができる。予選ラウンドの上位チームが、第1セットの行射の順序を決定する。以降は合計セットポイントの低いチームが、先に行射する。両チームの合計セットポイントが同点の場合、第1セット先射ちのチームが先に行射する。交互射ちでは、各競技者が1射（チームで3射、ただしミックス団体戦では2射）して、1mライン後方へ戻った時に競技時間（残り時間）表示は停止する。先射ちチームの最終矢の得点が表示されると、後射ちチームの行射時間が開始し、最初の競技者が1mラインを越え、行射を開始する。各チームが6射終了（ミックス団体戦では4射）するか、持ち時間が終了するまで繰り返す。
- (10) イリミネーションラウンドでは行射するチームの左右の位置は付則1のオリンピックラウンド団体戦トーナメント表のとおりとする。
- (11) それぞれのラウンドにおけるターゲットの割り付けは主催者が決定する。
- 4 本連盟主催のインドア競技会では、以下のとおり行う。
- (1) 個人戦のイリミネーションラウンドでは行射する競技者の左右の位置は、付則1のトーナメント表のとおりとする。
- (2) 個人戦のイリミネーションラウンドでは、1バットレスに2個の縦三つ目標的を配置し、2名の競技者が各自の標的に行射する。
- (3) 個人戦のファイナルラウンドでは、1バットレスに1個の縦三つ目標的を配置し、2名の競技者が各自の標的に交互に行射する。
- (4) 個人戦の交互射ちのマッチ戦では、予選ラウンドの上位者が、第1セットまたは第1エンドの行射順序を決定する。次のセットまたはエンド以降、累計セットポイントまたは累計得点の低い競技者が先に行射する。両者が同点の場合、第一セットまたは第1エンド先射ちの競技者が先に行射する。この順番はマッチ用時間管理装置により表示される。

5 インドアマッチラウンドの団体戦では、以下のとおり行う。

- (1) マッチ戦の各エンドは両チームの3名の競技者が1mラインの後方にいる状態で開始され、DOSの開始合図後に第1競技者が1mラインを越えることができる。
- (2) イリミネーションラウンドラウンドでは、行射するチームの左右の位置は付則1のトーナメント表のとおりとする。
- (3) チームの3名の競技者は、チーム制限時間内に各自2射行射する。
- (4) 交互射ちのマッチ戦では、予選ラウンドの上位チームが、第1セットまたは第1エンドの行射の順序を決定する。以降は累計セットポイントまたは累計得点の低いチームが先に行射する。両者が同点の場合、第1セットまたは第1エンド先射ちのチームが先に行射する。
交互射ちでは、各競技者が1射（チームで3射）して、1mライン後方へ戻った時に競技時間（残り時間）表示は停止する。先射ちチームの最終矢の得点が表示されると、後射ちチームの行射時間が開始し、最初の競技者が1mラインを越え、行射を開始する。各チームが6射終了するか、持ち時間が終了するまで繰り返す。
- (5) 1名の競技者がショーティングライン上にいるときは、他の2名の競技者は1mラインの後方に残る。2名以上の競技者が、同時に1mラインの前方にいてはならない。ただし車椅子競技者等はつねにショーティングラインにとどまっていてもよい、その場合、頭上に手を擧げることによって行射を終了したものとする。

6 制限時間

- (1) 下記の場合、aおよびdを除き制限時間は1射につき40秒とする。
 - a オリンピックラウンド、コンパウンドマッチラウンド、インドアマッチラウンドのマッチで、競技者が交互に行射するとき、1射20秒とする（交互行射時のシートオフも1射20秒）。
 - b 同点で順位を決めるとき。
 - c 発射できなかつた矢を補充するとき。
 - d ミックス団体戦のシートオフで2射（1射20秒）するとき。
- (2) オリンピックラウンド、コンパウンドマッチラウンド、インドアマッチラウンドの団体戦イリミネーションラウンドのマッチが同点で順位を決める場合、チームが3射（各競技者が1射ずつ）するときには、制限時間は1分とする。
ミックス団体戦で2人の競技者が4射するときには、制限時間は80秒とする。
- (3) 競技者が1エンドに3射するときには、制限時間は2分とする。
- (4) オリンピックラウンド、コンパウンドマッチラウンド、インドアマッチラウンドの団体戦のマッチで、チームで6射するときには、制限時間は2分とする。

- (5) 競技者が1エンドで6射するときには、制限時間は4分とする。
- (6) 制限時間は、特別の事情がある場合、延長することができる。
- (7) 視覚による警告信号は、制限時間終了の30秒前に表示する。ただし、オリンピックラウンド、コンパウンドマッチラウンド、インドアマッチラウンドのファイナルラウンドで競技者が交互に行射する場合を除く。
- (8) 緊急事態により行射を中断した場合、制限時間を延長することができる。
個人戦のオリンピックラウンドおよびコンパウンドマッチラウンド、インドアマッチラウンドでは、1射につき40秒、交互射ちの場合、20秒を与える。
交互射ちの団体戦では、行射時間は緊急停止時の残り時間に5秒を加算して、シューティングライン上から行射を再開する。その他の競技会の団体戦では、20秒を与える、シューティングライン上から行射を再開する。
- 7 視覚による時間管理装置は、右利き、左利きの両方の競技者から見えるように競技場の両側に設置、必要ならば、男子と女子の間の分離レーンにも設置する。アウトドアではこれらは、競技場の両側および分離レーンのシューティングラインから25m以内の任意の位置に設置。ただし、シューティングライン上の全部の競技者から見えなければならない。
- 8 行射を表示板で管理する場合、2個の表示板は、基本的には中央のレーンに設置し、男女両方の競技者に対して同時に同じ面（表示板の片面を緑色、片面を黄色とする。黄色面は残り30秒を表示し、緑色面はその他の時間帯を表示する）を表示する。
- 9 行射を信号灯で管理する場合（オリンピックラウンド、コンパウンドマッチラウンド、インドアマッチラウンドのファイナルラウンドを除く）。
- 赤色：DOSは、2声の音響信号を与え、その立順の競技者（A、BまたはA、B、C、またはAB、CD等）を一斉にシューティングラインに進ませる（オリンピックラウンド、コンパウンドマッチラウンド、インドアマッチラウンドの団体戦を除く）。
- 緑色：10秒の後、信号灯の色が変わり、DOSは、1声の音響信号を与え、行射を開始させる。
- 黄色：残り30秒になった時に、この信号に変わる。
- 赤色：この信号は、制限時間（本条6項参照）の終了を示し、2声の音響信号を与え、すべての矢が行射されていなくても、行射の停止を指示する。
シューティングライン上に残っている競技者は、ウェイティングラインの後方に退く。次の立順の競技者は、前進してシューティングラインに進み、上記のように行射の開始の緑色の信号を待つ。
- このようにして、全員が行射を終了するまで上記の進行を繰り返す。
- 3射2エンドで6射する場合、上記得点記録まで繰り返す。距離によって定まる1エンドの3射、6射（または3射2エンド）また6射（オリンピックラウンド、コンパウンドマッチラウンド、インドアマッチラウンド団

体戦：2射×3人）の後、赤色の信号に変わり、得点記録のために競技者が標的に進むように、3声の音響信号を与える。

- 10 制限時間の終了前に、全部の競技者が行射を終了し、シューティングライン上に誰もいなくなった場合、直ちに交替または得点記録のための音響信号を与える。
- 11 各エンドの最初に、または競技者が退き、次の立順の競技者がシューティングラインに進むための時間として10秒を与える、本条第9項に規定しているように、2声の音響信号を与える。信号灯が操作されて、適切な信号が与えられたときを除いて、競技者はシューティングラインに進んではならない。
- 12 個人戦の交互射ちのマッチ戦では、両競技者はシューティングライン上に位置し10秒経過後、最初の競技者の20秒の行射時間を合図する一声の音響信号を与える。1射され得点が表示された後、直ちに次の競技者が行射するための一声の音響信号を与え、両者がそれぞれ3射終了するまで交互に行射が続けられる。ただし、2射目以降は、音響信号を略すことができる。
- 13 用具故障、予期せぬ医学的問題のために、行射の順序を一時的に変更することができる。シューティングライン上で用具および予期せぬ医学的問題等の異常に気づいたときには、競技者は1歩後退し、審判員に知らせる。審判員は、競技者がシューティングラインを離れたことを確認し、その競技者がそのエンドの矢を射ち残していることを、直ちにDOSに連絡する。ただしオリンピックラウンド、コンバウンドマッチラウンド、インドアマッチラウンドのイリミネーションラウンドおよびファイナルラウンドではこの項は適用されない。
- 14 主催者は、女子と男子が別々に、同一の標的を異なった時間帯に行射するよう指定することができる。
- 15 競技開始後、競技者が遅れて到着した場合、すでに発射された数の矢を行射することはできない。ただし、その遅延に本人の責任が及ばない正当な理由があると審判長またはその指名代理者が認めた場合、そのかぎりではない。この場合、その時行射されている距離が終わった後で、行射されなかった矢を12本まで補充することができる。オリンピックラウンド、コンバウンドマッチラウンド、インドアマッチラウンドでは、競技者はこの矢の補充はできない。
- 16 競技中は、行射の順番にあたる競技者のみがシューティングラインに立ち、他のすべての競技者は用具と共にウェイティングラインの後方で待機する。行射の終了した競技者は、直ちにウェイティングラインの後方に後退しなければならない。ただし、車椅子競技者等はシューティングライン上に残っててもよい。他の競技者の障害にならなければ、望遠鏡等をシューティングライン上に残しておいてもよい。

第13章 得点記録

第207条 (得点記録)

得点記録をコンピューター等で処理する場合、手書きのスコアカードも使用しなければならない。コンピューター等と手書きのスコアカードに差異が生じた場合、手書きのスコアカードに記載されたものを公式の得点とする。

- 1 各標的に1名の得点記録員を任命する。ただし、競技者が兼ねることも許される。なお、同一標的の他の競技者は、得点の記録、得点となった矢の確認等、相互にその責任をもつものとする。異議があるときは審判員を呼び、その審判員が最終判定を行う。
- 2 得点記録は1エンド6射または3射ごとに行う。
- 3 得点記録員は、その矢を所有する競技者の呼称にしたがって、高い得点から順にスコアカードに記入する。その標的の他の競技者は、呼称される矢の得点を確認する。0点はスコアカードにM(ミス)と記録する。
- 4 アウトドア競技は以下のとおりとする。
 - (1) オリンピックラウンドのイリミネーションラウンド(または準々決勝戦)では、得点記録は各セットの終了ごとに行う。矢の得点は、競技者が呼称し、対戦相手が確認し、その得点に同意しない場合、審判員が最終判定する。各セットで、競技者は最大30点を獲得できる。そのセットの高得点競技者は、2ポイントを獲得する。同点の場合、両競技者は1ポイントを獲得する。ショートオフの勝者は、1ポイントを獲得する。5セットマッチで6ポイント以上に達した競技者は勝者となり、次のラウンドに進む。
 - (2) オリンピックラウンドの団体戦およびミックス戦のイリミネーションラウンドでは、得点は各チームの6射を(ミックス戦では4射)高得点順に記録する。チームの1人が得点を呼称し、相手チームの1人が確認し、その得点に同意しない場合、審判員が最終判定をする。
 - (3) 各セットで、競技者は最大60点(ミックス戦では40点)を獲得できる。そのセットの高得点競技者は2ポイントを獲得する。同点の場合、両チームは1ポイントを獲得する。ショートオフの勝チームは、1ポイントを獲得する。4セットマッチで5ポイント以上に達したチームは勝者となり、次の対戦に進む。
 - (4) オリンピックラウンドのファイナルラウンドでは、まず仮得点が表示され、正式な得点は、審判員が確認し得点記録員が記録する。
 - (5) コンバウンドマッチラウンド団体戦では、どのような順番で行射してもよい。しかし、同一標的面に3本(ミックス戦では2本)を超える矢がある場合、すべての矢はそのエンドの一部として、低いほうから3本(ミックス戦では2本)を採点する。同一標的面上のその他の矢は、M(ミス)と採点する。最外側の5点の外にある矢はM(ミス)と採点する。

5 インドア競技は以下のとおりとする。

- (1) セットシステムの場合、各セットで、競技者は最大30点を獲得できる。
そのセットの高得点競技者は、2ポイントを獲得する。同点の場合、両競技者は1ポイントを獲得する。シートオフの勝者は、1ポイントを獲得する。
5セットマッチで6ポイント以上に達した競技者は勝者となり、次の対戦に進む。三つ目標的面が使用されているときには、矢をどのような順番で行射してもよいが、同じ標的面に2本以上の矢が的中したときには、その2本の矢（または3本の矢）はそのエンドの矢数に含め、最も低い矢の得点のみを記録する。その標的面の他の矢はM（ミス）と採点する。
最外側の淡青色の6点の得点帯からはずれた矢は、M（ミス）と採点する。
インドアマッチラウンドのイリミネーションラウンドおよびファイナルラウンドでは、競技者は審判員の確認の下に得点記録を行う。
- (2) インドアマッチラウンドの団体戦では、得点は各チームの6射を記録する。
チームの1人が得点を呼称し、相手チームの1人が確認し、その得点に同意しない場合、審判員が最終判定をする。
- 6 標的面上にあるすべての矢の得点が記録されるまで、矢・標的面・バットのいずれにも触れてはならない。
- 7 同一競技者の所有する矢が3本（場合によっては6本）、または同一チームの矢が6本を超えて標的またはシーティングレーン内の地上（床上）で発見されたときには、得点の低い方から3本（場合によっては6本）の矢の得点を記録する（除く3mライン以内）。
- 競技者またはチームがこれを繰り返した場合、失格とする。
- 8 矢は、標的面上のシャフトの位置によって得点を記録する。矢のシャフトが2つの色環帯または得点帯を区分する境界線に触れているときは、高い得点とする。
- 9 境界線または2つの色環帯が接している部分の標的面が破損して欠けているとき、または矢によって分割線の位置が歪んだときには、その箇所に的中した矢の得点は、想像上の分割線により判定する。
- 10 矢を得点記録し、標的面から抜き取る前に、すべての矢の的中孔に適切な印を付けなければならない。
- 11 バットレスに埋没し、標的面から見えない矢は、審判員のみが得点を判定する。
- 12 矢が的中したとき、
(1) 跳ね返り矢は、すべての矢の的中孔に印が付けられていて、印のない的中孔と印のある的中孔の区別が付くときには、標的面の的中孔によって得点を記録する。ぶら下がり矢は、標的面上のその矢の位置により得点を記録する。
跳ね返り矢またはぶら下がり矢が発生したとき、
その標的の全競技者が行射を中断してシーティングライン上に残り、審判員を呼ぶ。

ショーティングライン上のすべての競技者がそのエンドの3射（または6射）の行射を終了するか、制限時間が終了した後、DOSは競技を中断する。跳ね返り矢またはぶら下がり矢のあった競技者は、審判員と共に標的に進む。審判員は跳ね返り矢の的中孔を判定し、またはぶら下がり矢の得点を確認し、得点を記録した後、ぶら下がり矢を取り除いて的中孔に印を付け、後でそのエンドの得点記録に参加する。跳ね返り矢またはぶら下がり矢は、そのエンドの得点記録が終了するまで標的の後側に残される。

DOSは、競技場の安全を確認して、その競技者のそのエンドの行射すべき3射または6射を完了させる。その間、他の競技者はショーティングラインに入ることはできない。

- (2) バットレスを完全に貫通した矢は、すべての矢の的中孔に印が付けられていて、印のない的中孔が確認できるときは、標的面のその的中孔によって得点を記録する。その標的の全競技者は、審判員と共に標的に進む。
- (3) 繰ぎ矢は、当てられた矢と同じ得点を記録する。
- (4) 他の矢に当たり、それで標的面に当たった矢は、標的面のその矢の位置で得点を記録する。
- (5) 他の矢に当たり、跳ね返った矢は、当てられた矢の損傷が確認できれば、当てられた矢と同じ得点を記録する。
- (6) その競技者に割り当てられた標的面以外の標的面に的中した矢は、そのエンドの一部とみなしM（ミス）と記録する。
- (7) シューティングレーンまたは標的の後方で発見された矢は、それが跳ね返り矢または貫通矢と申告された場合、標的に当たっていたか否かの判定は審判員の判断による。また跳ね返り矢または貫通矢が発生し、標的面に2個以上の印のない的中孔がある場合、最低得点帯にある的中孔をその競技者の得点とする。
- (8) オリンピックラウンド、コンパウンドマッチラウンド、インドアマッチラウンドのイリミネーションラウンドおよびファイナルラウンドでバットレスからの跳ね返り矢、貫通矢、またはぶら下がり矢が発生した場合、競技は中断しない。
- 13 DOSは、得点記録の終了後、行射再開の合図を与える前に、標的面に矢が残っていないことを確認する。もし、気付かずに矢が残っていても、行射は中断されない。競技者は、そのエンドを他の矢で行射するか、またはその距離の行射が終了した後、不足する矢を補充することができる。このような場合、審判員はそのエンドの得点記録に参加し、標的から矢が抜き取られる前に標的に残した矢を確認し、その競技者のスコアカードと照合する。
- 14 競技者が矢を置き忘れてきた場合、行射の前に審判員にその旨報告して、他の矢を使用することができる。
- 15 ターゲットアーチェリーでは、競技者自身が標的に行けない場合、審判員の許可を得てチームの監督、同じ標的の他の競技者またはその競技者の代行者に得

点記録と矢の回収の権利を委託することができる。

- 16 スコアカードに得点記録員と競技者が署名することによって、競技者がそれぞれの矢の得点、合計点、10点数、X点数（またはインドアでは9点数）に同意したことを示す。競技者が得点記録員を兼ねている場合、同じ標的の他の競技者がスコアカードに署名する。公式の得点記録員がいない競技会で競技者自身が採点する場合、スコアカードに署名することは競技者が各矢の点数、合計点、10点数、X点数（または、インドアでは9点数）に同意したことを意味する。競技者は、署名（競技者、採点者）、合計点、10点数、X点数（またはインドアでは9点数）をすべて記入したスコアカードを提出しなければならない。

主催者または役員は署名（競技者、採点者）、合計点、10点数、X点数（またはインドアでは9点数）等の記入のない、あるいは計算間違いのあるスコアカードを受領する必要はなく、また提出されたスコアカードの正確性を確認する必要もない。

ただし、主催者または役員が間違いを発見した場合、その間違いを訂正し、その結果は有効となる。訂正は、競技の次の対戦の前までに行わなければならぬ。

すべての対戦では、スコアカードは両競技者が署名することにより、両競技者またはエージェントが、素点、合計点、10点数、X点数およびそのマッチの勝敗に同意したことを意味する。

スコアカードに記載されない情報は、存在しないもの（0点）と見なす。

- 17 得点が同点の場合、順位は次のようにして決定する。

- (1) 本項第2号に規定する場合を除き、すべてのラウンドで発生した同点は、
個人戦および団体戦のとき
- a 10点の数の最も多いもの。
 - b ・アウトドア：X（インナー10）の数の最も多いもの。
・インドア：9点数の最も多いもの。
 - c これがまだ同数の場合、同順位とする。
- d イリミネーションラウンドにおける対戦表の位置を決めるとき、上記a、bによっても順位が決しない場合、ディスクトラストによって順位を決定する。
- (2) すべての競技会において、オリンピックラウンド、コンパウンドマッチラウンド、インドアマッチラウンドのイリミネーションラウンドへの進出、競技会の次の対戦への進出、またはメダルファイナルのときの同点は10点数、X数（またはインドアでは9点数）を考慮しない。

アウトドアでシュートオフを行う場合、以下のとおりとする。

個人戦のとき

すべて、最後の距離でシュートオフを行う。

イリミネーションラウンドへの進出時、行射はフィールド中央に近い、中立の

標的を使用し、1競技者1標的とする。イリミネーションラウンドおよびファイナルラウンドでは、同じ標的を使用する。

行射の順番 交互射ちでは、そのマッチを先に行射した競技者が、シュートオフでは先に行射する。

- a 得点による1射のシュートオフを行う。
- b マルチ標的面を使った場合、競技者は、それまでの競技で行射していた同じ位置（A、B、CまたはD）の標的面を行射する。
- c 同点の場合、中心に近い矢により決定する。
- d それでも順位が決まらない場合、中心に最も近い矢による1射のシュートオフを順位が決定するまで続ける。
- e 個人戦のシュートオフの制限時間は、同時射ちでは40秒、交互射ちでは20秒とする。

団体戦のとき

すべて、最後の距離でシュートオフを行う。

イリミネーションラウンドへの進出時、行射はフィールド中央に近い、中立の標的を使用し、チーム毎に1標的に1枚標的面、また、三角形に設置された3枚の80cmマルチ標的面を使用する。マルチ標的面を使用する場合、チームの各競技者がどの標的面を行射するかを決定する。イリミネーションラウンドおよびファイナルラウンドでは、同じ標的を使用する。

行射の順番：交互射ちのシュートオフでは、第1エンドを先に行射したチームが、先に行射する。先のチームの1人が1射したのち、相手チームと交代する。

- a 得点による3射（各競技者1射）のシュートオフを1回行う。
- b シュートオフが同点の場合、チーム内の中心に最も近い矢により決定する。
- c これも同じならば、チーム内で2番目（または3番目）に中心に近い矢により決定する。
- d それでも順位が決まらない場合、得点による3射（各競技者1射）のシュートオフを行い、同点のときには、同順位でなくなるまで順次、中心に近い矢により決定する。
- e 団体戦（マッチ戦）のシュートオフの制限時間は、1分とする。

インドアでシュートオフを行う場合、以下のとおりとする。

行射は会場中央の中立のターゲットを使用する。予戦ラウンドで使用した標的にしたがって行う。

個人戦のとき

- a 得点による1射のシュートオフを行う。

イリミネーションラウンドへの進出時、予選ラウンドと同じ位置（A、B、CまたはD）および同じ形式の標的（40cm、40cm三つ目、40cm縦三つ目、60cmの各標的）を行射する。

行射の順番：交互射ちでは、そのマッチを先に行射した競技者が、シュートオフでは先に行射する。

- b 競技者は中段の中心を行射する。
- c 同点の場合、中心に最も近い矢により決定する。
- d これでも順位が決まらない場合、中心に最も近い矢による1射のシュートオフを順位が決定するまで続ける。
- e 個人戦のシュートオフの制限時間は、同時射ちでは40秒、交互射ちでは20秒とする。

団体戦のとき

- a 得点による3射（各競技者1射）のシュートオフを1回行う。
1チーム1ターゲットパットで行う。団体戦のシュートオフは、縦三つ目標的面を水平に設置するか、三角三つ目標的面を設置する。縦三つ目標的面の場合（水平設置）、チームの競技者は、各自がどの中心を射つか選択する。三角三つ目標的面を使用する場合、各チームの競技者は、各1中心を射つ。
行射の順番：交互射ちでは、そのマッチを先に行射した競技者が、先に行射する。先のチームが1人1射したのち、相手チームと交代する。
- b シュートオフが同点の場合、チーム内で中心に最も近い矢で決定する。
- c これも同じならば、チーム内で2番目（または3番目）に中心に近い矢で決定する。
- d これでも順位が決まらない場合、得点による3射（各競技者1射）のシュートオフを行い、同点のときには、同順位でなくなるまで順次、中心に近い矢で決定する。
- e 団体戦（マッチ戦）のシュートオフの制限時間は、1分とする。

- (3) 競技会中シュートオフについて公式発表が行われるまで競技者は競技場内に残らなければならない。シュートオフの発表がなされたとき競技場内にいなかった個人または団体はそのマッチの敗者となる。
- (4) オリンピックラウンド、コンパウンドマッチラウンド、インドアマッチラウンドの個人・団体戦で途中敗退した個人・団体の順位は下記により決定する。

個人戦のとき

- 1/8イリミネーションで敗退した競技者は9位。1/16で敗退した競技者は17位等々、イリミネーションの段階に応じて決定する。
- なお、敗退した競技者の順位は、その対戦で獲得したポイント数で、ポイント数が同数の場合、その対戦合計点で最終順位を決定する。合計得点が同点の場合、本条17項1号a・bの規定を適用する。
- また、1/4ファイナル（準々決勝戦）で敗退した競技者は、その対戦で獲得したポイント数で、ポイント数が同数の場合、その対戦の合計得点で最終順位を決定する。同点の場合、同順位とする。なお、敗退した競技者の順位を本条17項1号a・bの規定により、決定することができる。

団体戦のとき

アウトドア

1／8 イリミネーションで敗退したチームは9位。

なお、敗退したチームの順位は、その対戦で獲得したポイント数で、ポイント数が同数の場合、その対戦合計点で最終順位を決定することができる。また、この場合、合計得点が同点の場合、本条17項1号a・bの規定を適用することができる。

1／4ファイナル（準々決勝戦）で敗退した競技者は、その対戦で獲得したポイント数で、ポイント数が同数の場合、その対戦の合計得点で最終順位を決定する。同点の場合、同順位とする。なお、敗退した競技者の順位を本条17項1号a・bの規定により、決定することができる。

インドア

1／8 イリミネーションで敗退したチームは9位。

なお、敗退したチームは、その対戦の合計得点（24本）で最終順位を決定することができ、同点の場合、本条17項1号a・bの規定を適用する。

また、1／4ファイナル（準々決勝戦）で敗退したチームは、その対戦の合計得点（24本）で最終順位を決定する。同点の場合、同順位とする。なお、敗退したチームの順位を本条17項1号a・bの規定により、決定することができる。

- 18 少なくとも各種別の上位8名の競技者の競技者番号、氏名、所属および累計点を十分な大きさのスコアボードに表示する。
- 19 各距離またはラウンドごとに全競技者の累計点を掲示する。この場合、掲示回数はこれによらずさらに多くするよう努める。
- 20 主催者は、競技会の終了後、個人戦および団体戦の成績表を作成する。この成績表の写しは、すべての競技者、チームの監督、大会役員および競技役員に配付する。

第14章 規則違反の罰則

第208条（競技者等の失格）

競技委員長または審判長は、次の各号に該当する競技者等に対して、その競技会における失格を宣言することができる。

- 1 不正な手段で高い得点を挙げたと認められたとき。
- 2 採点について、正式の承認なしの書き換え、虚偽行為、又は意図的な書き換えを行った者。
- 3 得点記録員によってその得点が確認される前にターゲットから抜かれた矢は、M（ミス）とし、その後もこの違反行為を繰り返す競技者。
- 4 大会の秩序を乱し、または審判員の指示または制止に従わず、または故意に無視したと認められたとき。競技委員長または審判長が本項の規程により失格を宣言したときには、主催者は速やかに本連盟に報告しなければならない。
- 5 スポーツマンにふさわしくない行動は、許されない。そのように行動した競技

者、および競技者のそのような行動を促進させたとみなされる者は、失格となり、それ以降の競技会への出場は停止となる。

- 6 資格に関する規則に違反したと認められた競技者は、競技会を失格となり、獲得するはずの順位を失う。
- 7 ドーピング防止規則に違反したと認められた競技者は、第5部ドーピング防止規則に従って制裁の対象となる。
- 8 1エンドにつき、許された以上の矢数を繰り返し行射したと認められた競技者またはチームは、その得点を失う。
- 9 危険な方法でドローイングを繰り返すと複数の審判員が判断した場合、審判長またはDOSは、その競技者に対してただちに行射の停止を求める、失格とする。

第209条（得点の喪失）

- 1 競技会に遅刻した競技者は、すでに行射された数の矢を補充することはできない。ただし、審判長またはその指名代理者が不可抗力であると認められた場合、その限りではない。
- 2 用具破損または医学的問題が発生した場合、15分以内であれば、通常の行射順に従って未発射分を行射できる。その他の矢は行射できない。
- 3 開始を示す合図の前および終了を示す合図の後、または交互行射の順番を間違えて行射した場合、その矢はそのエンドの矢とみなし、競技者のそのエンドの最高点を削除し、M（ミス）と採点する。
- 4 競技会場で（練習矢が抜かれた後）DOSが公式に練習時間の終了を告げた後、次の行射の開始前、または各距離またはラウンド間の休憩時間中に行射した場合、その矢は次のエンドの一部とみなし、競技者の次のエンドの最高得点を削除する。
- 5 団体戦で、競技者のいずれかが、制限時間を示す合図の前または後に行射した矢は、そのエンドの矢とみなし、チームのそのエンドの最高点を削除し、M（ミス）と採点する。
- 6 標的上、標的付近の地上、またはショーティングレーン上に、所定の本数以上の矢が発見された場合、最低得点から3本（または、その状況により6本）の矢を採点する。
- 7 団体戦で、ある競技者が2本の矢を行射できなかった場合、未発射矢もそのエンドの矢とみなし、M（ミス）と採点する。未発射の矢を含め、そのエンドの合計本数が7本（または4本）以上であった場合、本条6項を適用する。
- 8 交互行射の団体戦で、所定の本数を超える矢を行射した場合、チームはそのエンドの最高得点の矢を失う。
- 9 得点圏に的中しなかった矢、または競技者自身の標的以外の標的面に的中した矢は、そのエンドの一部とみなし、M（ミス）と採点する。
- 10 三つ目標的面を使用するとき、同一得点圏内に2本（または全矢）が行射された場合、すべてをそのエンドの一部とみなし、最低得点の矢を採点する。

11 チームの1名が1mラインを越えるのが早すぎた場合、審判員はイエローカードを挙げる。これは、競技者がいったん1mライン手前に戻って開始をやり直すか、他の競技者（1mライン手前から出発しなければならない）が替わって行射するかの指示である。

チームがイエローカードに従わず、競技者が行射した場合、そのチームはそのエンドの最高得点の矢を失う。

ショーティングラインに立つ前にクィーバーから矢を取り出した場合、同様の措置を取る。

第210条（警告）

二度以上の警告を受け、さらに以下の規則を違反し続け、担当審判員の決定および指示（これは申し立てができる）に従わない競技者は、第208条4項により処分する。

- (1) 競技者は、同意なく他の競技者の用具に触れてはならない。
- (2) 競技者は、矢の有無にかかわらずシーティングライン以外で弓を引いてはならない。
- (3) 行射の進行中、障害が認められた競技者を除き、自分の立番の競技者だけがショーティングラインに立つことができる。
- (4) 競技者は、行射開始の合図まで押し手の腕を上げてはならない。
- (5) 標的上のすべての矢が記録されるまで、矢、標的面、またはバットレスに触てはならない。
- (6) 競技者は、弓を引く時および引き戻すとき、いかなる場合であっても、矢をセーフティーゾーンまたは安全管理用設置物（オーバーシュートエリア、ネット、壁等）を越えると審判員が判断するような引き方、戻し方をしてはならない。

第15章 練習

第211条（練習）

1 競技期間中の毎日、競技者が競技場で最小20分間、最大45分間練習する時間をもうけることができる。しかし、すべての練習は、競技開始15分前までに終了することが望ましい。練習用の標的は各種別の最初に行射する距離に設置する。ただし、状況に応じて競技開始直前に必要最小限（4分等）の練習時間に変えることができる。

オリンピックラウンドのイリミネーションラウンドおよびファイナルラウンドを行う日には、主催者は、それぞれの日の予定を勘案して、練習時間の長さを決めることができる。

予選ラウンドでは、連日、最小20分から最大45分までの練習時間が設けられる。練習矢が抜かれることにより、練習は終了する。練習用標的は、各クラ

スの最初の距離に設置される。イリミネーションラウンドおよびファイナルラウンドが行われる場合、練習時間の長さは日程を考慮して決定することができ、速やかに競技を開始する。

- 2 練習場は、個人戦のイリミネーションラウンドおよびファイナルラウンドには出場できないが、団体戦に出場する競技者のために、ファイナルラウンドの日まで使用できなければならない。
- 3 オリンピックラウンドでは、練習場は、競技会場に並んで設置することができ、イリミネーションラウンドおよびファイナルラウンドでは、競技者は競技中でもここで練習することができる。
- 4 DOSは、公式練習会場には、常に立ち会わなければならない。DOSは、適切な合図により、行射の開始と終了および矢取りを指示する。競技者は、終了合図の後に行射してはならない。この規則に違反する競技者は、ここでの練習を禁止する。
- 5 すべての練習は、DOSの管理のもとで行い、得点は記録しない。

第16章 疑義および紛争

第212条 (疑義・抗議・異議の申立)

- 1 競技者は、標的に当たった矢の得点に疑義が生じたときはいずれの矢も標的から抜き取られる前に、審判員に最終判定を求める。
矢が標的から抜かれる前に発見されたスコアカードの記載の間違いは、その標的のすべての競技者が同意すれば訂正することができる。訂正は、その標的のすべての競技者が確認し、スコアカードに署名しなければならない。
その他のスコアカードの記載に関する問題は、審判員に付託される。
- 2 標的面が著しく損傷、または汚れているとき、競技場の設備に不備があるときには、競技者またはチームの監督は、審判員に欠陥のある個所の修理または交換を求めることができる。
- 3 行射または競技者の行為に関する疑義は、競技会の次の対戦に進む前に審判員に提起しなければならない。
- 4 競技会のその日ごとの速報に関する疑義は、不當に遅れることなく審判員に提起され、いかなる場合にも、賞の授与の前に訂正されるよう提起されなければならない。
- 5 団体戦で、審判員がイエローカードを提示した判定は、最終決定となる。
イエローカードに従わずに、チームが行射したとき、そのエンドの最高得点を削除する。
- 6 下記各号に該当する事項について、競技者またはチームの監督は、競技委員長へ供託金5,000円を添えて異議申立をすることができる。
 - (1) 競技者の参加資格に関する事項。
 - (2) 審判員の決定に関する事項。ただし、得点の判定に関するなどを除く。

(3) 最終順位にかかる得点に関する事項。

(4) 競技者等の失格に関する事項。

この異議の申立に関する賞は、競技委員長の裁定があるまで授与しない。

第 1 7 章 上 訴

第 2 1 3 条 (上訴)

競技者またはチームの監督は、競技委員長または審判長の裁定に不服がある場合、第 1 0 4 条により上訴委員会に提訴することができる。

第 1 8 章 服装規定

第 2 1 4 条 (服装規定)

競技者は、競技中はもちろん、その競技会の開・閉会式、表彰式および練習中においても、アーチェリー競技にふさわしいスポーツウェアを着用しなくてはならない。または式典にふさわしい服装とし、以下各項のとおりとする。

1 競技中は、女子はスカート、キュロットスカート、スポーツスラックスまたはショートパンツ、および長袖あるいは半袖シャツ（襟付き）の着用（両肩からそれぞれ体の前面と背中がカバーされているもの）が求められる。女子の上着は、フルドローの際、上半身を覆うものでなくてはならない。

男子は、スポーツスラックスまたはショートパンツ、および長袖あるいは半袖シャツ（襟付き）の着用が求められる。男子の上着は、フルドローの際、上半身を覆うものでなくてはならない。

セーター、カーディガンの着用は許される。Tシャツは加盟団体、所属団体の公式ユニフォームに限り認められる。帽子の着用は自由である。

なお、デニムジーンズおよびオーバーサイズバギーパンツ（荷役作業用ズボン）またそのハーフパンツは着用してはならない。

ショートパンツは、競技者が腕を体側に沿って垂らして指を伸ばしたとき指先より短くてはならず、膝頭より長くてはならない。

チーム内同一カテゴリーの全員は、同一チームのユニフォームを着用する（男女の各デザイン、色彩は同一でなくてもよい）。団体戦では、同一色彩とスタイルのシャツ、および同一色彩のパンツ・ショートパンツ・スカートでなければならない。

2 競技会の期間中、競技者は、常にスポーツ靴を着用しなければならない。

・ビジネスシューズ・サンダルは認められない（爪先の出たものは不可）。

3 トレードマークをつけた衣類の着用は許されるが大きさは、メーカー商標：定型 6 平方 cm 以内、非定型 20 cm 以内とし、その他は該当年度の WA と同じく国際オリンピック委員会基準を準用する。

4 競技者番号は競技者の背中に明瞭に表示し、競技中は常に見えなければならな

い。なお、クィーパーまたはズボン・ショートパンツ・スカートに付けてはならない (WA : 世界選手権、オリンピック競技会では、競技者は、背中の上部に横書きで自分の名前を、その下に国名（又は国コード）を付けなくてはならない。競技者番号は競技者のクィーパー又は太腿の、目に付きやすい位置に付ける)。

5 競技者は、その大きさの制限なしに、所属するチーム名、学校名、市町村または都道府県名、または加盟団体名を付けた衣類等を着用することができる。

第 1 9 章 パラアーチェリー

第 2 1 5 条 (本章の概要)

本章は、すべてバイローで構成する。全WA競技会で種別ごとのパラ競技者に適用される追加規則を説明する。

第 2 1 6 条 (クラス分け委員)

身体に障害のある競技者は、2名で構成される国際クラス分け委員会により判定される。各競技者は、この判定により種別が決定され、発行される「クラス分けカード」がその競技者に許される補助用具を示す。

第 2 1 7 条 (視覚障害種別)

V I 1にクラス分けされた視覚障害競技者は、行射時に目隠しを着用する。V I 2およびV I 3にクラス分けされた競技者は目隠しを使用しない。すべてのV I 競技者は研修を受けた専門のV I クラス分け委員によってクラス分けされる。

第 2 1 8 条 (種別)

WAは、弓の部門ごとに、以下のパラ競技者種別を設ける。

1 リカーブ

個人

- 女子オープン
- 男子オープン

団体

- 女子オープン
- 男子オープン
- 用具規則は、WA競技規則と同一だが、第221条7項に規定するリリースエイドの使用を除く。

2 コンパウンド

個人

- 女子オープン
- 男子オープン

団体

- 女子オープン
- 男子オープン

3 視覚障害 (V I)

- V I 1
- V I 2 / V I 3

この種別には男女、リカーブ、コンパウンドいずれの区別も設けない。

この部門の用具規則は、第223条（視覚障害競技者）を参照

4 W 1 オープン（リカーブ・コンパウンドとも）

個人

- 女子W 1 オープン
- 男子W 1 オープン

団体

- 女子W 1 オープン
- 男子W 1 オープン

以下に挙げるコンパウンドW 1 クラスの特例を除いて、用具規定はWAの規定と同じである。

- ・引き重量は、最大で男子45ポンド、女子35ポンドとする。
- ・ピープサイトおよびスコープサイトの使用は認められない。
- ・水準器の使用は認められる。

第219条（クラス分けカード）

全競技者は、クラス分けカードの取得を求められ、用具検査時、審判員に提示する。これにより審判員は、競技者の他の用具を検査する際、補助用具を確認することが可能となる。このカードを持たない競技者は規則に違反することになり、自身の属する障害度のカテゴリーで競技することができない。

- 1 クラス分けカードは、プラスティック製または紙製である。紙製はプラスティック製が用意されるまで発行される。
- 2 いずれかの種類のクラス分けカードをまだ所有しない競技者でも、競技に参加することはできる。しかしその得点は、ワールドランキング、世界記録、またはタイトル獲得の対象にならない。

第220条（補助用具）

- 1 国際クラス分け委員会に認定されたクラス分けカードを所有する競技者は、補助用具を使用することができる。身体に障害のある競技者としてのクラス分け基準を満たさなかった競技者であっても、一般競技会に参加できるように補助用具の使用申請をすることができる。しかし、補助用具は得点の向上につながるものであってはならない。当該競技者は使用を許可された補助用具が明示され、2013年11月以降に発行されたクラス分けカードを所有している必要

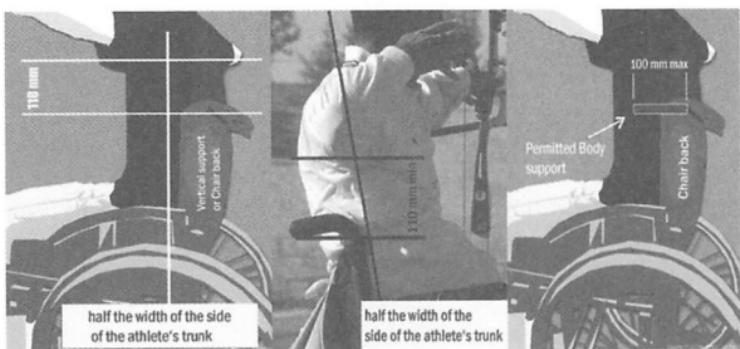
がある。補助用具には次のものが含まれる。

2 車椅子

- 原理的に容認され得るもので、「車椅子」という言葉に適合していれば、どのような形式の車椅子も使用できる。
- 行射中、車椅子のどの箇所ででも、ボウアームを支えてはならない。
W 2 競技者。椅子の背もたれの両脇が、競技者の上体の幅の半分以上前方に伸びていてはならない。

(図 19 参照)

図 19：車椅子の競技者



- どの距離での行射時でも、車椅子の全部品は競技者の脇の下 110 mm 以下でなくてはならない。
- 椅子の垂直背もたれの主要部分から前方に伸びて体を支える部位は、100 mm 以上あってはならず、競技者の脇の下 110 mm を超えてはならない。
- 車椅子の長さは、1.25 m を超えてはならない。
- 反横転器具の使用は認められる。

3 椅子またはスツール

原理的に容認され得るもので、「椅子」という言葉に適合していれば、どのような形式の椅子も使用できる。

- 行射中、椅子のどの箇所ででも、ボウアームを支えてはならない。
- 椅子のどの箇所も、競技者の上体に接触してはならない(これは競技者が、背もたれに寄りかかってはならないことを意味する)。
- 椅子の脚および競技者の足が形成する地上の範囲は、シューティングライン上で 60 cm × 80 cm を超えてはならない。

4 ブロック

脚の長さに違いのある競技者は、片足を上げるための台、または靴の一部としたものを、その素材に制限なく使用できる。これにより、行射時に安定した状

態を保つことができる。

5 許可される身体支持具

- W 1 競技者に限り、突起物とストラップを同時に使用することができる。これは身体の安定性を維持するためのものであり、身体のどこに使用してもよいが、行射中、ボウアームの支えとなってはならない。
- W 2 競技者。クラス分けカードがストラップ使用を認めている場合、1 個のストラップを胸部に使用できる。
- 一部の車椅子競技者について。クラス分けカードに特定されていれば、脚部にストラップを使用できる。

6 義手

完全に硬いものでなく、永久的に固定されたものでなければ、「手」を含む義手の使用および弓への装着を許可する。

7 リリースエイド

どのようなリリースエイドでも、手首、肘、または肩に装着し、または口にくわえて使用することができる。但し、リカーブボウについてはいかなるリリースエイドも認められない。

8 ボウパンデージ

ボウアームに障害のある競技者は、完全に硬いものでなく、永久的に固定されたものでなければ、包帯(パンデージ)様のもので手を弓に縛り付けることができる。

9 ボウアームの添え木

ボウアームに障害のある競技者は、肘または手首に添え木を使用することができる。

10 引き手の添え木

引き手に障害のある競技者は、手首に添え木を使用することができる。

11 アシスタント

ノックをつがえることができないW 1 競技者は、矢をつがえるアシスタントを帯同することができる。アシスタントは、口頭またはほかの方法で競技者を援助(特に矢的の中およびサイトの調整について)することができる。アシスタントは、他の競技者の妨げになってはならない。競技者およびアシスタントは、パートナーとして分かりやすいよう、同一ユニフォームを着用し、競技者番号が使用されるときは、同一の番号を付ける。

第 2 2 1 条 (ラウンド)

1 実施されるラウンドは、健常者と同一である。ただし、V I 部門は別に独自のラウンドを行う。

2 ミックス戦を含む団体戦の特別規定

- (1) 団体戦では、チームの全競技者がシューティングライン上に残ることができる。

- (2) 競技者は、行射を終えたら片腕を擧げる。これが終了の合図である。次の競技者は、この合図が出されるまで矢をつがえてはならない。
- (3) 障害のため片腕を擧げることのできない競技者は、その他の適切な方法で審判員に合図する。
- 3 リカーブ部門の団体戦では、個人W 2 およびスタンディング種別が一緒にチームを構成する。
- 4 コンパウンド団体戦では、同一のランキングラウンドに出場していれば、W 1 およびオープン種別の競技者がチームを構成することができる。さもなければ、W 1 およびオープンは別のチームを構成することができる。
- 5 ミックスチームは、同一ボウタイの男女各1名で構成する。

第222条（競技会場）

- 1 競技会場および練習会場は、IPC規則(WAパラアーチェリー委員会が再確認する)に定義されるとおり、車椅子使用者に必要な施設を備え、支障なく出入りできなければならない。
- 2 会場の入り口からウェイティングラインおよびシューティングラインまで、補助なしで車椅子が移動できなければならない。
- 3 パラアーチェリー大会では、各標的に2名または3名の競技者を配置する。車椅子またはその他の椅子使用の競技者は、常にシューティングライン上に留まることができる。
- 4 全パラアーチェリー大会では、以下の例外を除き、会場の設定はWA競技規則による。
- 競技者1名あたりの幅は、最低1.25m
 - 個人戦のレーン幅は、最低2.60m(または3.90m)
 - 団体戦のレーン幅は、最低3.90m

第223条（視覚障害競技者）

- 1 視覚障害者はV I 1、およびV I 2・V I 3(同一種別)の2種別に分類される。V I 1とV I 2競技者は、視覚障害の程度によってIBSAのB 2またはB 3のクラスと認定された競技者である。
- V I 1競技者は目隠しを使用する。V I 2・V I 3種別の競技者は目隠しを使用しない。両種別の競技者は触知式サイトを使用する。それ以外のサイトの使用は認められない。
- 2 目隠しは、睡眠マスク、巻き付け型眼鏡、またはゴーグルのいずれでもよく、用具検査時、および試合中に隨時、審判員の点検を受ける。
- 3 競技会場では、常に目隠しを着用する。すなわち、用具の組み立て、練習中を含めて競技場内にいる間、その日の競技終了までである。
- 4 サイトおよびそのスタンドは他の競技者の妨げとなつてはならない。
- スタンドおよびフットロケーターの全幅は80cm(31.5インチ)を超えて

はならない。

競技者の体に触れているフットロケーターの機能部分の深さは6 cm (2.5インチ) を超えてはならない。

各触知式スタンド間の距離は少なくとも90 cm (35.5インチ) とする。(各触知式スタンドの端から計測する) 触知式サイトの大きさは、あらゆる方向から計測して2 cm を超えてはならず、競技者の手または上腕の外側のみに触れている状態でなければならない。

- 5 一度設置した触知式サイトは、その日の競技終了まで会場に残し、終了後に移動する。
- 6 V I オリンピックラウンドでは、あらかじめ標的割り当てを行う。従って、対戦相手が隣にいない場合でも、競技者は標的を移動しない。
- 7 競技者は、同一種別のリカーブまたはコンパウンド部門のどちらかで行射できる。コンパウンドでは、指またはリリースエードのどちらかで行射する。コンパウンドボウの引き重量は男女とも最大45ポンドとする。
- 8 実施されるラウンド
 - (1) V I アウトドアラウンド。30 mで、以下の標的を順次36射する。
 - 第1回目の36射 60 cm 標的
 - 第2回目の36射 80 cm 標的
 - 第3回目の36射 80 cm 標的
 - 第4回目の36射 122 cm 標的
 - (2) V I 30 m ラウンド。30 mで、80 cm 標的を72射する。
 - (3) V I オリンピックラウンド。30 mで、80 cm 標的を行射する。
 - (4) V I インドアラウンド。18 mで、60 cm 標的を60射する。コンパウンドボウを使用した場合でも、リカーブの10点の得点帯を使用する。
 - (5) V I インドアマッチラウンド。60 cm 標的を使用し、その他はインドアマッチラウンドの競技規則に従う。コンパウンドボウを使用した場合でも、リカーブの10点の得点帯を使用する。
 - (6) その他は、すべてWA競技規則を適用する。

9 アシスタント

- (1) V I 競技者には、アシスタントが帯同できる。アシスタントは、競技者の後方で、かつシューティングラインの1 m後方に立つ、または座ることができる。
- (2) アシスタントの役目は、標的面上の矢の位置を競技者に知らせること、および安全管理面の情報を伝えることである。
- (3) アシスタントは、情報を伝えるとき、他の競技者の妨げになってはならない。
- (4) 競技者が行射を終えたとき、アシスタントはウェイティングライン手前に移動する。競技者は自らの判断で競技が終了するまでシューティングラインに残ってもウェイティングライン後方に戻ってもよい。

- (5) アシスタントが競技者のサイト修正および弓具の調整ができるのは、練習時間中および矢取りの間だけである。アシスタントは標的まで競技者に同行し、競技者とともにシューティングラインに戻ってくることができる。競技者は、行射中いつでも触知式サイトの調整をしてよい。
 - (6) アシスタントは、競技者に代わって採点を行うが、各競技者が自分のスコアカードに署名する。
 - (7) 競技者およびアシスタントは、パートナーとして分かりやすいよう、同一ユニフォームを着用し、競技者番号が使用されるときは同一の番号を付ける。
- 10 すべての国際競技会およびWA公認の競技会において、盲導犬は競技会場に入ることが認められない。

付則 2 標的面および用具

図 20：5 点～10 点標的面×4 枚

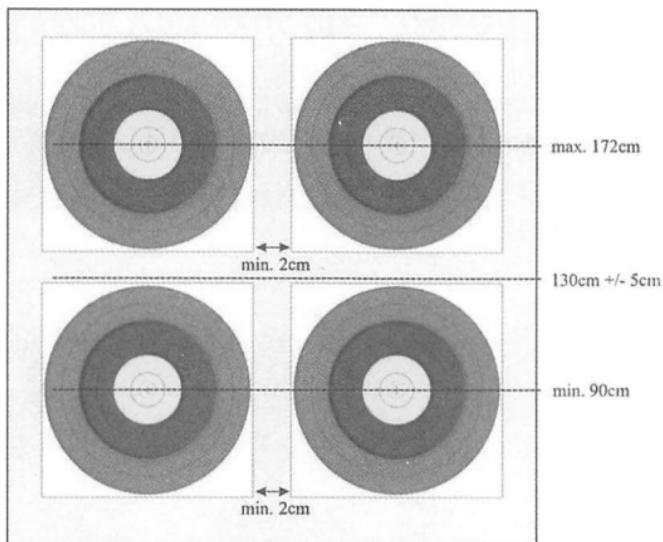


図 21：6 点～10 点標的面×4 枚

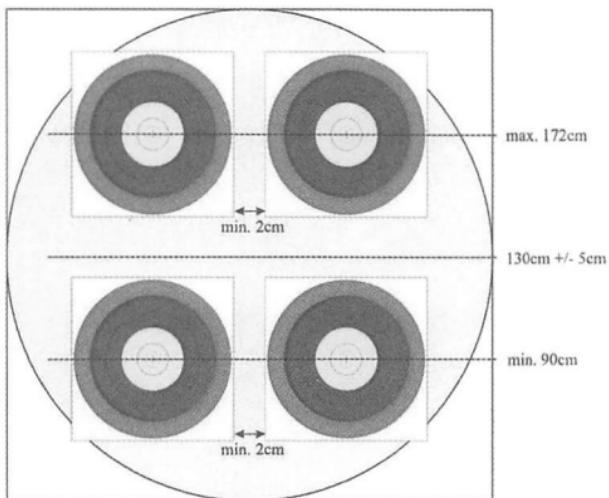


図 22：5点～10点標的面×3枚

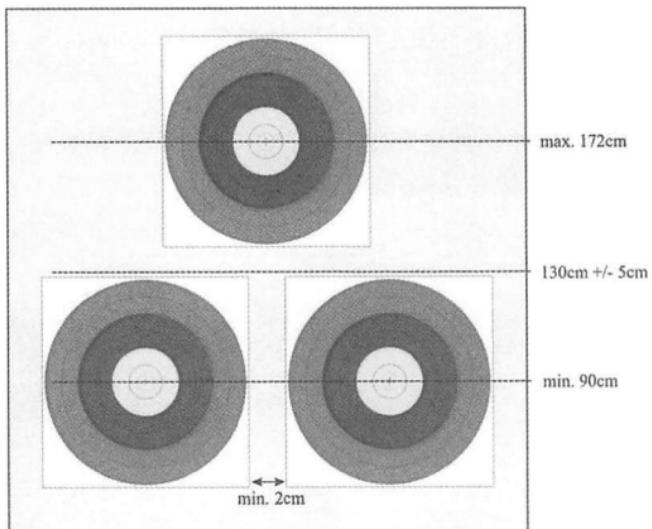


図 23：6点～10点標的面×3枚

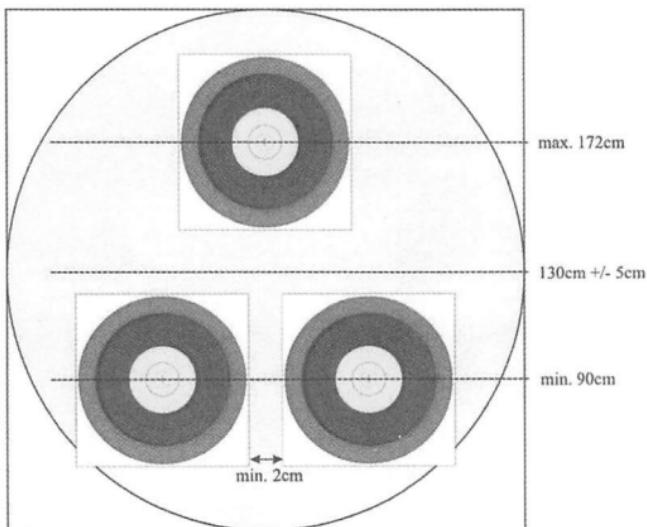


図 24 : 5 点～10 点標的面×2枚およびスコアボード

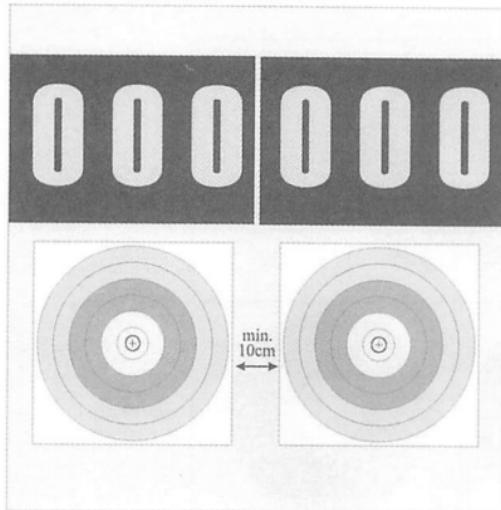


図 25 : 5 点～10 点標的面×1枚

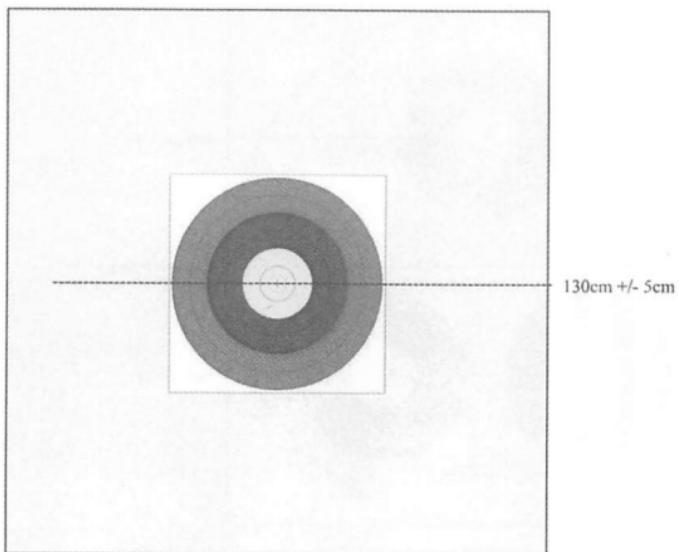


図 26：インドア 縦型三つ目標的面×4枚

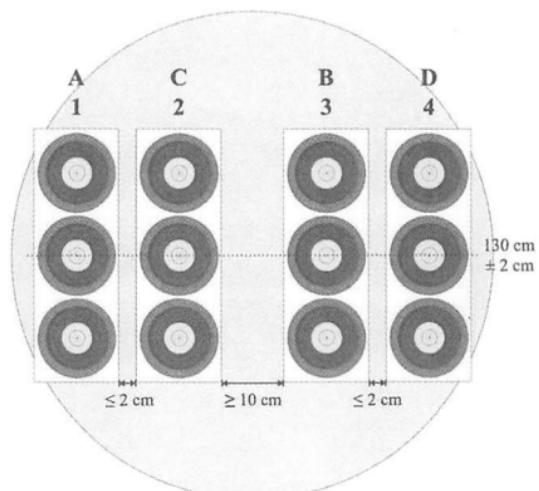


図 27：インドア 縦型三つ目標的面×2枚

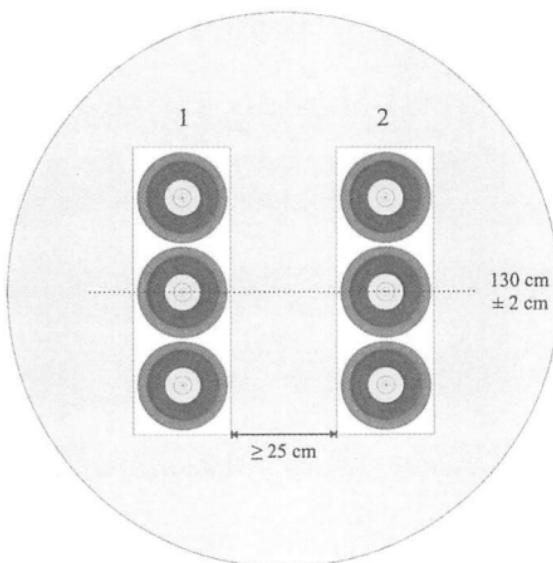


図 28：インドア 縦型三つ目点標的面（水平設置）× 1 枚

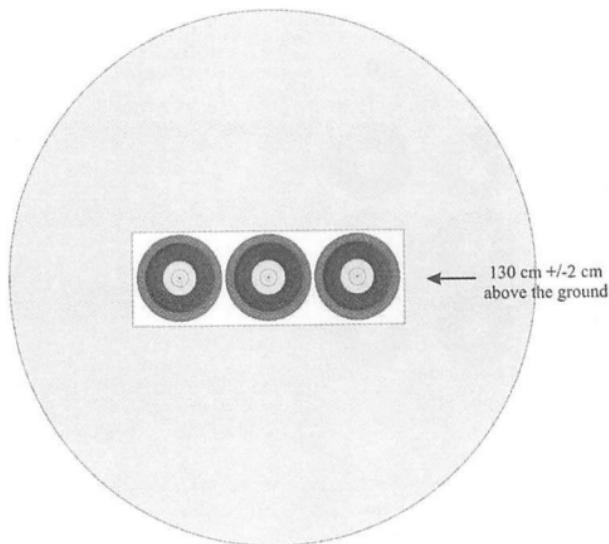


図29：リカーブボウの詳細

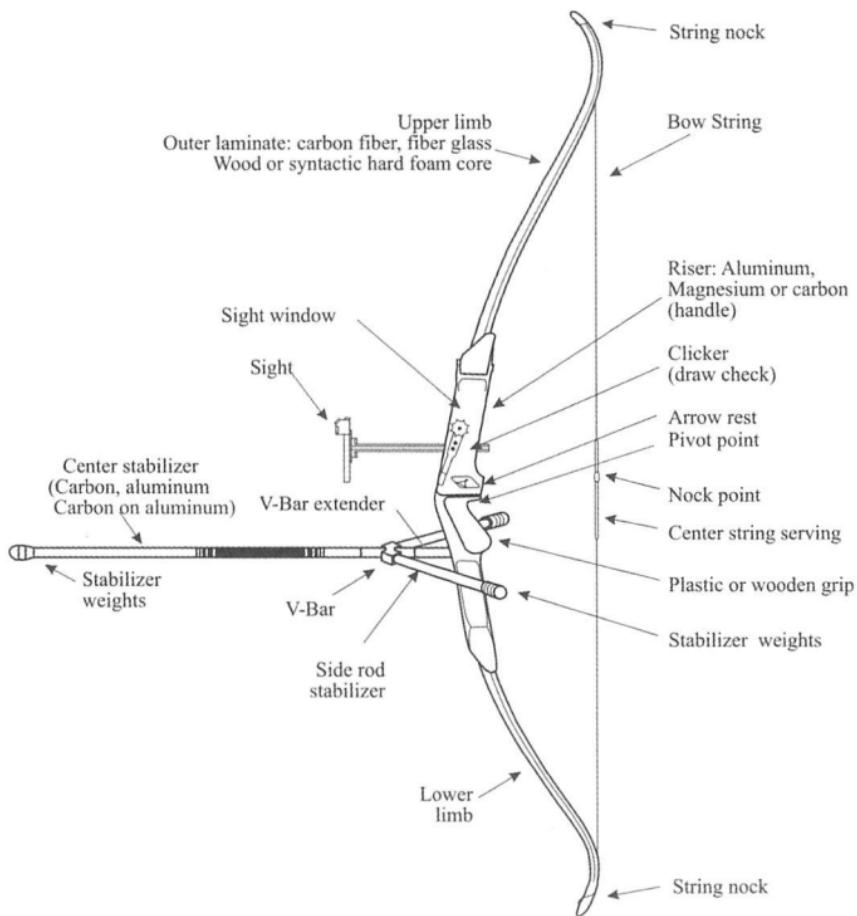


図30：コンパウンドボウの詳細

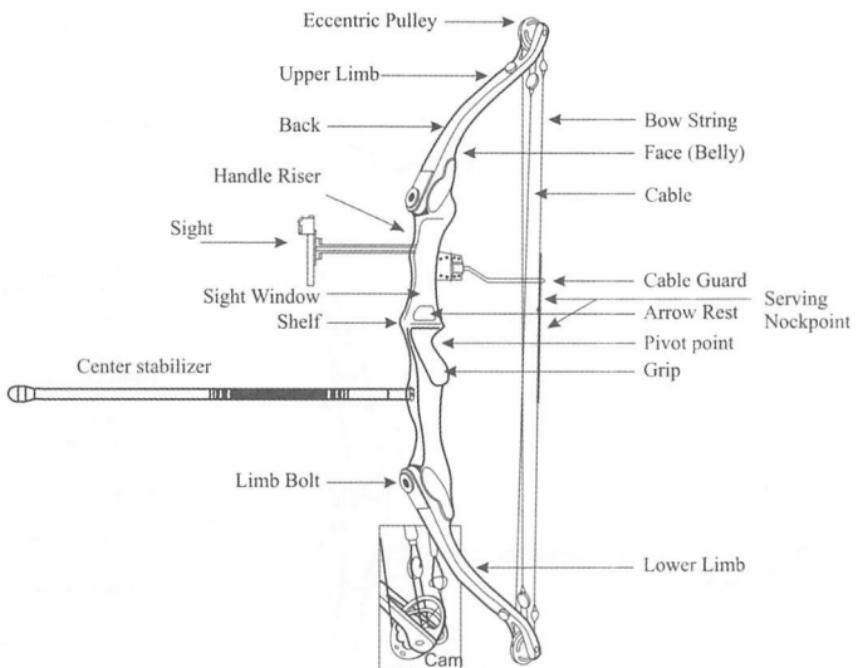
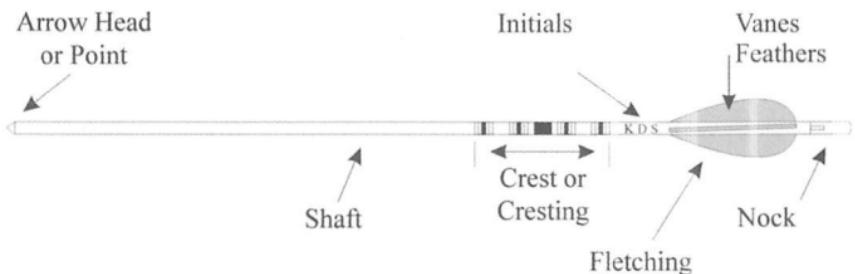


図31：アローの詳細



第3部 フィールドおよび
3Dアーチェリー

目 次

第3部 フィールドおよび3Dアーチェリー

第20章 競技者の用具	107
第21章 行 射	117
第22章 行射の順序および時間の管理 (フィールドおよび3D)	119
第23章 行射の順序および時間の管理 (フィールドラウンド)	121
第24章 行射の順序および時間の管理 (3Dラウンド)	122
第25章 得点記録	123
第26章 行射の管理と安全	127
第27章 規則違反の罰則	128
第28章 練 習	130
第29章 疑義および紛争	130
第30章 上 訴	131
第31章 服装規定	131

第3部 フィールドおよび 3Dアーチェリー

第20章 競技者の用具

第301条 (競技者の用具)

- 1 この条項は、競技者が競技会で使用することができる用具について定める。
- 2 審判員の検査を受けていない用具を使用する必要が生じたときには、競技者は、自分の責任において、使用前にその用具を審判員に提示して検査を受けなければならない。
- 3 本競技規則に違反する用具の使用が発見された競技者は、得点のすべてを失う。

第302条 (リカーブ部門の用具の通則)

リカーブ部門では、以下の用具を使用することができる。

- 1 弓は、ターゲットアーチェリーで使用されるもので、常識的に「弓」という言葉に適合していれば、どのような形状でも使用することができる。
すなわち、弓は、ハンドル（グリップ）、ライザー（シュートスルータイプは不可）、および両先端にストリングノックが設けられた2本の弾力性のあるリムによって構成された器具である。弓は、2個のストリングノックの間に、ただ1本の弦を直接掛けるように張り、引くときには、一方の手でハンドル（グリップ）を持ち、他方の手の指で弦を引き、リリースする。
プレース付きのハンドルは使用することができる。ただし、そのプレースが常に競技者の手または手首に接してはならない。多色に塗り分けたハンドルおよびアップアーリムの内側またはハンドルに商標のある弓を使用することができる。
- 2 弦は、その目的にかなった材質の原糸を使い、好みの本数や色を合わせて作ることができる。弦には、引き手の指を掛けるためのセンターサービング、必要ならば矢のノックをつがえるために追加のサービングを巻いた1ヶ所のノックキングポイントと、その位置を決めるための1個または2個のノックロケーターおよび弓を張るときにストリングノックにはめるためのループを両端に有する。
その他にリップマークまたはノーズマークとして1個の付着物を弦に付けることが許される。弦のサービングの端は、フルドローのとき、競技者の視野内に入ってはならない。また、弦にはビーブホール、目印またはその他一切の照準の助けになるものがあつてはならない。
- 3 調節可能なアローレスト
アローレストに加えて、可動式のプレッシャーボタン、プレッシャーポイント

またはアロープレートは、それぞれ1個のみ、弓に取り付けて使用することができる。ただし、これらは電気的または電子的な装置ではなく、照準の助けとなるものであってはならない。

プレッシャーポイントは、弓のハンドルのスロート部（ピボットポイント）から4cm後方（内側）以内の位置とする。

- 4 ドローチェックインジケーターは、電気的または電子的な装置ではなく聴覚、視覚または両者の組み合せによるものを1個のみ使用することができる。
- 5 照準器（サイト）は、1個のみ使用することができる。
照準器は、上下左右方向の調節と位置決めをすることが許され、以下の条件に適合したものでなければならない。
 - (1) ブリズム、レンズまたはその他の光学的拡大装置、水準器、または電気的または電子的な装置が組み込まれていないものであって、2個以上の照準点を有していないこと。
 - (2) 照準器を固定するためのエクステンションは、1個のみ使用することができる。
 - (3) 距離の指標を付けたプレートまたはテープは、弓に取り付けることができる。しかし、どのような場合でも、追加の照準点となるものであってはならない。
 - (4) エイミングの視線上にあるサイト（トンネル、チューブ、サイトピン、またはその他の延長された同様のパーツ）の全長は、2cmを超えてはならない。ファイバーオプティックピンとトンネル部分とは別々に計測される。
 - (5) ファイバーオプティックのサイトピンの使用は認められる。一方の先端部がフルドロー時に競技者の視線の外側に取り付けられ、もう一方が競技者の視線内にある場合、曲がる前の直線部分が2cmを超えていなければ、全長が2cmを超えててもよい。なおフルドロー時、光る照準点は1点でなければならない。
 - (6) アンマークコースでは、距離測定の目的のため、照準器等を改造してはならない。
- 6 スタビライザー（複数）およびTFC（トルクフライトコンペンセイター）（複数）は使用することができる。
ただし、以下の条件に適合すること。
 - ・弦のガイドとならないこと。
 - ・弓以外の物に触れていないこと。
 - ・シューティングペグ上で他の競技者の障害とならないこと。
- 7 矢は、ターゲットアーチェリーで使用されるもので、常識的に「矢」という言葉に適合していれば、どのような形状でもも使用することができる。
ただし、標的面またはバットレスに不当な損傷を与えるものであってはならない。シャフトの最大直径は9.3mm（アーラップが使用される場合、その長さがノックの溝から計測して22cm以内であれば、この制限に該当しない）

を超えてはならない。シャフトの直径が 9.3 mm の場合、そのポイントの最大直径は 9.4 mm あってもよい。矢は、ヘッド（ポイント）の付いたシャフト、ノック、および羽根とからなり、クレストを付けてもよい。各競技者の矢には、シャフトに競技者の名前またはイニシャルを書き、同じ標的面で使用するすべての矢は、同じ色のシャフト、同じ形状および色の組み合せの羽根、同じ色のノックとし、クレストを付ける時には同じ色の組み合せの模様とする。曳光ノック（電気、電子的に発光するノック）は、使用を許可しない。

- 8 指サック、グラブ、またはシューティングタブまたはテープ（紳創膏）のような指の保護具を、弦を引き、リリースするために使用することができる。ただし、これらに、弦を引き、リリースの助けとなる装置が付いていてはならない。アンカーリングのために、指の保護具（タブ）に設けたアンカープレートまたは同様の装置は使用することができる。
矢を挟み付けないために指の間に設けたセパレーター（カウンターピンチ）は使用することができる。押し手に、通常の手袋、ミトンまたはこれと同様なものを着用することができる。ただしグリップに固定または直結してはならない。
- 9 双眼鏡、望遠鏡およびその他の光学器具は、矢の的中を確認するために使用することができる。ただしシューティングペグ上で他の競技者の障害となってはならない。
通常の眼鏡または競技用の眼鏡およびサングラスは使用することができる。ただし、マイクロホールレンズまたは同様な装置、およびどのような形であっても照準の助けになる印が付いた眼鏡は使用することができない。
的を狙わない側の目を隠すために片側のレンズを全面的に覆いまたはテーピングした眼鏡、またはアイパッチは使用することができる。
- 10 次の用具は使用することができる。
アームガード、チェストガード、ボウスリング、ベルトクィーパー、グランドクィーパー、タッセル、リムセーバー、電気または電子によらない風向表示装置（軽いひも状のもの）を用具に付着してもよい。足またはその一部を持ち上げる装置は、靴に付着しているか否かに係らず、許可される。ただし、シューティングライン上の他の競技者の妨げになってはならない。また、その台がシューティングラインをまたぐ形状であったり、足や地面に固定されていたり、靴の側面から 2 cm 以上はみ出でてはならない。

第 3 O 3 条（コンパウンド部門の用具の通則）

コンパウンド部門では、以下の用具について規定する。

電気的または電子的な装置でなければ、あらゆる形式の追加装置の使用が許される。

- 1 コンパウンドボウは、シートスルータイプでもよく、ブーリー、カムまたは両者の組み合せによるシステムによってドローウェイトが機械的に変換されるものであって、ピークドローウェイトは、60 ポンド以下とする。

弓は、2個のストリングノックの間に、1本の弦を直接張り、あるいは偏心ホイールまたは適合するように特別に設計されたボウケーブルに接続して使用する。

ケーブルガードは使用することができる。

プレース付きのハンドル、スプリット・ケーブルは使用することができる。ただし、それらが常に競技者の手または手首に接してはならない。

- 2 弦は、その目的にかなった材質の原糸を使い、好みの本数や色を合わせ作ることができる。弦には、引き手の指またはリリースエイドを掛けるためのセンターサービングを有する。弦には、ノッキングポイント（複数）を付けることができ、ここには、必要ならば、矢のノックをつがえるために追加のサービングを巻くことができる。さらに、リップマークまたはノーズマーク、ビープホール、ビープホールホールドインライン装置、ループストリング等としてそれぞれ1個の付着物を弦に付けることが許される。
- 3 調節可能なアローレスト
アローレストに加えて、可動式のプレッシャーボタン、プレッシャーポイントまたはアローブレートは、使用することができる。
プレッシャーポイントは、弓のハンドルのスロート部（ビボットポイント）から6cm後方（内側）以内の位置とする。
- 4 ドローチェツクインジケーター（複数）は、聴覚、視覚または両者の組み合せによるものを使用することができる。
- 5 照準器（サイト）は、1個のみ使用することができる。
照準器は、上下左右方向の調節と位置決めをすることが許され、水準器を組み込むことができる。これらと光学的に拡大するレンズまたはプリズムを単独でまたは組み合せて組み込むことができる。また、サイトピンにファイバーオプティックおよびケミカル・グロースティック、またはそのいずれかを使用できる。ケミカル・グロースティックは、他の競技者の障害にならないようカバーがかけられる。
マークコースに限り、複数の照準点、およびビープイリミネーター装置を使用することができる。
アンマークコースでは、距離測定の目的で照準器のどの部分も改造してはならない。
- 4 リリースエイドは使用することができる。ただし、どのような方法であっても弓に取り付け、あるいは電気的または電子的な装置が組み込まれたものは使用することができない。
- 5 以下の条文に記載された用具は使用できる。
 - (1) 第302条6項（最後の2項目）
 - (2) 第302条7項
 - (3) 第302条8項
 - (4) 第302条9項

(5) 第302条10項

第304条（ペアボウ部門の用具の通則）

ペアボウ部門では、以下の用具を使用することができます。

- 1 弓は、ターゲットアーチェリーで使用されるもので、常識的に「弓」という言葉に適合している限りどのような形状でも使用することができます。
すなわち、弓は、ハンドル（グリップ）、ライザー（シートスルータイプは不可）、および両先端にストリングノックが設けられた2本の弾力性のあるリムによって構成された器具である。弓は、2個のストリングノックの間に、ただ1本の弦を直接掛けるように張り、引くときには、一方の手でハンドル（グリップ）を持ち、他方の手の指で弦を引き、リリースする。弓は、裸弓でなければならず、後述するアローレストを除き、照準の助けとなるいかなる突起物、目印、傷、薄片も付けてはならない。エイミングの助けとなるサイト、ボウ上のサイトマークは許可されない。付属品を全部取り付けた状態で弦を張らない弓は、内径12.2cm±0.5mmの穴またはリングを通り抜けなければならぬ。
 - (1) 多色に塗り分けられたハンドルおよびアッパーリムの内側またはハンドルに商標のある弓は使用できる。ただし、サイトウインドウ部分に照準に使用可能な色彩が施されている場合、これをテープで覆う。
 - (2) ブレース付きのハンドルは使用することができます。ただし、そのブレースが常に競技者の手または手首に接してはならない。
- 2 弦は、その目的にかなった材質の原糸を使い、好みの本数や色を合わせて作ることができる。弦には、引き手の指を掛けるためのセンターサービング、必要ならば矢のノックをつがえるために追加のサービングを巻いた1ヶ所のノックティングポイントと、その位置を決めるための1個または2個のノックロケーターおよび弓を張るときにストリングノックにはめるためのループを両端に有する。リップマークまたはノーズマークは付着することができない。弦のサービングの端は、フルドローのとき、競技者の視野内に入ってはならない。また、弦にはピープホール、目印またはその他一切の照準の助けになるものがあつてはならない。
- 3 調節可能なアローレスト
 - (1) 移動可能なプレッシャーボタン、プレッシャーポイントまたはアローブレートは、それぞれ1個のみ、弓に取り付けて使用することができます。ただし、これらは電気的または電子的な装置ではなく、照準の助けとなるものであつてはならない。プレッシャーポイントは、弓のハンドルのスロート部（ピボットポイント）から2cm後方（内側）以内の位置とする。
- 4 ドローチェックインジケーターは使用することができない。
- 5 フェイスおよびストリングウォーキングは許される。
- 6 スタビライザーは装着することができない。

- (1) スタビライザーが取り付けてない限り、内蔵されたTFC（トルクフライトコンペンセイター）は許される。
- (2) ライザーの下部におもりを付けることができる。その形状にかかわらずすべてのおもりはロッド、エクステンション、ショックアブソーバー装置を装着せずに直接ライザーに取り付けなければならない。
- 7 矢は、ターゲットアーチェリーで使用されるもので、常識的に「矢」という言葉に適合していれば、どのような形式のものも使用することができる。
ただし、標的面またはバットレスに不当な損傷を与えるものであってはならない。シャフトの最大直径は9.3mm（アローラップが使用される場合、その長さがノックの溝から計測して22cm以内であれば、この制限に該当しない）を超えてはならない。シャフトの直径が9.3mmの場合、そのポイントの最大直径は、9.4mmあってもよい。矢は、ヘッド（ポイント）の付いたシャフト、ノック、および羽根とからなり、クレストを付けてもよい。競技者が同じ標的面で使用するすべての矢は、同じ色のシャフト、同じ形状および色の組み合せの羽根、同じ色のノックとし、クレストを付ける時には同じ色の組み合せの模様とする。競技者の矢は、同じ長さであり、シャフトに競技者の名前またはイニシャルを書く。曳光ノック（電気、電子的に発光するノック）は、使用することができない。
- 8 指サック、グラブ、またはシューティングタブまたはテープ（紺創膏）のような指の保護具を、弦を引き、リリースするために使用することができる。ただし、これらに、弦を引き、リリースの助けとなる装置が付いてはならない。矢を挟み付けないために指の間に設けたセパレーター（カウンターピンチ）は使用することができる。アンカーリングのために、指の保護具（タブ）に設けたアンカープレートまたは同様の装置は使用することができる。縫い目は同色であり、印または線は、そのサイズ、形状、色が一定であること。メモおよび目印等の追加は許されない。押し手に、通常の手袋、ミトンまたはこれと同様なものは着用することができる。ただしグリップに固定または直結してはならない。
- 9 双眼鏡、望遠鏡およびその他の光学器具は、矢の的中を確認するために使用することができる。ただし、他の競技者の障害となってはならない。
通常必要とする眼鏡または競技用の眼鏡およびサングラスは使用することができる。ただし、マイクロホールレンズまたは同様な装置、およびどのような形であっても照準の助けになる印が付いた眼鏡は使用することができない。
的を狙わない側の目を隠すために片側のレンズを全面的に覆いまたはテーピングした眼鏡、またはアイパッチは使用することができる。
- 10 次の用具は使用することができる。
アームガード、チェストガード、ボウスリング、ベルトクィーパー、グランドクィーパー、リムセーバー。シューティングペグ上で靴に装着または地面に置いて足を上げる装置。ただし、靴底から2cm以上はみ出でてはならず、他の競

技者の障害となってはならない。

第305条（インスティンクティブボウ部門の用具の通則）

インスティンクティブボウ部門では、以下の用具を使用することができる。

1 弓は、ターゲットアーチェリーで使用されるもので、常識的に「弓」という言葉に適合していれば、どのような形式のものも使用することができる。

すなわち、弓は、ハンドル（グリップ）、ライザー（シュートスルータイプは不可）、および両先端にストリングノックが設けられた2本の弾力性のあるリムによって構成された器具である。ライザーは、天然または樹脂を基にした素材で作られる（例：木、竹、動物の角、布、ファイバーガラスおよびライザーの一部にカーボン、グラファイトまたは金属が含まれていてもよい）。ライザーは、合板構造または一本の木製でなければならない。弓は、テイクダウン方式でもよく、製造時に、ライザーにリムを装着するための金属製アタッチメント、およびサイト、クッションプランジャー、スタビライザー装着用のマウントやブッシングが組み込まれていてもよい。弓には、ティラー調整のみが可能なリムは装着できるが、引き重量調整用のリムポケットは装着できない。ライザーには、リムポケット保護のため、またはライザーの構造上の理由によって、6mm以下の天然または合成素材の合板を使用してもよい。ただし、ライザーの構造の4分の1以上が金属や合成素材を使用してはならない。ライザーには、木または竹が使用されなければならない。ワンピースボウは、リムはどのような素材の合板であってもよく、ライザーに組み込まれていてもよい。弓は、2個のストリングノックの間に、ただ1本の弦を直接掛けるように張り、引くときには、一方の手でハンドル（グリップ）を持ち、他方の手の指で弦を引き、リリースする。

単純構造で貼り付け式のプラスティック製アローレストを除き、弓は、裸弓でなければならない（本条3項参照）、（ウインドウ部分に）照準の助けとなるいかなる突起物、目印、傷、薄片も付けてはならない。

多色に塗り分けられたライザーおよびアッパーリムの内側またはハンドルに商標のある弓は使用できる。ただし、サイトウインドウ部分に照準に使用可能な色彩が施されている場合、これをテープで覆う。

2 弦は、その目的にかなった材質の原糸を使い、好みの本数や色を合わせて作ることができる。弦には、引き手の指を掛けるためのセンターサービング、必要なならば矢のノックをつがえるために追加のサービングを巻いた1ヶ所のノックキングポイントと、その位置を決めるための1個または2個のノックロケーターおよび弓を張るときにストリングノックにはめるためのループを両端に有している。リップマークまたはノーズマークは付着することができない。弦のサービングの端は、フルドローのとき、競技者の視野内に入ってはならない。また、弦にはピープホール、目印またはその他一切の照準の助けになるものが

あってはならない。

3 アローレストは、調整可能であってはならない。

(1) 単純構造で貼り付け式のプラスティック製レストまたは柔らかい素材を貼り付けたボウシェルフを使用する。その他のレストは使用することができない。

4 ドローチェックインジケーターは使用することができない。

5 フェイスおよびストリングウォーキングは許されない。

6 矢は、ターゲットアーチェリーで使用されるもので、常識的に「矢」という言葉に適合していれば、どのような形式のものも使用することができる。

ただし、標的面またはバットレスに不当な損傷を与えるものであってはならない。シャフトの最大直径は9.3mm（アローラップが使用される場合、その長さがノックの溝から計測して22cm以内であれば、この制限に該当しない）を超えてはならない。シャフトの直径が9.3mmの場合、そのポイントの最大直径は9.4mmあってもよい。矢は、ヘッド（ポイント）の付いたシャフト、ノック、および羽根とからなり、クレストを付けてもよい。各競技者の矢には、シャフトに競技者の名前またはイニシャルを書き、同じエンドで使用するすべての矢は、同じ標的面で使用するすべての矢は、同じ色のシャフト、同じ形状および色の組み合せの羽根、同じ色のノックとし、クレストを付ける時には同じ色の組み合せの模様とする。曳光ノック（電気、電子的に発光するノック）は、使用することができない。

7 指サック、グラブ、またはシューティングタブまたはテープ（紺創膏）のような指の保護具を、弦を引き、リリースするために使用することができる。ただし、これらに、弦を引き、リリースの助けとなる装置が付いてはならない。アンカーリングのために、指の保護具（タブ）に設けたアンカープレートまたは同様の装置は使用することができない。弓は「メディタレーニアン式」（1本の指は矢の上、2本の指は矢の下に置いて3本の指でリリースする）、または3本の指を矢の下（人差し指はノックの下から2mm以上離れてはならない）に置いて、固定した1箇所のアンカーポイントから行射しなければならない。競技者は、メディタレーニアン式か3本指をノックの下に置くかを選択しなければならないが、併用はできない。3本指をノックに下に置いて行射する場合、タブは連続した表面でなければならず、矢を挟むことができないようにする。メディタレーニアン式の場合、矢を挟まないように指の間にセパレーターを使用することができる。

8 双眼鏡、望遠鏡およびその他の光学器具は、矢の的中を確認するために使用することができる。ただし、他の競技者の障害となってはならない。

通常の眼鏡または競技用の眼鏡およびサングラスは使用することができる。ただし、マイクロホールレンズまたは同様な装置、およびどのような形であっても照準の助けになる印が付いた眼鏡は使用することができない。

的を狙わない側の目を隠すために片側のレンズを全面的に覆いまたはテープ

ングした眼鏡、またはアイパッチは使用することができる。

9 次の用具は使用することができる。

アームガード、チェストガード、ボウスリング、ベルトクィーパー、グランドクィーパー。シューティングペグ上で靴に装着または地面に置いて足を上げる装置。ただし、靴底から2cm以上はみ出でてはならず、他の競技者の障害となつてはならない。リムセーバー。弓にアロークィーパーを装着してはならない。

第306条 (ロングボウ部門の用具の通則)

ロングボウ部門では、以下の用具を使用することができる。

1 弓は、伝統的なロングボウの形状とする。弓が張られた状態で弦がストリングノック以外の弓のいかなる部分にも触れてはならない。弓は単一または合成を問わず、どのような素材であってもよい。グリップの形状に制限はない。センターショットは認められる。弓には、(ウインドウ部分に)照準の助けとなるいかなる突起物、目印、傷、薄片も付けてはならない。

(1) ジュニアおよび女子の弓は150cm以下、男子の弓は160cm以下の長さであつてはならない。弓の長さは、弦が張られた状態でリムの外(バック)側に沿つてストリングノック間を計測する。

2 任意のストランド数の弦

(1) 弦は、その目的にかなつた材質の原糸を使い、好みの本数や色を合わせて作ることができる。弦には、引き手の指を掛けるえるためのセンターサービング、必要ならば矢のノックをつがえるために追加のサービングを巻いた1ヶ所のノッキングポイントと、その位置を決めるための1個または2個のノックロケーターおよび弓を張るときにストリングノックにはめるためのループを両端に有している。弦のサービングの端は、フルドローのとき、競技者の視野内に入つてはならない。また、弦にはビーブホール、目印またはその他一切の照準の助けになるものがあつてはならない。

(2) ストリングサイレンサーは、使用することができるが、ノッキングポイントから30cm以内に設置してはならない。

3 アローレスト。弓に矢を乗せる棚状の部分があれば、レストとして使用でき、その場合、水平面だけは柔らかい素材で覆われていてもよい。棚状の部分垂直面は、硬い素材で保護されていてもよいが、硬貨の角などを押し付けた圧力によって変形させたり圧縮してはならない。

4 フェイスおよびストリングウォーキングは許されない。

5 ウエイト、スタビライザーおよびTFC (トルクフライトコンペニセイター)を装着することはできない。

6 矢は、木製のもののみで、以下の条件に適合したものが使用で使用できる。シャフトの最大直径は9.3mm(アローラップが使用される場合、その長さがノックの溝から計測して22cm以内であれば、この制限に該当しない)を超えてはならない。シャフトの直径が9.3mmの場合、そのポイントの最大直径

は、9.4mm あってもよい。矢は、ヘッド（ポイント）の付いたシャフト、ノック、および羽根とからなり、クレストを付けてもよい。競技者の矢は、同じ長さであり、シャフトに競技者の名前またはイニシャルを書き、同じ標的面で使用するすべての矢は、同じ色のシャフト、同じ形状および色の組み合せの羽根、同じ色のノックとし、クレストを付ける時には同じ色の組み合せの模様とする。曳光ノック（電気、電子的に発光するノック）は、使用することができない。

ポイントは、フィールドタイプ、弾丸型または円錐形とする。

羽根は、天然素材のもののみ使用することができる。

- 7 指サック、グラブ、またはシューティングタブまたはテープ（紛創膏）のような指の保護具を、弦を引き、リリースするために使用することができる。ただし、これらに、弦を引き、リリースの助けとなる装置が付いてはならない。アンカーリングのために、指の保護具（タブ）に設けたアンカーブレートまたは同様の装置は使用することができない。弓は「メディタレーニアン式」（1本の指は矢の上、2本の指は矢の下に置いて3本の指でリリースする）、または3本の指を矢の下（人差し指はノックの下から2mm以上離れてはならない）に置いて、固定した1箇所のアンカーポイントから行射しなければならない。競技者は、メディタレーニアン式か3本指をノックの下に置くかを選択しなければならないが、併用はできない。3本指をノックに下に置いて行射する場合、タブは連続した表面でなければならず、矢を挟むことができないようにする。メディタレーニアン式の場合、矢を挟まないように指の間にセパレーターを使用することができる。
- 8 双眼鏡、望遠鏡およびその他の光学器具は、矢の的中を確認するために使用することができる。ただし、他の競技者の障害となってはならない。通常の眼鏡または競技用の眼鏡およびサングラスは使用することができる。ただし、マイクロホールレンズまたは同様な装置、およびどのような形であっても照準の助けになる印が付いた眼鏡は使用することができない。的を狙わない側の目を隠すために片側のレンズを全面的に覆いまたはテーピングした眼鏡、またはアイパッチは使用することができる。
- 9 次の用具は使用することができる。
アームガード、チェストガード、ボウスリング、ベルトクィーバー、グランドクィーバー。シューティングペグ上で靴に装着または地面に置いて足を上げる装置。ただし、靴底から2cm以上はみ出でてはならず、他の競技者の障害となってはならない。リムセーバー。

第307条（フィールドアーチェリーの用具の特則）

全部の部門および種別の競技者は、次の用具を使用することはできない

- 1 競技者の弓に装着可能なあらゆる電気的または電子的な装置。
- 2 練習会場ではウェイティングラインより前方、および競技中のフィールドコ一

ス内で、電子的通信装置（携帯電話を含む）、ヘッドホンおよびイヤホン等を使用した装置または音を減少させる装置。

- 3 アンマークラウンドでの、競技者の用具としてこの競技規則に記載されていない距離の測定器またはその他の距離あるいは角度測定装置および手段。
- 4 距離または角度測定の目的で、競技者の用具に追加または改造した部品、または明白にその目的で使用される等間隔の印付き用具。
- 5 すべての記載されたメモ類または角度および距離を測定可能な電子的記憶装置。ただし、競技者が通常の照準器の位置を記載したものおよび個人的な得点の記録または競技規則記載事項を除く。

第21章 行身寸

第308条（行射）

競技者は、シューティングペグで十分に安全を確認した上で、起立または膝をついて行射する。

- 1 主催者は、各グループの行射開始の標的を割り当てる。
- 2 フィールドおよび3Dラウンドでは、競技者は地形状況を考慮し、または競技者が一人で行射し危険性がない場合、シューティングペグの手前、どの方向にも1m以内の位置に起立、または膝をつく。例外的な状況においては、審判員が指定区域外から行射することを許可する場合がある。
- 3 フィールドラウンドの各行射位置には、少なくとも2名の競技者が立てる位置にシューティングペグまたはマークを設置する。3Dラウンドの各行射位置には、2個のシューティングペグまたはマークを設置する。ただし、状況によっては1個のみでもよい。2個のペグの間の距離は1mとする。2名の競技者が同時に行射する場合、競技者番号の低い番号の競技者が左のペグから（または1名の競技者の場合、左側のペグから）、高い番号の競技者が右ペグから行射する。

第309条（行射の待機）

行射の順番を待つ各グループの競技者は、行射位置の競技者から十分手前で待機する。

- 1 シューティングペグ上にいる競技者のために日除けをする場合を除き、行射位置の競技者から十分手前で待機する。審判員が必要と判断した場合を除き、ファイナルラウンドでの日除けの行為は許可しない。

第310条（3Dラウンドの行射本数）

1 個人戦

- (1) 予選ラウンドでは、1つのアニマルターゲットに2射。両方の矢の得点をそのまま採点する。

- (2) イリミネーションラウンドおよびファイナルラウンドでは、1つのアニマルターゲットに1射。
- 2 団体戦：すべてのラウンドで、各標的に1チームで3射（1名1射）標的ごとにグループ内で行射の順序を変更することができる。ある標的で最後に行射したチームは、次の標的では最初に行射する。

第311条（3Dラウンドでの双眼鏡の使用）

- 1 競技者（チーム）は、シューティングペグで、矢を行射する前に双眼鏡を使用して標的を確認することができる。行射後は双眼鏡を使用することはできない。

第312条

競技者は、審判員の許可がなければ、そのグループの全競技者の行射が終了するまで標的に近づいてはならない。

第313条（矢の再発射）

次の場合を除き、どのような事情があっても矢を再発射することはできない。

- 1 以下の場合、矢を発射したとはみなさない。
- (1) 競技者が、両足の位置を動かさずに自分の弓で触れる能够性がある矢。ただし、跳ね返り矢を除く。
- (2) 標的面、バットレスまたは3D標的が倒れたとき。審判員は、必要と判断した場合、該当する矢数に応じて行射時間を与える。バットレスが滑り落ちただけの場合、その措置は審判員の判断に一任される。

第314条

競技会の期間中、公正を保つために、競技者、コーチおよびチーム役員はアンマークコースの距離について誰にも知らせてはならない。

- 1 グループ内の競技者は、その標的の採点が終了するまで距離について話し合ってはならない。
- 2 団体戦では、他のチームの妨げにならなければ、そのチームの3名の競技者およびコーチの間で距離の話し合いをしてよい。どのチーム役員も、距離を伝えてはならない。

チームのメンバーは、行射中の競技者のシューティングペグから十分離れた後方に立って話しをしてもよい。チームに帯同するコーチ1名は、シューティングペグに近づくことができるが、採点のために標的に行くときには離れた位置にいなければならない。

必要であれば、1チームにつき1名以上が、予備の弓をチームに運ぶために同行できるが、アニマル標的の絵のあるポストの手前で待機せねばならず、行射中にチームをコーチすることはできない。コーチはチームと行動を共にする。女子（男子）チームのコーチは、男子（女子）チームに合流することはできな

い。

ファイナルラウンドの間、同一所属団体の男女のチームのコーチ間で連絡を取ることはできない。

第 2 2 章 行射の順序および時間の管理 (フィールドおよび 3 D)

第 3 1 5 条 (立順および行射時間の管理)

予選ラウンドおよびイリミネーションラウンドでは、グループは別々の標的から同時に開始するように割り当てられ、開始した標的の前の標的でラウンドを終了する。ファイナルラウンドは、全グループが同じ標的から開始する。

第 3 1 6 条

競技者の人数がコースの通常に収容できる人数を超えた場合、追加のグループを構成し、フィールドに分散して配置する。ある標的に割り当てられた追加のグループは、前のグループが行射および採点を終了するまで待機する。

第 3 1 7 条 (競技者番号)

競技者番号は競技者の背中に明瞭に表示し、競技中は常に見えなければならない。なお、クィーパーまたはズボン・ショートパンツ・スカートに付けてはならない (WA: 世界選手権では、競技者は、背中の上部に横書きで自分の名前を、その下に国名 (又は国コード) を付けなくてはならない。競技者番号は競技者のクィーパー又は太腿の、目に付きやすい位置につける)。

競技者は、抽選の順番によるスタートリストに従って、順次、決められた標的および行射位置に配置される。

第 3 1 8 条 (用具故障)

用具の故障が発生した場合、行射の順序を一時的に変更することができる。どのような場合にも、故障した用具を交換、修理するのに 30 分以上かけてはならない。そのグループの他の競技者は、次のグループが通過する前に行射を終了して採点する。制限時間内に修理が終了した場合、競技者は、その標的で行射すべき残りの矢を補充する。制限時間以後に交換または修理が終了した場合、その競技者はグループに再び加わることができるが、その間にそのグループがすでに行射した数の矢を失う。

競技開始後、競技者が医学的理由で行射を継続できなくなった場合、その対応は用具破損と同様に行う。

第 3 1 9 条

ファイナルラウンドでは、用具の故障または予期せぬ医学的問題の回復のための

時間の延長は認められない。団体戦では、チーム内の他の競技者がその間に行射することができる。

第320条

予選ラウンドおよびイリミネーションラウンドでは、主催者または審判員、またはその両者にグループの順番の変更について通知した場合、そのグループの競技者は、他のグループを先に行射させて通過させることができる。ただし、準決勝戦およびメダルファイナルではできない。

第321条

予選ラウンドおよびイリミネーションラウンドで、競技者または競技者のグループがそのグループまたは他のグループに対して不当な遅れを生じさせたとき、これを確認した審判員はスコアカードに1回目の警告を記入する。

- 1 制限時間は、フィールドラウンドでは1標的につき3分、3Dラウンドでは、予選ラウンドは1分半、イリミネーションラウンドおよびファイナルラウンドでは1分とする。行射可能になるとすぐにポストに入るが求められ、競技者がショーティングペグの行射位置に着いたときから計測する。
- 2 上記の過程後、制限時間を超えた競技者を確認した審判員は、第2回目の警告を与えた日時をスコアカードに記入し署名する。
- 3 その競技のステージ中に第3回目およびそれ以降のすべての警告に対しその競技者はその標的の最高得点が削除される。
- 4 特別の事情がある場合、制限時間は延長される。

第322条

競技の、あるステージ中の警告は、次のステージには持ち越されない。

第323条

準決勝戦で、審判員が競技者グループに同行する場合、行射の開始と終了を口頭で伝える。(開始は「始め！」および制限時間が経過したときは「止め！」)

- 1 フィールドラウンドでは、2分の時間の残り30秒の時点で、審判員はイエローカードを示して口頭で警告を与える。
- 2 制限時間を経過した後の発射は許されない。
- 3 審判員が行射を終了させた後に競技者が矢を発射した場合、競技者またはチームは標的面の最高得点が削除される。
- 4 個人戦マッチでは、2名の競技者が同時に行射する。
- 5 団体戦では、1チームずつ行射する。ランキング上位チームが先攻・後攻を選択し、次の標的以降は低得点のチームが先に行射する。同点の場合、第1標的を行射したチームが先に行射する。

第324条（メダルファイナルの時間管理）

1 DOSによる時間管理

- (1) フィールドラウンドでは、個人戦および団体戦の制限時間は2分であり、DOSが管理する。個人戦では、競技者が自分のペグに立ったときに時間計測を開始する。団体戦では、競技者が赤色のペグに立ったときに開始し、一人ずつ行射してペアボウが最後に行射する。

2 審判員による時間管理

- (1) フィールドラウンドでは、個人戦および団体戦の制限時間は2分であり、個人戦では、両競技者がペグに立ったときに、団体戦では、チームが赤色のペグに立ったときに、審判員がストップウォッチで時間計測を開始する。
- (2) 3Dラウンドでは、個人戦の制限時間は1分、団体戦の制限時間は2分であり、競技者が自分のペグに立ったときに、審判員がストップウォッチで時間計測を開始する。

第325条

何らかの理由で、団体戦マッチ戦の行射が中断した場合、審判員はそのチームのストップウォッチを停止し、行射が再開可能となり次第、残り時間から計測を再開する。

第23章 行射の順序および時間の管理 (フィールドラウンド)

第326条（立順）

競技者は、4名を超せず、3名を下回らないグループで行射する。各グループは、可能な限り、同じ人数とする。

1 各グループは、2名1組で行射し、以下の順序とする。

- (1) 主催者は、行射位置を割り当てる。
- (2) 最初の2名の競技者（低い競技者番号）がそのグループに割り当てられた最初の標的的行射を開始する。
- (3) 残りの2名の競技者は次の標的で最初に行射し、この2組は、競技中、以降の標的ごとに行射の順序を交替する。
- (4) グループ内の全競技者が同意した場合、上記の組み合せおよび行射位置、またはいずれかを変更することができる。
- (5) 1グループ3名の場合、スタートリストの最初の2名の競技者（低い競技者番号）が第1組として行射し、第3競技者を第2組として行射する。この競技者は常にシューティングペグの左側から行射する。
- (6) シューティングペグに充分な広さがあるときには、グループ内の全部の競技者が同時に行射することができる。

2 40cm標的面の行射：4個の標的面を四角形に配置する。最初に行射する順

番の2名の競技者のうち、左側の競技者が上段左側の標的面を行射し、右側の競技者が上段右側の標的面を行射する。次に、2番目に行射する順番の2名の競技者のうち、左側の競技者が下段左側の標的面を行射し、右側の競技者が下段右側の標的面を行射する。

- 3 20cm標的面の行射：最初に行射する順番の2名の競技者のうち、左側の競技者が左から1列目の標的面を行射し、右側の競技者が左から3列目の標的面を行射する。次に、2番目に行射する順番の2名の競技者のうち、左側の競技者が左から2列目の標的面を行射し、右側の競技者が左から4列目の標的面を行射する各競技者は、それぞれの標的面に1射ずつ、どのような順序で行射してもよい。

第24章 行射の順序および時間の管理 (3Dラウンド)

第327条 (立順)

各部門への申し込みによって、競技者番号、グループおよび標的の割り当てが男女別の抽選によって決定する。

各グループは、3名から6名の競技者（可能な限り偶数とする）で構成され、予選ラウンドおよびイリミネーションラウンドでは、同一加盟団体の競技者は2名までとする。

競技委員長および審判長は、例外的な状況に対応する決定権を持つ。

第328条 (団体戦のチーム構成)

団体戦のチームは、コンバウンドの競技者1名、ロングボウの競技者1名およびインスティンクティブボウまたはペアボウの競技者1名で構成する。

第329条 (行射の順序)

グループ内で反対がなければ、最も低い競技者番号の競技者がグループリーダーとなり、グループを統率する。

- 1 標的が空いたとき、動物の絵のあるポストにいるグループの最初の競技者（または最初の2名の競技者）は、速やかにシューティングペグに向かう。そのグループの他の競技者は、適切な距離を置いて手前で待機する。
- 2 競技者は、行射の前に距離測定のためにシューティングペグの方向に歩いていくこと、および短い距離ではシューティングペグの手前に立ち止まることはできない。
- 3 グループ内の各競技者または各組の競技者の行射順は以下のとおり。
 - (1) 行射するグループのうち、最も低い競技者番号の競技者が最初の標的の行射を開始し、次に低い競技者がそれに続く。
 - (2) 最初の標的の最後の1名または2名の競技者が、その次の標的で最初に行射

し、その前の標的で先に行射した競技者がそれに続く。

(3) その競技会のそれ以降の標的では、行射の順序を交替する。

4 第1予選ラウンドを完射した競技者が、医学的問題によって第2予選ラウンドの行射を開始できなかった場合、第1イリミネーションラウンド（2回の予選ラウンドの合計得点の上位16名）に参加することはできない。第2予選ラウンドの途中で医学的問題によって完射できなかった競技者は、第1イリミネーションラウンド（2回の予選ラウンドの合計得点の上位16名）に参加することはできない。

第330条（行射時間）

1 個人戦

- (1) 予選ラウンドの制限時間：全部門の競技者が2射する制限時間は1分30秒である。前のグループがシューティングペグを離れた後、次のグループは、速やかに次に行射するアニマル標的の絵の掲示された待機エリアから移動する。前のグループが標的を空けて安全な距離に移動したとき、グループは絵の待機エリアからシューティングペグに向かい（第308条参照）、最初の競技者が行射を開始する。安全および制限時間のために、矢をつがえることができるのは、シューティングペグ上ののみである。
- イリミネーションラウンドおよびファイナルラウンドの制限時間：全部門の競技者が1射する制限時間は1分である。
- (2) 前項に記載のそれぞれの制限時間は、グループのそれぞれの競技者がペグに到着したとき開始し、1分30秒である。

2 団体戦

- (1) 団体戦イリミネーションラウンドの2分の制限時間は、最初のチームがシューティングペグに到着した時に開始する。その前に、審判員は、チームの準備完了を確認し、シューティングペグに向かうように指示する。最初のチームがシューティングペグを離れて待機エリア（標的の絵のついたポスト）に戻ったとき、次のチームが同様の手順を行う。安全および制限時間のために、矢をつがえることができるのは、シューティングペグ上ののみである。

第25章 得点記録

第331条

得点記録は、そのグループのすべての競技者が行射を終了した後に行う。

- 1 グループ内に反対がなければ、最も低い競技者番号の競技者がグループリーダーとなり、そのグループを統率する。2番目・3番目に低い競技者番号の2名の競技者が得点記録員となり、4番目の競技者が的中孔に印を付ける。また、3名の競技者ではグループリーダーが的中孔に印を付ける。

フィールドラウンドでは、そのグループの競技者は得点帯のすべての的中孔に

印を付け終わるまで標的を離れてはならない。

- 2 得点記録員は、競技者であってもよく、スコアカードの正しい標的番号の箇所に、その矢を所有する競技者の呼称にしたがって、高い得点から順に記入する。そのグループの他の競技者は、呼称される矢の得点を確認する。矢が標的から抜かれる前に発見されたスコアカードの記載の間違いは、訂正することができる。
 - (1) ファイナルラウンドでは、審判員が各グループに同行し得点記録を管理する、または各標的で各グループを待つ。主催者は、そのグループの競技者の最新得点を表示する大型携帯スコアボードを携行する係員を用意する。メダルマッチでは、1枚はゴールドメダルマッチ用、1枚はブロンズメダルマッチ用の2枚のスコアボードを用意する。
 - (2) 3Dラウンドでは、ショーティングペグに掲示されていなければ、すべてのスコアリングゾーンが有効となる。

第332条

矢は、標的面上のシャフトの位置によって得点を記録する。矢のシャフトが2つの色環帯または得点帯を区分する境界線に触れているときは、高い方の得点として記録する。

- 1 その標的または3D標的上のすべての矢が記録され、得点が確認されるまで、矢または標的のいずれにも触れてはならない。
- 2 境界線または2つの色環帯が接している部分の標的面が破損して欠けているとき、または矢によって分割線の位置が歪んだときには、その箇所に的中した矢の得点は、想像上の分割線により判定する。
- 3 バットレスに埋没し、標的面から見えない矢は、審判員のみが得点を判定する。
- 4 跳ね返り、または貫通の場合、得点記録は以下のとおりに行う。
 - (1) そのグループの全競技者が、バットレスから跳ね返り、または貫通した矢の得点について同意した場合、その矢は同意された得点とする。
 - (2) フィールドラウンドでは、その得点について同意できなかった場合、標的面上の印のない的中孔の最も低い得点をその矢の得点とする。
 - (3) 3Dラウンドでは、その得点について同意できなかった場合、その矢はM(ミス)と記録する。
- 5 矢が的中したとき、
 - (1) 他の矢のノックに当たり、その矢の中の残った矢は、当たられた矢と同じ得点を記録する。
 - (2) 他の矢に当たり、それで標的面に当たった矢は、標的面のその矢の位置で得点を記録する。
 - (3) 他の矢に当たり、跳ね返った矢は、当たられた矢の破損が確認できれば、当たられた矢と同じ得点を記録する。
 - (4) その競技者の標的面以外の標的面に当たった矢は、そのエンドの1部とみな

し、M（ミス）と記録する。

- (5) 標的面の最外側得点帯の外側の矢、または3D標的の得点圏の外側の矢は、M（ミス）と記録する。
- (6) 得点圏の外側の矢は、スコアカードに「M」と記入する。
- 6 フィールドラウンドで3本、および3Dラウンドでは1本または2本（ラウンドによる）を超えた同一競技者の矢が、標的面または標的付近で発見された場合、フィールドラウンドおよび団体戦では最も低い得点の3本の矢だけを、3Dラウンドでは最も低い得点の矢（または予選ラウンドでは最も低い得点の2本）を記録する。繰り返してこれが発見された競技者（またはチーム）は失格とする。
- 7 同一の20cm 標的面に2本以上の矢が行射されたときには、その矢はそのエンドの一部と見なし、最も低い得点の矢を記録する。その標的面の他の矢はM（ミス）と記録する。

第333条（順位の決定）

本条2項に規定する場合を除き、すべてのラウンドで発生した同点の順位決定は、次のとおりとする。

- 1 すべてのラウンドで得点が同点の場合、
(1) 個人戦および団体戦のとき
a フィールドラウンドでは6点の数、3Dラウンドでは11点の数の最も多いもの。
b フィールドラウンドでは5点の数、3Dラウンドでは10点の数の最も多いもの。
c これがまだ同数の場合、同順位とする。ファイナルラウンドの対戦表の位置を決めるとき、上記a、bによっても順位が決しない場合、ディスク拉斯によって順位を決定する。
- 2 イリミネーションラウンドへの進出、イリミネーションラウンドラウンドのあるステージから次のステージへの進出、またはメダルファイナルでの同点は、シュートオフにより順位を決定する。
(1) 個人戦のとき
a 得点による1射のシュートオフを行う。
b 同点の場合、中心に近い矢により決定する。同じ距離の場合、1射のシュートオフを順位が決定するまで続ける。
c 個人戦のシュートオフの制限時間は、40秒とする。
- (2) 団体戦のとき
a 得点による3射（各競技者1射）のシュートオフを行う。
b 同点の場合、チーム内で中心に最も近い矢で決定する。
c これも同じならば、チーム内で2番目（2番目も同じ場合、3番目）に中心に近い矢で決定する。

- d 団体戦のシュートオフの制限時間は、フィールドラウンド、3 D ラウンドとも、2 分とする。
- (3) フィールドラウンドでは、シュートオフはその部門の最長距離の個別の標的で行う。
3 D ラウンドの予選ラウンドおよびイリミネーションラウンドでは、シュートオフは個別の標的で行う。
標的は、競技場の中央の観客席の近くに設置する。
- (4) シュートオフは、同点が発生した部門のすべてのスコアカードの記録が確認された後、ただちに実施される。当該競技者またはチームの監督にシュートオフの通告がなされた後、30 分以内に現れなければその権利を失う。公式に結果が確認されておらず、シュートオフが通告されていなくても、競技者およびチームの監督が競技場を離れていた場合、その競技者は権利を失う。
- (5) 準決勝戦での同点は、フィールドラウンドでは最後に行射した標的で、3 D ラウンドでは特設の第 5 標的（準決勝戦で使用された標的と同一のグループのアニマル標的）でシュートオフを行う。メダルファイナルでの同点は、フィールドラウンドではその部門の最長距離の標的で、3 D ラウンドでは個別に設置されたグループ 1 のアニマル標的の第 5 標的でシュートオフを行う。

第 334 条

フィールドラウンドでは、スコアカードに得点記録員と競技者が署名することによって、競技者がそれぞれの矢の得点（素点）、合計得点（両方のスコアカードが同じであること）、5 点数、6 点数（3 D ラウンドでは 10 点数、11 点数）に同意したことを示す。得点記録員のスコアカードには、同じグループ内で所属の違う他の競技者が署名する。

- 1 標的ごとに 2 種類のスコアカードを使用し、その一方は電子装置であってもよい。電子装置と紙製のスコアカードの間で、矢の得点に相違があった場合、紙製のスコアカードをその得点とする。主催者は署名、合計点、フィールドラウンドでは 5 点数、6 点数（3 D ラウンドでは 10 点数、11 点数）の未記入の、または計算間違いのあるスコアカードを受領または記録する必要はない。主催者は提出されたスコアカードの正確性を確認する必要はない。ただし、間違いを発見した場合、これを訂正した結果が有効となる。訂正は、競技の次のステージの前に行わなければならない。合計得点に間違いがあった場合、低い方の得点が最終成績となる。

第 335 条

競技会終了後、主催者は最終成績表を発行しなければならない。

第26章 行射の管理と安全

第336条 (審判長)

大会の審判長は、競技を管理する。

第337条 (審判長の任務)

審判長は、コースのレイアウトについて納得のゆく安全予防措置が講じられていることを確認し、行射に先立ち、追加すべき適切な安全予防措置について主催者に助言する。

- 1 競技者および役員に対して、安全予防措置および行射に関して必要と思われる事項を説明する。
- 2 悪天候、日没またはその他の理由でコースの安全な状態が保てなくなり、競技会を中止する必要が生じた場合、競技委員長、審判長および主催者が協議して、決定する。
- 3 各競技の開始、および競技の停止が必要な時にそれを知らせる合図として、全コースに聞こえる音響装置を設置する。
- 4 予選ラウンドが終了する前に競技会を中止するときには、それぞれの部門の全競技者が行射した同じ標的数の得点合計で、各部門のランキング順位を、またそれ以降の競技会続行が不可能な場合、優勝者を決定する。
- 5 イリミネーションラウンドに入ってから競技会を中止するときには、残り時間と競技会場の状況とを勘案して競技の進行を変更し、勝者を決定する。
- 6 逆光の場合、グループの他のメンバーが最大A4サイズ（またはラージレターサイズ、30×20cm）の日除けを準備することができる。また、主催者が準備をしなければならない。ただし、ファイナルラウンドでは使用できない。

第338条

競技者は、持主の許可を得ないでその弓具に触れてはならない。

第339条

フィールドコース、練習会場またはウォームアップエリアにおいては禁煙とする。

第340条

競技者は、弓を引く時および引き戻すとき、いかなる場合であっても、矢をセーフティーゾーンまたは安全管理用設置物（オーバーシュートエリア、ネット、壁等）を越えると審判員が判断するような引き方、戻し方をしてはならない。競技者が、この戻し方を続ける場合、安全のために、直ちに審判長が行射の中止と競技場からの退去を命ぜる。

第341条

フィールドおよび3D選手権大会では、競技に参加していないチーム役員は、審判員に競技者エリアに入るよう求められない限り、観客エリアに留まらなければならない。

第27章 規則違反の罰則

この章では、規則違反が発生したとき、競技者またはチーム役員に課せられる罰則または制裁について述べる。

第342条

資格に関する規則に違反したと認められた競技者は、競技会を失格となり、獲得するはずの順位を失う。

第343条

ドーピング防止規則に違反したと認められた競技者は、ドーピング防止規則に従って制裁の対象となる。

第344条

本競技規則に違反した用具の使用が認められた競技者は、その得点が取り消される。

第345条

故意に規則を破ったことが証明された競技者は、出場資格がないものと宣告される。その競技者は失格となり、獲得するはずの順位を失う。

- 1 スポーツマンにふさわしくない行動は許されない。そのように行動した競技者、または競技者にその行動を促進させたとみなされる者は失格となり、さらにその競技者は、それ以後の競技会への出場が一時的に停止されることがある。
- 2 得点記録について、正式の承認なしの書き換え、虚偽行為、又は意図的な書き換えを行った者は失格となる。
- 3 スコアラーによってその得点が確認される前にターゲットから抜く行為を繰り返す競技者は失格となることがある。

第346条

危険な方法でドローイングを繰り返すと審判員が判断した場合、審判長またはDOSは、その競技者に対してただちに行射の停止を求め、失格とする。

第347条 (得点の喪失)

- 1 用具破損の場合、その用具を30分以内に修理することが不可能な競技者は、その標的の残りの矢、およびそのグループに戻るまでに行射されてしまった矢

を行射することはできない。

- 2 審判員が競技者の時間を計測していて制限時間の超過を確認し、それが同ステージの3回目およびそれ以上だった場合、競技者その標的の最高点は削除される。
- 3 ファイナルラウンドで、審判員が行射を停止した後に競技者が行射した場合、競技者またはチームのその標的の最高点は削除される。
- 4 フィールドラウンドでは3本を超えて、および3Dラウンドでは1本または2本（ラウンドによる）を超えて、同一競技者の矢が、標的またはシューティンググレーンの地上で発見された場合、（フィールドラウンドおよび団体戦では）最低得点から3本、および（3Dラウンドでは）最低得点（または予選ラウンドでは最低得点から2本）の矢だけを採点する。
- 5 同一20cm標的面に2本以上の矢が行射された場合、すべての矢はそのエンドの一部とみなし、最低得点の矢だけを採点する。
- 6 得点圏外の矢、または競技者自身の標的面以外の標的面に的中した矢は、そのエンドの一部とみなし、M（ミス）と採点する。

第348条（警告）

繰り返し警告を受け、さらに以下の競技規則に違反し続け、または担当審判員の決定および指示（これには申し立てができる）に従わない競技者は、第342条により処分する。

- 1 スコアカードの管理は、競技者自身の責任である。紛失、汚損、または盗難があってもカードの再発行は行わない。
- 2 コース、練習会場およびウォームアップエリアは禁煙とする。
- 3 競技者は、同意なく他の競技者の用具に触れてはならない（第338条参照）。
- 4 自分の行射を待つ競技者は、行射している競技者が移動し、行射位置が空くまで、待機場所に留まらなければならない。他のグループと距離について連絡を取ってはならない。
- 5 行射の進行中、自分の立順の競技者だけが行射位置に立つことができる。
- 6 審判員の指示がないかぎり、全競技者の行射が終わるまで、どの競技者も標的に近づいてはならない。
- 7 標的上のすべての矢が記録されるまで、矢、標的面、または標的に触れてはならない。
- 8 弓を引き戻す時、競技者は、偶然にリリースしたと審判員が判断しても、矢がセーフティーゾーンまたは安全管理用設置物（オーバーショットエリア、ネット、壁等）を越えるようなやり方を行ってはならない。

第28章 練習

第349条（練習）

フィールドおよび3D選手権大会では、競技会場での練習は許されない。

- 1 練習会場は、会場付近または別の場所に、競技開始の3日前から設置する。
- 2 競技期間中、ウォームアップ用標的（競技者10名に1標的）を集合地点付近に設置する。標的は、練習会場と同一とする。
- 3 練習会場の標的数は、参加人数の8分の1とし、競技の全距離を配置する。競技期間中の毎日、競技前、競技中、および競技後の練習に使用され、主催者が使用時間を通告する。

第29章 疑義および紛争

第350条（得点の判定）

標的面上の矢の得点に疑問がある競技者は、矢が抜かれる前に、以下によりその判定を求める。

- 予選ラウンドにおいては、競技者は標的に当たった矢の得点に疑義が生じたときは、いずれの矢も標的から抜き取られる前に、同じグループの競技者に判定を求める。グループ全員の多数決により得点を決定する。判定が同数の場合、高得点とする。競技者による判定が最終である。
 - イリミネーションラウンドおよびファイナルラウンドでは、競技者が得点の判定に同意できない場合、1人の審判員が決定する。
- 1 審判員の判定が最終である。
 - 2 矢が標的から抜かれる前に発見されたスコアカードの記載の間違いは、その標的のすべての競技者が同意すれば訂正することができる。訂正は、その標的のすべての競技者が確認し、スコアカードに署名しなければならない。他のスコアカードの記載に関する問題は、審判員に付託される。
 - 3 以下が確認された場合
 - (1) フィールドアーチェリー競技において、競技者がすでに射し終わった標的で寸法の異なる標的面に交換された。
 - (2) ある競技者がすでに射した標的で、ペグの位置が移動された。
 - (3) 木の枝が垂れ下がるなどして、特定の競技者がある標的で射できなくなる、または、できなくなった。
その申し立ては認められるべきであり、その標的の得点は、すべての競技者の得点の対象から除外される。1個またはそれ以上の数の標的が除外されたときには、残りの数の標的でラウンドのすべてが行われたものとする。
 - 4 標的面が著しく損傷または汚れている時、競技場またはコースの設備に不備がある時には、競技者またはチームの監督は、審判員に欠陥のある個所の修理

または交換を求めることができる。

第351条

行射または競技者の行為に関する疑義は、競技会の次のステージに進む前に審判員に提起しなければならない。

1 競技会のその日ごとの速報に関する疑義は、不当に遅れることなく審判員に提起され、いかなる場合にも、賞の授与の前に訂正されるよう提起されなければならない。

2 下記各号に該当する事項について、競技者またはチームの監督は、競技委員長へ供託金5,000円を添えて異議申立をすることができる。

(1) 競技者の参加資格に関する事項。

(2) 審判員の決定に関する事項。ただし、得点の判定に関するのを除く。

(3) 最終順位にかかる得点に関する事項。

(4) 競技者等の失格に関する事項。

この異議の申立に關係する賞は、競技委員長の裁定があるまで授与しない。

3 競技者等の失格

競技委員長または審判長は、次の各号に該当する競技者等に対して、その競技会における失格を宣言することができる。

(1) 不正な手段で高い得点を挙げたと認められたとき。

(2) 大会の秩序を乱し、または審判員の指示または制止に従わず、または故意に無視したと認められたとき。

競技委員長または審判長が本項の規程により失格を宣言したときには、主催者は速やかに本連盟に報告しなければならない。

第30章 上 訴

第352条（上訴）

競技者が審判員の裁定に不服がある場合、第104条4項により上訴委員会に提起することができる。紛争の結果により影響のあるトロフィーまたは賞は、上訴委員が裁定を下すまでこれを授与してはならない。

第31章 服装規定

第353条（競技者の服装）

名前および所属するチーム名、学校名、市町村または都道府県名、または加盟団体名を付けた衣類等を常に着用する。

全競技者およびチーム役員は、常にスポーツ靴またはウォーキングブーツを着用しなければならない。各自のスタイルは異なってもよいが、足全体を覆っていなければならない。ビジネスシューズ・サンダルは認められない（爪先の出たもの

は不可)

予選ラウンド、イリミネーションラウンドおよび準決勝戦では、デニムを含めてズボンは競技者の選択による。

団体戦およびメダルマッチでは、チームのユニフォームを着用する（デニムは不可）。

カモフラージュ模様の服装は不可。オーバーサイズまたはバギータイプのズボンも不可。

第354条（チーム役員の服装）

シャツまたはジャケットに所属団体名を入れ、競技者と同色とする。これにより同一チームであることが容易に判別できる。

第4部 その他のアーチェリー
ラウンドとスキーアーチェリー

第4部 その他のアーチェリーラウンド とスキーアーチェリー

第32章 その他のアーチェリー ラウンド

クラブラウンド
デュアルマッチラウンド
フォレストラウンド
クラウトラウンド
ライトショーティング
アカデミックラウンド
ランアーチェリー
スタンダードラウンド

WA憲章および競技規則を参照のこと

第33章 スキーアーチェリー

WA憲章および競技規則を参照のこと

<http://www.worldarchery.org/HOME/Rules/Constitution-Rules>

第5部 付 則

第5部 付 則

第34章 付 則

第501条 (改正)

本競技規則の改正は、理事会において3分の2以上の同意を必要とする。

第502条 (細則)

本競技規則に関する細則は、別に定めることができる。

第503条 (施行)

本競技規則は、平成26年10月1日から施行する。

昭和44年	4月	1日	制定施行
(中 略)			
平成 8年	10月	1日	改訂施行
平成10年	7月	1日	改訂施行
平成12年	6月	18日	改訂施行
平成14年	7月	1日	改訂施行
平成16年	7月	1日	改訂施行
平成18年	8月	1日	改訂施行
平成20年	10月	1日	改訂施行
平成22年	10月	1日	改訂施行
平成24年	10月	1日	改訂施行
平成26年	10月	1日	改訂施行

ユニフォーム等掲載商業広告規程

目 次

ユニフォーム等掲載商業広告規程

第1条 承認手続き	143
第2条 広告表示制限および停止	143
第3条 広告表示範囲	143

ユニフォーム等掲載商業廣告規程

第1条 承認手続き

ユニフォーム等に第3者の廣告表示を希望する選手およびチームは、スポンサーの名称、業種、概要と廣告内容について事前に所属する加盟団体承認を受けた後加盟団体事務局を通して本連盟に下記内容を申請し承認を得なければならない。

- (1) 广告表示の内容デザイン・ロゴ・色彩・突起等を提出
- (2) ユニフォームの廣告表示希望期間

第2条 广告表示制限および停止

- (1) 本連盟または公認競技会主催者は競技会規程等により選手・チームの廣告表示を制限することができる。
- (2) 广告表示は公序良俗に反するものでなく、表示された廣告が不適当であると判断された場合本連盟および公認競技会主催者は廣告表示を停止させることができる。
- (3) 承認を得た廣告表示以外の場合承認を取り消すことができる。
- (4) 本連盟の許可した企業および団体の廣告以外は表示できない。
- (5) 本連盟が派遣する国際大会のユニフォームには表示できない。

第3条 广告表示範囲

- (1) 上衣、競技シャツ、帽子に限定する。
- (2) 表示箇所は下記項目の面積を超えてはならない。

上衣・競技シャツ前面	80cm ²	背面は認めない。
袖	50cm ²	
帽子	50cm ²	
- (3) 广告表示箇所1箇所に1社のみとする。

一般会員規程

目 次

一 般 会 員 規 程

第1章 総 則	1 4 7
第2章 会員登録	1 4 7
第3章 会員の資格	1 4 7
第4章 競 技 会	1 4 8
第5章 役員の責務	1 4 8
第6章 罰 則	1 4 8
第7章 補 則	1 4 8
付 則	1 4 9

一般会員規程

第1章 総 貝リ

第1条 公益社団法人全日本アーチェリー連盟（以下「本連盟」という）は、公益財団法人日本体育協会が制定した「日本体育協会スポーツ憲章」の主旨を体してアーチェリー競技の普及発展をはかる。

第2条 本連盟の会員（以下「会員」という）は本規程を遵守し、競技者として節度ある行動に終始し、もって本連盟およびアーチェリーの名誉を高める為に努力しなければならない。

第2章 会員登録

第3条 本連盟の会員とは、所定の手続きを経て加盟団体に登録した競技者、指導者および役員をいう。

第4条 本規程は本連盟に所属するすべての会員に適用される。

第3章 会員の資格

第5条 本連盟の加盟団体は、次に掲げる者を会員とすることは出来ない。
なお既に会員である場合は、第6章第10条（罰則規程）に従うものとする。

- (1) 安全マナーを守らぬ者。
- (2) 本連盟が禁止した競技会に参加した者。
- (3) 競技に際しドーピング又は暴力行為などによりフェアプレー精神に違反した者。
- (4) 事前に所属する加盟団体を通じて本連盟の承認を得ず、自分の氏名、写真又は競技実績を（自ら又は第三者のために）アーチェリーに関する広告に使用すること。
- (5) その他、本規程に違反し、品位を損ない、本連盟の名誉を傷つけた者。

第6条 本連盟の加盟団体又はその会員が、アーチェリーに関する放送、座談会その他の行事に出演、参加を求められた場合は、あらかじめ本連盟に届けなければならない。この場合において本連盟が適当でないと認めた時は、これを禁止することができる。

第4章 競技会

第7条 本連盟又は加盟団体は、競技会を開催するにあたって、他の団体を共催、後援あるいは協賛者として加えることができる。

- (1) 本連盟又は加盟団体が賞金付き競技会を開催する場合は、本連盟の理事会の決議を要するものとする。
- (2) 競技者はその賞金を本連盟経由で受け取ることができる。但し世界アーチェリー連盟(WA)の基準に準ずるものとする。
- (3) 競技会を利用して行う商業宣伝は、あらかじめ本連盟の承認を得なければならない。ただし、競技会のプログラム・ポスターを利用する場合はこの限りでない。

第8条 本連盟が関係する競技会の賞は、原則としてトロフィー、カップ、メダルなどとする。副賞を授与する時は、競技会の品位を傷つけないものに限る。

第5章 役員の責務

第9条 本連盟の役員は、常に品位と名誉を重んじ、競技者の模範となるように行動しなければならない。

第6章 罰則

第10条 会員が本規程に違反し、品位を損ない、本連盟の名誉を傷つけたときは、倫理委員会で審議し、理事会で決定のうえ罰則を与えることができる。

第7章 補則

第11条 本規程に定めていない事項については、日本体育協会スポーツ憲章を準用するものとする。

第12条 アーチェリー競技またはその運営に関して行った決定に対する不服申立ては、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決されるものとする。

第13条 本規程の改訂は、本連盟の理事会で決定する。

付 費用

本規程は 平成24年10月1日 より施行する。

平成16年 4月 1日	改訂増補
平成20年 4月 1日	改訂増補
平成24年10月 1日	改訂増補

ドーピング防止規則

目 次

ドーピング防止規則

まえがき	153
ドーピング防止規則の基本原理	153
WAにおけるドーピング防止の歴史	154
第1条 本規則の適用範囲	154
第2条 ドーピング防止規則に対する違反	155
第3条 ドーピングの証明	156
第4条 禁止表	157
第5条 検査	159
第6条 検体の分析	165
第7条 結果の管理	165
第8条 規律手続	167
第9条 個人結果の自動的失効	171
第10条 個人に対する制裁措置	171
第11条 チームに対する処置	175
第12条 本連盟に対する制裁措置	175
第13条 不服申し立て	176
第14条 本連盟の責務	178
第15条 時効	180
第16条 施行	180
付則 1 用語の定義	181
付則 2 ドーピング検査手順	188
付則 3 世界ドーピング防止規程	192
2014年監視プログラム*	200

ドーピング防止規則

以下の規則はWADA（世界アンチ・ドーピング機構）の世界ドーピング防止規程およびJADA（日本アンチ・ドーピング機構）の日本ドーピング防止規程ならびにWA（世界アーチェリー連盟）ドーピング防止規則変更の対象である。WADA（www.wada-ama.org→prohibited list）、JADA（www.playtruejapan.org/）のウェブサイトまたはWA（www.archery.org）のウェブサイトで最新の禁止表を参照のこと。専門用語についてはこの付則1用語の定義を参照のこと。

まえがき

2003年WA（旧名称：FITA）総会において、WAは世界ドーピング防止規程を承認した。世界ドーピング防止規程は、WAのアーチェリー競技におけるドーピングを根絶する永続的な努力を促がすものである。

ドーピング防止規則は、競技会の規則と同様に、スポーツを行う場合の諸条件を定めるスポーツの規則である。競技者および競技支援者要員は、参加条件としてこれらの規則を受け入れるものである。本規則に定められた趣旨および最低限の基準は、フェアなスポーツを志す各関係者の合意を示すものである。

ドーピング防止規則の基本原理

ドーピング防止プログラムの目標は、スポーツ固有の価値を保護することである。これは、「スポーツ精神」と呼ばれ、オリンピック精神の核心部分であり、真の競技のあり方を示したものである。スポーツ精神は、人間の心身両面を賛美するものであり、その特徴として以下の価値観が挙げられる。

- 倫理観、フェアプレーと誠意
- 健康
- 優れた競技能力
- 人格と教育
- 楽しみと喜び
- チームワーク
- 献身と真摯な取り組み
- 規則・法令を尊重する姿勢
- 自分自身と他の参加者を尊重する姿勢
- 勇気
- 共同体意識と連帯意識

ドーピングは、スポーツ精神に根本的に背反するものである。

WAにおけるドーピング防止の歴史

WAはこれまでドーピングに対し最前線で常に戦ってきている。WAはアルコールテストを組織的に実施した最初の競技の一つである。WAは1998年、競技会外検査を導入し、1999年WADAが実施する競技会外検査の最初の国際競技団体となつた。

第1条 本規則の適用範囲

WAドーピング防止規則はWAおよびその各加盟団体および各大陸連盟の権限の及ぶすべてのドーピング・コントロールに適用される。本規則は(公社)全日本アーチェリー連盟(以下本連盟という)の権限の及ぶすべてのドーピング・コントロールに適用される。

本連盟は、JADAの日本ドーピング防止規程(2007年7月1日発効)を受諾し、JADA規程第1条の適用を受け、本規則の中に規程の内容を組み入れる。

第1.1項 國際競技への適用

ドーピング防止規則はWA、本連盟を含むWA加盟団体、WA各大陸連盟加盟団体、あるいはそれらの会員であること、および承認を受けていることによりWAあるいはその連携団体および大陸連盟の関わる各関係者、あるいはWA、その加盟団体、大陸連盟への参加あるいはその活動、国際競技大会あるいは競技大会に適用される。

WAの国際競技大会は以下に定義される：

- 世界および大陸選手権大会
- オリンピック競技大会
- 世界ランキング大会
- オリンピック予選大会(大陸予選トーナメント)
- 主要競技大会機関のアーチェリー競技
- その他、WAが運営主体あるいは競技役員をつとめる競技会

検査対象者登録リストのすべての競技者、およびWA世界選手権大会の候補になつたすべての競技者は、WA競技規則(C&R) Appendix 12に記載の承諾書に署名をしなくてはならない。未成年者の場合、すべての書式には法律上の保護者による署名が必要である。

第1.2項 国内競技への適用

本規則は本連盟の会員、本連盟の加盟団体の会員、クラブ、チーム、団体およびそれらによって組織され、開催され、または認定された活動に何らかの形で参加する者に適用される。

本連盟の競技者にかかるすべての国レベルの検査がこのWAドーピング防止規則およびJADAドーピング防止規程に従っていることを確認することは本連盟の責任である。

未成年者を含む参加者は、競技に参加することにより本規則を承諾し遵守するものと見なされる。

第1.3項 競技者の役割と責任

競技者は次の役割と責任を担う。

- ドーピング防止の方針および規則に精通し、これを遵守すること。
- 検体採取に応ずること。
- ドーピング防止と関連して、自己が摂取し、使用するものに責任をもつこと。
- 医師に、禁止物質および禁止方法を使用してはならないという自己の義務を伝え、自己に施される治療が、規則に従って採択されたドーピング防止の方針、規則に違反しないことを確認する責任をもつこと。

第2条 ドーピング防止規則に対する違反

ドーピングとは、本規則の第2.1項から第2.8項に定められた一つあるいは複数のドーピング防止規則に対する違反が発生することをいう。以下の状態または行為がドーピング防止規則に対する違反を構成する。

第2.1項 競技者の生体からの検体に、禁止物質またはその代謝物またはマーカーが存在すること

2.1.1 禁止物質が体内に入らないようにすることは、各競技者が自ら取り組まなければならぬ責務である。自己の生体からの検体に禁止物質、またはその代謝物またはマーカーの存在が確認された場合には、その競技者が責任を負う。従って、第2.1項に基づくドーピング防止規則に対する違反を証明するためには、競技者側に使用の意図、過失、不注意または使用を知っていたことが示される必要はない。

2.1.2 禁止表に量的上限値が明記されている物質を除き、競技者の検体から禁止物質または代謝物またはマーカーが検出された場合には、その量の多少にかかわらず、ドーピング防止規則に対する違反が成立する。

2.1.3 第2.1項に示された一般原則の例外として、内因的に生成される禁止物質に対する評価に関する特別の基準を禁止表において定めることができる。

第2.2項 禁止物質または禁止方法を使用すること、または使用を企てること

禁止物質または禁止方法の使用が成功したか否かは重要ではない。ドーピング防止

規則に対する違反は、禁止物質または禁止方法を使用したこと、またはその使用を企てたことにより成立する。

第2.3項 検体採取の回避

本規則において認められた通知を受けた後に、検体の採取を拒否し、または正当な理由なく検体の採取を行わず、またはその他の手段で検体の採取を回避すること。

第2.4項 居場所情報の提供要件違反

競技者が競技会外検査に関する義務違反には、第5.5項(競技者居場所情報の提供)に定められた居場所情報を提出しないこと、および検査を受けないことを含む、競技会外の検査への競技者の参加に関する要件に違反すること。

第2.5項 ドーピング・コントロールの改変

ドーピング・コントロールの一部を不当に改変する、または不当な改変を企てること。

第2.6項 禁止物質および禁止方法の保有

2.6.1 時または場所を問わず、競技会外検査において禁止された物質または禁止方法を競技者が保有すること。ただし、第4.4項(治療目的の使用)の規定に従って付与されたTUE(治療目的使用に係る除外措置)またはその他の正当な理由に基づくものであることを競技者が証明した場合は、この限りでない。

2.6.2 競技者、競技大会またはトレーニングに關係して、競技会外の検査における禁止物質または禁止方法を競技者支援要員が保有すること。ただし、第4.4項(治療目的の使用)の規定に従って付与されたTUEまたはその他の正当な理由に基づくものであることを競技者支援要員が証明した場合は、この限りでない。

第2.7項 禁止物質・禁止方法の不正取引を実行すること

第2.8項 禁止物質の投与

競技者に対して、禁止物質または禁止方法を投与・使用すること、または投与・使用を企てること、ドーピング防止規則に違反する形で支援、助長、援助、教唆、隠蔽などの共犯関係があること、またはこれらを企てる行為があること。

第3条 ドーピングの証明

第3.1項 挙証責任および証明の程度

ドーピング防止規則に対する違反が発生したことを証明する責任は、WAおよび国

内にあっては JADA または本連盟が負うものとする。証明の程度は、WA および JADA または本連盟が聴聞機関に対して主張が真摯に行われている心証を持ち、納得できる程度にドーピング防止規則に対する違反を証明できたか否かとする。当該証明の程度は、単に可能性を推量する程度では不十分であるが、「合理的な疑い」の範囲を超える程度に証明される必要はない。一方、本規則では、ドーピング防止規則に対する違反を問われた競技者あるいはその他の人が推定事項に反論し、あるいはそのために関連する事実や状況証拠を確定する時、その举証責任は違反の疑われた競技者あるいはその他の人が負わされた場合には、証明の程度は、証拠の優越とする。

第3.2項 事実関係および推定事項の証明方法

ドーピング防止規則に対する違反に関する事実関係は、自白を含む信頼性における手段により証明される。下記の証明原則が適用される。

3.2.1 WADA 認定の試験所では、試験所に関する「国際基準」に基づいて検体の分析および管理手続きを実施しているものと推定される。競技者は、試験所における分析に関する「国際基準」からの乖離を証明することにより、上記の推定に反論できる。競技者が「国際基準」からの乖離を提示することによって上記の推定に反論しようとする場合、WA、または JADA または本連盟は、その乖離が、違反が疑われる分析結果の原因ではないことを証明する責任を負う。

3.2.2 検査に関する「国際基準」からの乖離があっても、違反が疑われる分析結果またはその他のドーピング防止規則に対する違反が当該乖離を原因とするものでない場合には、当該結果は無効にならない。「国際基準」からの乖離が検査期間中に発生したことを競技者が証明した場合、WA および JADA または本連盟は、違反が疑わしい分析結果またはドーピング防止規則に対する違反の根拠となった事実関係が当該乖離に起因していないことを証明する責任を負う

第4条 禁止表

第4.1項 禁止表の適用

本規則は、WADA 規程4.1条に基づき WADA による公表・改訂に応じて採択し、組み入れる。WA は最新の禁止表を各加盟団体に通知し、通告を受けた本連盟は最新の禁止表を加盟団体に通知しなければならない。禁止表は WADA のウェブサイトで公開される。

第4.2項 禁止表の効力

禁止表はWADAにより適宜改訂される。禁止表または改訂版の効力は、WADAによる禁止表の公表から3ヵ月後にWAによる何らの手続きを要することなく本規則のものと有効となる。

第4.3項 禁止表に掲げられる物質および方法

WADA規程4.3.3に基づき、WADA禁止表に掲載される禁止物質および禁止方法の決定は最終的なものであり、競技者あるいはその他の人は異議を唱えることはできない。

第4.4項 TUE（治療目的の使用）

- 4.4.1 本規則に従う競技者が、禁止物質または禁止方法の使用が必要とされる病状となった場合には、本条の規定に従ってWAまたはJADAからTUE；(Therapeutic Use Exemption)を取得するものとする。当該競技者は、禁止物質または禁止方法の使用が必要になったと認識した場合には、直ちにTUEの申請を行うものとする。TUEは、緊急の場合であることを条件として、当該競技者の競技会への参加に先立って付与されるものとする。
- 4.4.2 WAの検査対象者登録リストに含まれる競技者および国際競技大会への出場が決定したその他の競技者は、(国内でTUEを以前受けたことの有無にかかわらず) WAのTUEを受けなければならない。当該申請は、緊急の場合を除き、当該競技者が国際競技大会に参加する21日前までに、行わなければならない。また、同時に当該競技者は申請書の写しをJADAに提供するものとする。WAによるTUEの取り扱いは本連盟およびWADAに通告される。検査対象者登録リストに含まれない他の競技者はJADAあるいは本連盟が認定する他の機関からTUEを取得すること。本連盟は速やかにそのようなTUEをWAおよびWADAに報告する。
- 4.4.3 WAの評議会はTUE認定作業のためWA医事委員会の推薦による医師のパネル「TUEパネル」を設ける。TUEの申請をWAは受託し、TUEパネルの委員長は一人ないし(委員長を含む)複数のTUEパネルメンバーにその申請の審査を指示する。TUEパネルメンバーはTUE国際基準に従つて迅速にその申請を評価し、決定を下さなければならない。その決定はWAの最終決定である。
- 4.4.3.1 WAの検査対象者登録リストに掲載された国際レベルの競技者は、1回目の居場所情報をWAに提供すると同時に、その競技者が参加する国際競技大会の遅くとも21日前に、緊急時を除いて、WAにTUEの申請をしなければならない。

- 4.4.3.2 WAの検査対象者登録リストに含まれない競技者は緊急の場合を除き、その競技者が参加する国際競技大会の遅くとも 21 日前に、緊急時を除いて、WAにTUEの申請をしなければならない。
- 4.4.3.3 通告はファックスまたは電子メールで行われるが、郵便で正式に通告されなければならない。WAのTUEパネルはWA事務局で受理して 21 日以内に決定しなければならない。
- 4.4.4 国内水準の競技者および国内競技大会に参加する競技者に対するTUE 国内水準の競技者および国内競技大会に参加する競技者は、JADAからTUEを取得しなければならない。ただし、当該競技者が既にWAからTUEを取得しており、当該TUEが依然有効であり、当該付与がJADAに報告されている場合には、この限りではない。JADAにTUEを申請する場合には、緊急の場合を除き、当該競技者が国内競技大会に参加する 21 日前までに行われなければならない。
- 4.4.5 TUEの申請
TUEの申請は、TUEに関する「国際基準」に従って行われなければならない。競技者はTUE申請に関する情報を管理、審査等に関係する者に送付することについての承諾書を提出しなければならない。また、WADAの規程に従ってその他の関係するドーピング防止機関にも配布されること、およびデータが保存されること、WADAの情報センターに転送されることについての承諾書を提出しなければならない。
- 4.4.6 TUEの再審査
WADAは競技者からの要請によって、または自己の発意に基づいて、JADAによるTUEの付与または不承認を再審査することができる。TUEに関する国際基準に合致しないとWADAが判断した場合、WADAは当該決定を覆すことができる。TUEに対する決定について、第 13 条の規定により不服申し立てをすることができる。

第5条 検査

第5.1項 検査の権限

WA、競技者の所属団体である本連盟、およびその他のアンチ・ドーピング機関が競技大会および大会の検査に責任を有する競技会に参加する本連盟のすべての競技者は、競技会検査の対象となる。本連盟のすべての競技者は、いかなる時、場所においても事前の通告の有無に関わらず競技会外検査の対象となる。検査はWA、WADA、本連盟、JADA、オリンピック期間中はIOC、そしてパラリンピック中はIPCにより実施される。

第5.2項 検査の責任

WA医事委員会はWAにより実施されるすべての検査に責任を有する。検査はWAの医事委員会またはWAが認定した他の有資格者によって行われる。本連盟ドーピング防止委員会は本連盟により実施されるすべての検査に責任を有する。国内競技大会における、ドーピング・コントロールに関する検体の採取については、JADAがこれを開始し、監督する。検査は本連盟ドーピング防止委員会およびJADAが認定した他の有資格者によって行われる。

第5.3項 検査基準

WAおよび本連盟を含む加盟各国連盟および各大陸連盟によって実施される検査は検査時の国際検査基準に基づいて行われる。

5.3.1 血液検体禁止物質あるいは禁止方法を検出するため、または識別プロセスの目的のどちらか一つにのみに使用される。識別にのみ血液を採取したならば、ドーピング防止規則による尿検査を、男女を識別することに使うことは許されない。このような状況に関して、WAはどの血液情報が識別検体に供されるか、そしてそれらの情報のどの段階なら競技者が尿検査を選択できるかを明示しなければならない。

5.3.2 アルコール検査：アルコールはドーピング物質である。アルコールは競技大会期間中および競技前に摂取してはならない。

5.3.2.1 アルコール検査を実施した結果、分析結果で違反の疑われる判定が競技の終了前に出た場合、その競技者は競技が失格となり、制裁が科せられる。

5.3.2.2 アルコール検査は呼気により行われる。

5.3.2.3 アルコール検査対象競技者の選定はランダム抽出でマッチ戦または同日の距離競技の最終回に行われる。尿検査に選ばれた競技者はアルコール検査も受ける。ドーピング・コントロール・オフィサー(DCO)の判断で追加的な検査が競技会の任意の時に実施される。

5.3.2.4 呼気検査が血中アルコール濃度相当で0.1パーセント（千分の1）を超えた場合、二回目の呼気検査が別の検査器具により10分後に行われる。二回目の呼気検査がなおも血中アルコール濃度で0.1パーセントを超えた場合、違反の疑われる結果と判定される。

第5.4項 検査の調整

WAおよび本連盟を含む各加盟団体は検査の重複を避けるためにWADA情報セ

ンターに完全な検査結果を報告する。

第5.5項 競技者居場所情報の提供

5.5.1 WAは、WAに最新の状況を報告することを義務付けられる競技者の検査対象者登録リストを有する。WAはこの検査対象者登録リストを適宜更新する。検査対象者登録リストに載っている各競技者は、その競技者の居場所、トレーニング場所、競技会の場所と時間を日毎に分類しWAの書式に従いWAに3ヶ月分の報告をまとめて提出する。競技者は必要に従い情報を更新し當時最新のものにしなければならない。この情報を提出する最終責任は各競技者にあるが、WAが要求する情報を得られるように本連盟はWAを支援する責任をもつ。

5.5.1.1 WAの検査対象者登録リストのメンバーは以下から選ばれる：

- 前回の世界アウトドアおよびインドアターゲット選手権大会：リカーブ部門におけるすべての個人メダリストおよび団体の金メダリスト、およびコンパウンド部門のすべての個人メダリスト。
- 前回の世界フィールド選手権大会：女子および男子の団体金メダリスト。
- 前回の世界ユースアウトドア選手権大会：リカーブ部門、およびコンパウンド部門すべての個人金メダリスト。
- リカーブ部門個人世界ランキング上位 20 位およびコンパウンド部門個人世界ランキング上位 10 位。
- オリンピック選考期間（オリンピックに先立ち行われる世界アウトドア選手権大会とオリンピックまで）において、その競技者がオリンピックに参加するか否かに拘わらず、各国で出場枠を獲得した競技者。
- パラリンピック開催年には、パラリンピック競技大会のリカーブ ARW1、ARW2、ARST の各部門およびコンパウンドオーブンクラスの個人金メダリスト。翌年の世界パラアーチェリー選手権大会では、同順位競技者がその対象となる。
- WA医事委員会は国際競技会に出場したその他の競技者を各加盟団体および競技者に文書で通知して加えることができる。
- 競技者が上記の条件のどれかを満たした場合、その競技者は検査対象者登録リストにその年の 12 月まで掲載されている。ただし、上記 1-3 および 6 点に該当する競技者は次回の世界選手権大会終了までリストに掲載される。

検査対象者登録リストにある競技者はWAのウェブサイトで見ることができる。

5.5.2 連続する 12 ヶ月間に、3 回の検査に応じなかったWAの検査対象者登録リストにある競技者は第 2.4 項に従いドーピング防止規則に対する違反と見なされる。各検査機会にドーピング・コントロール・オフィサーは競技者によって指示されたその日の時間帯にすべての場所に赴き、少なくともその場所に 1 時間滞在する。実施できなかつた検査機会のたび毎に競技者に通知が

送付されなければならない。

- 5.5.3 過去 12 ヶ月の間にWAまたは各加盟団体から 3 通の正式な警告文書を受け取ったあと、3 ヶ月ごとの個人情報提出の期限を逃した場合、WAの検査対象者登録リストにある競技者は第 2.4 項に従いドーピング防止規則に対する違反と見なされる。
- 5.5.4 本連盟は JADA に協力して、WAの検査対象者登録リストに含まれない国内トップレベルの競技者の、国内レベルの検査対象者登録リストの作成および更新にあたる。
- 5.5.5 JADA は、JADA の検査対象者登録リストに掲げられている各競技者に対して、その旨を告知し、本規則上の義務を通知する。検査対象者登録リストに掲げられている競技者は、自己の居場所情報を四半期に一度 JADA に提供するものとする。当該居場所情報の提供は、競技者が居住し、トレーニングを行い、又は競技を行う場所および時間を日時ベースで特定する。JADA により定められた方式を提出することによりなされるものとする。競技者は、JADA に提供された情報が常に最新で完全なものとなるよう、必要に応じてその情報を更新する。競技者が WA に対して居場所情報を提供しなければならない場合には、競技者は、同時に JADA に対して、WA に提供した当該情報の写しを提供するものとする。ただし、当該情報が WADA の情報センターを通して JADA が利用できる場合にはこの限りではない。JADA が競技者からの情報を報告期日までに受領しない場合又は情報が不完全かつ不正確である場合には、JADA は、当該競技者に対するスポーツ関連の資金支援を部分的に又は全面的に停止するよう、責任のあるスポーツ団体に勧告することができる。
- 5.5.6 JADA の検査対象者登録リストに掲げられている競技者が、居場所情報の提供義務を果たさず JADA から書面による正式な警告を受けた回数または検査の試みに応じなかった回数が、連続する 18 か月の間に単独で又はあわせて 3 度に及んだ場合には、当該競技者は、第 2.4 項（居場所情報の提供要件違反）の規定に従ってドーピング防止規則に対する違反を犯したものと判断される。なお、検査の通知は、検査の試みの都度競技者に対して送付するものとする。
- 5.5.7 第 5.5.1 項および第 5.5.4 項に従う個人情報は WADA と JADA が共有し、ドーピング・コントロールの目的のみに用いられる。

第5.6項 競技会からの引退および復帰

- 5.6.1 WA の検査対象者登録リストに対象者として WA により認定された競技者

は、競技者がWAに対して引退を文書で申し出るか、またはWAの検査対象者登録リストに規定される条件を満たしておらずWAからそのように通告されるまで、このドーピング防止規則の対象であり、無通告による競技会外検査の対象である。

5.6.2 WAに引退を申し出た競技者は、少なくとも競技会に復帰する6ヶ月以前にWAに通知せずに競技に復帰することはできない。実際の競技復帰前の期間のいかなる時でも無通告による競技会外検査がおこなわれる。

5.6.3 本連盟およびJADAは国内検査対象者登録リストにある競技者の引退と競技に復帰する同様の申請方法を確立する。

5.6.4 資格停止期間に服していない競技者で、かつ、引退の通知を出していた者が国内の競技に復帰するためには、競技会復帰の12か月前までにその旨を本連盟およびJADAに通知しなければならない。当該通知には、当該期間中、居場所情報を提供することおよび無通告による競技会外の検査に応じることをはじめ本規則の遵守を約することが言及されるものとする。

第5.7項 検査対象競技者の選定

5.7.1 国際競技大会において、WA医事委員会は実施する順位による検査、ランダム検査、検査の数を決定する。

5.7.1.1 世界アウトドアおよびインドア選手権では、以下の条件により最低35検査とする。

- すべての部門の各個人メダリスト
 - すべての部門の各団体メダル獲得チームメンバーの内、任意に選んだ一人
 - WADA情報センターからのこれまでの検査に関する情報にもとづき、検査される競技者の多様性を最大にするため、他に11名を選ぶ。順位に無関係に、内2名はランダムに選ばれ、そのほかはランダムかあるいはWA医事委員会により指名される。
- 検査数の決定は、WA医事委員会が世界選手権大会実行委員会の協力を得て行う。

5.7.1.2 世界ユースアウトドア、フィールド選手権では、最低15検査を以下の条件により行う。

- ランダムに選んだカテゴリーの各個人メダリスト
- ランダムに選んだカテゴリーの各団体メダル獲得チームメンバーの内からランダムに選んだ1名
- WADA情報センターからのこれまでの検査に関する情報にもとづき、検査さ

れる競技者の多様性を最大にするため、他に 9 名を選ぶ。順位に無関係に、内 2 名はランダムに選ばれ、そのほかはランダムかあるいはWAの医事委員会により指名される。

検査数の決定は、WA医事委員会が世界選手権大会実行委員会の協力を得て行う。

5.7.1.3 その他の世界選手権では、最低 5 検査を行う。検査数は医事委員会が世界選手権大会実行委員会の協力を得て行う。

5.7.1.4 オリンピックの大陸予選大会においては、出場枠を獲得した競技者はドーピング検査の対象となる。

5.7.1.5 参加競技者数 150 名以上の世界ランキング・トーナメントでは、最低 6 検査を行う。最低 6 検査はすべての世界ランキング・トーナメントで要請される。

5.7.1.6 大陸選手権大会において、各大陸連盟は検査をうける競技者数を決定しなくてはならない。選手権大会の前にWAの承認のためにその計画を申請しなければならない。

5.7.2 国内大会においては、本連盟は各競技会の検査数および検査対象競技者の選定方法を決定しなければならない。

5.7.3 上記第 5.7.1 項および第 5.7.2 項に記述の選定方法に加えて、WA医事委員会は国際大会、本連盟は国内大会で競技者あるいはチームを指名検査できるが、指名検査は正当なドーピング・コントロールの目的以外のいかなる目的にも行使してはならない。

5.7.4 競技者はWA医事委員会または本連盟により、選定時の国際検査基準に従つた手続きを経て、競技会外検査に選ばれる。

第 5.8 項 独立オブザーバー

WA各加盟団体および各加盟団体の競技会組織委員会はWAが関与する競技会において独立オブザーバーを立てることができる。WAおよびその大連盟は各国際競技会において独立オブザーバーを立てることができる。

第 5.9 項 未成年者の検査

本規則に基づいて未成年者を検査するためには、当該未成年者に対して法的責任を負っている人が事前に同意をしていることが必要である。当該未成年者が競技に参

加した場合には、事前同意があったものと見なされる。

第 5.10 項

加盟団体の通常会員でない競技者は、検体採取および居場所情報の提供に応じなければ、競技会に参加できず、参加を希望する競技会の最低 3 ヶ月前までに、検査対象者登録リスト対象者としての正確かつ最新の情報提供の準備を行う。さらに、WA 競技会の際、その競技者は当該加盟団体の会員になっている必要がある。

第 6 条 検体の分析

ドーピング防止規則により採取されたドーピング・コントロール用検体の分析は、下記の原則に基づいて行われるものとする。

第 6.1 項 認定試験所の使用

WA および本連盟はドーピング・コントロール用検体を WADA 認定試験所、または WADA が認定した他所に、分析のために送る。検体分析に用いる WADA 認定試験所（または WADA が他の方法で認定した方法）の選定は、WA および本連盟のみが判断を下せるものとする。

第 6.2 項 検査の対象となる物質

ドーピング・コントロール用検体を分析することにより、禁止表に記載された物質・方法を検出するとともに、WA ドーピング防止規則第 4.5 項（本規則附則 3）に記載の監視プログラムにもとづいて WADA が指示したその他の物質も検出する。

第 6.3 項 検体の研究

競技者から書面にて同意を得ない限り、禁止表に記載された物質または方法の検出、または WADA の監視プログラムにもとづいて WADA が指定した目的を除き、検体を使用することはできない。

第 6.4 項 検体分析および報告の基準

試験所は、試験所の分析内容に関する国際基準に基づいてドーピング・コントロール用検体を分析するとともに、その結果を報告する。

第 7 条 結果の管理

第 7.1 項 WA による検査結果の管理

WA による検査結果の管理（WADA が WA との合意に基づいて実施した検査も含む）は以下の手順で進められる：

- 7.1.1 すべての結果は、試験所の代表者が署名した報告がコード化されてWAに送付される。すべての通信はこのような方法で、分析結果が秘密扱いとして行われる。
- 7.1.2 (違反が疑われる分析結果に関する初期確認)
A検体に関して違反が疑われる分析結果が出た場合、WAのドーピング防止管理者は審査を行い、以下の事項の有無を確認する。(a) 関連する治療目的使用の適用措置が付与されているか否か、(b) 検査および試験所の分析に関する国際基準から明らかに乖離していることが原因となり、違反が疑われる分析結果の妥当性が害されているか否か。
- 7.1.3 (初期確認後の通知)
第7.1.2項による初期確認を行った結果、関連の治療目的使用の適用措置が確認されず、違反を疑われる分析結果の妥当性を害する試験所に対する国際基準からの乖離も確認されなかった場合、WAは、競技者に対して下記の事項を速やかに通知する。通知事項は、(a) 違反が疑われる分析結果、(b) 違反が問われたドーピング防止規則の内容、または第7.1.8項または第7.1.9項に該当する場合は、ドーピング防止規則違反の有無に関する追跡調査の説明、(c) B検体の分析を速やかに要求できるという競技者の権利、または要求しない場合には、B検体の分析が破棄されたと見なされる可能性があること、(d) B検体の開梱および分析に競技者本人または代理人が同席できるという権利、ただし、上記の分析が要求された場合に限られる、ならびに (e) 試験所の分析に関する国際基準に定められた情報を盛り込んだA検体およびB検体の分析関連書類一式の複写を競技者が請求できる権利とする。
- 7.1.4 第7.1.3項に記述された通知から3週間以内に、B検体の検査が行われる。競技者はA検体の検査結果を受け入れてB検体検査要求の権利を放棄できる。その場合であってもWAはB検体の分析実施を決定できる。
- 7.1.5 競技者あるいはその代理人はB検体の分析に同席することが許される。競技者の所属する加盟団体の代表者もまたWAの代表者と同様に同席を許される。
- 7.1.6 B検体が陰性であれば、全部の検査が陰性であったと見なされ、競技者、所属する加盟団体、およびWAにそのように通知される。
- 7.1.7 もし、禁止物質または禁止方法が確認された場合には、見解が競技者、所属

加盟団体、WA、そしてWADAに報告される。

- 7.1.8 WAドーピング防止管理者は禁止表の定めにしたがって追加審査を行うものとする。当該追加審査が完了した時点で、WAは追加審査の内容について競技者に対して速やかに通知するとともに、WAがドーピング防止規則に対する違反の主張を行うか否かについても競技者に対して速やかに通知する。
- 7.1.9 違反が疑われる分析結果に関係しないドーピング防止規則に対する違反の場合、WAドーピング防止管理者は必要な追加審査を行い、違反が認められるドーピング防止規則、および違反の根拠を競技者に速やかに通知する。

第7.2項 その他の国際大会中の検査結果の管理

結果管理および国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、あるいは主要競技会組織委員会が実施した検査にかかる聴聞会の実施は、競技会あるいは競技会の結果から発生する失効以上の制裁に限り、WA規則第8.1.1項に定めるWAドーピング防止パネルにより行われる。

第7.3項 JADAあるいは本連盟による検査結果の管理

JADAあるいは本連盟により実施された結果の管理は、JADAドーピング防止規程第7条（結果の管理）および本規則第7.1項に従い、有効性と公正な結果管理の一般原則に従い行われる。ドーピング・コントロールの結果は本連盟の結審から14日以内にWAに報告する。本連盟所属の競技者が行ついかなる明らかなドーピング防止規則に対する違反も、本規則あるいは国内規則に従って速やかに聴聞会の対象となる。その他の加盟団体所属の競技者による明らかなドーピング防止規則に対する違反はその競技者が所属する団体の聴聞に付される。

第7.4項 暫定資格停止

WA執行委員会は、WAドーピング防止管理者の進言を受け、競技者のA検体またはAおよびB検体の両方から違反が疑われる分析結果、および第7.1項に記述された審査に基づき、最終聴聞会に先立ち競技者に暫定的資格停止をおこなう。暫定資格停止が科せられた場合、第8条による聴聞会は競技者の実質的な不利益をさけるために日程を繰り上げて実施するか、あるいは競技者が暫定資格停止を科せられる前または暫定資格停止を科せられた後の適切な時点で暫定聴聞会の機会を与えられる。JADAまたは本連盟は第7.3項による原則に従って暫定資格停止をおこなう。

第8条 規律手続

第8.1項 WAの検査または国際競技大会、または主要競技会における検査から生じる資格停止処分のための聴聞会

- 8.1.1 WA 執行委員会は、委員長およびWAのアンチ・ドーピング・パネルの経験がある5名の専門家からなる常置パネルを設置する。各パネルメンバーは各国の加盟団体から独立していなければならず、各加盟団体の事務局、事務員あるいはその団体を代表する地位にある者であってはならない。任期は4年を限度とする。
- 8.1.2 WAの検査あるいは国際競技大会の検査で、第7条に示される結果管理の経過を経て、ドーピング防止規則に違反することが明らかとなった場合には、裁判はWAドーピング防止パネルに付託される。
- 8.1.3 WAドーピング防止パネルの委員長は委員長を含むパネルから3名のメンバーを各々の聴聞に際して指名する。少なくともその内1名は法律家であること。指名されたメンバーは、その事件に以前から関係があつてはならず、ドーピング防止規則に対する違反を疑われている競技者または人物と同じ国籍であつてはならない。
- 8.1.4 この条項による公聴会は第7条記載の結果管理過程の完結に併い迅速に終結しなければならない。競技会に關係して開かれる聴聞会は迅速を旨として実施される。
- 8.1.5 ドーピング防止規則に対する違反を疑われている競技者等の所属する各加盟団体はオブザーバーとして聴聞会に出席できる。
- 8.1.6 WAは未決の場合の状況およびすべての聴聞会の結果をWADAに通知しなければならない。
- 8.1.7 競技者等は聴聞会に先行してドーピング防止規則に対する違反を認め第9条および第10条に従うWAによる手続きを受け入れることができる。
- 8.1.8 WAドーピング防止パネルの決定を第13条に記載のスポーツ仲裁裁判所に提訴できる。

第8.2項 国内における聴聞会

- 8.2.1 第7条に記載の結果管理の手続きを経た上で本規則に対する違反が発生した可能性があるとされた場合には、JADAは当該事件を日本ドーピング防止規律パネルに委ね、日本ドーピング防止規律パネルは、本規則に対する違反が発生したか否かを判断し、もし違反が発生したとすれば、いかなるドーピング防止規則に対する違反の結果が科されるべきかを判断する。

- 8.2.2 第8.2項による聴聞は迅速におこなわれ、すべての場合において第7条に記載の結果管理手続きの完了の3ヶ月以内に終了すること。日本ドーピング防止規律パネルは、通知日から14日以内に聴聞会を開始し、20日以内に決定を書面により発表し、30日以内に当該決定の理由を書面により発表する。競技大会に合わせて開かれる聴聞会は簡単な手続きで実施される。聴聞の完了が3ヶ月を超えて遅滞する場合、WAは本連盟の責任と負担によりWAドーピング防止パネルにその件を直接諮ることができる。
- 8.2.3 WA、本連盟およびWADAはオブザーバーとして日本ドーピング防止規律パネルの聴聞会に出席する権利を有する。
- 8.2.4 競技者等は聴聞会に先行してJADAから通知を受けたドーピング防止規則に対する違反を認め第9条および第10条に適合したドーピング防止規則に対する違反の結果を受け入れることにより聴聞会を回避することができる。
- 8.2.5 聴聞会の結審は、第13条の不服申し立てあるいは国内法の適用を除き、国レベルの更なる審査の対象とはならない。

第8.3項 公正な聴聞会の原則

第8.1条および第8.2条のいずれかに従うすべての聴聞は、下記の事項を尊重しなければならない。

- 適切な時期における聴聞
- 公正かつ公平な聴聞機関
- 自己の負担で弁護人の保護を受ける権利
- 提起されたドーピング防止規則に対する違反の内容についての通知を、適切な時期に公正な形で受ける権利
- ドーピング防止規則に対する違反の疑いおよびその結果として生じる処置に對して反論する権利
- 証人を召喚および尋問する権利など、各当事者が証拠を提出する権利（電話または書面提出による証言を受理するか否かは、聴聞機関の判断に従う）
- 聴聞会において通訳者を利用する権利、なお通訳者の指定は聴聞機関が行うものとして、通訳者の費用は聴聞機関が負担する
- 適切な時期に書面の形式で合理的な判断が下されること

第8.4項 日本ドーピング防止規律パネルの手続き

- 8.4.1 日本ドーピング防止規律パネルの聴聞会はJADAおよび当該事件の当事者が公開で行われることに合意しない限り、非公開で実施される。

- 8.4.2 JADAは、日本ドーピング防止規律パネルの前で、当事者に対する事件について主張を行うものとし、JADAが要請した場合、本連盟はJADAを支援するものとする。
- 8.4.3 当事者は、主張されたドーピング防止規則に対する違反およびその結果として科されるドーピング防止規則に対する違反の結果に関して意見を述べる権利を有する。
- 8.4.4 通知受領後に当事者又はその代理人が聴聞会に参加しなかつた場合には、当該当事者又はその代理人は、聴聞会に参加する権利を放棄したと見なされる。合理的理由がある場合には、当該権利を回復させることができる。
- 8.4.5 各当事者は、聴聞会に代理人を立てる権利、通訳を入れる権利、証人を召喚し尋問する権利、証拠を提示する権利を有する。
- 8.4.6 聽聞パネルは、聴聞手続きの当事者の要求により、又は自己の発意に基づいて、聴聞会開催前に、当該事件の更なる詳細を聴聞パネル又は他当事者に対して提示することを要求できる。当該要求を受けた当事者は、当該指示に従うものとする。
- 8.4.7 当事者が聴聞パネルの要請又は指示に従わなかつたとしても、聴聞会が妨げられることはないものとする。当該指示等に従わなかつたという事情は、聴聞パネルが決定を下す上での判断材料とすることができる。
- 8.4.8 聽聞会の内容は記録され、JADAはそれを所持し保存する。

第8.5項 日本ドーピング規律パネルの決定

8.5.1 聽聞パネルの決定の審議は、非公開で行われる。

8.5.2 聽聞パネルの決定は理由書を示さずに言い渡すことができる。

8.5.3 聽聞パネルの決定は、当該聴聞手続きの当事者、WADAおよびWA（手続きの当事者でない場合は本連盟）に対し可及的速やかに通知される。

8.5.4 第13条（不服申し立て）の規定のとおり、日本ドーピング防止規律パネルの決定については、不服申し立てをすることができる。

8.5.5 本連盟は未決事項とすべての聴聞結果をWAおよびWADAに通告しなければならない。

第9条 個人結果の自動的失効

競技会検査に関連してドーピング防止規則に対する違反があった場合、当該競技において得られた個人の結果は、メダル、得点および賞の没収を含むすべての競技結果とともに自動的に失効する。

第10条 個人に対する制裁措置

第10.1項 ドーピング防止規則違反が発生した競技大会における結果の失効

- 10.1.1 競技大会開催期間中または競技大会に関連してドーピング防止規則に対する違反が発生した場合で、当該競技大会の主管団体の決定が下った時、メダル、得点および賞の没収を含む、当該競技大会において得られた競技者本人のすべての結果は、すべての競技結果とともに自動的に失効する。ただし、第10.1.2項に定められた場合は、この限りでない。
- 10.1.2 違反に関して自己に過失がない旨を競技者本人が証明した場合、ドーピング防止規則に対する違反が発生した競技以外の競技結果は失効しないものとする。ただし、ドーピング防止規則に対する違反が発生した競技以外における当該競技者の競技結果が上記のドーピング防止規則に対する違反による影響を受けている場合は、この限りでない。

第10.2項 物質及び禁止方法に関する資格停止措置

第10.3項に定められた指定物質を除いて、第2.1項（禁止物質、その代謝物またはマークーの存在）、第2.2項（禁止物質・禁止方法の使用、または使用の企て）、および第2.6項（禁止物質または禁止方法の所持）の違反に対して科される資格停止の期間は、下記のとおりとする。

- 1回目の違反 ー 2年間の資格停止
- 2回目の違反 ー 永久資格停止

ただし、競技者またはその他の人は、第10.5項に従って制裁措置の免除または軽減されるべきとする根拠を証明する機会を制裁措置が科される前に与えられるものとする。

第10.3項 特定物質

物質の中には医薬品として広く市販されている性質上、またはドーピング物質として乱用しにくい性質上、不注意によりドーピング防止規則に対する違反を特に誘発しやすいものがある。禁止表において、この種の特定物質を指定できる。特定物質の使用が治療目的であって競技能力の向上を目的としたものでないことを競技者が証明できる場合、第10.2項の資格停止期間に代わって下記の措置を適用する。

- 1回目の違反 ー 将来の競技大会における資格停止期間を伴わない譴責処分を最低限とし、資格停止期間は最長1年までとする。
- 2回目の違反 ー 2年間の資格停止
- 3回目の違反 ー 永久資格停止

ただし、競技者等は、第10.5項に従って(2回目および3回目の違反の場合には)上記制裁措置の免除または軽減の根拠を証明する機会を制裁措置が科される前にあたえられるものとする。

第10.4項 その他のドーピング防止規則に対する違反に関する資格停止

その他のドーピング防止規則に対する違反に関する資格停止期間は、下記のとおりとする。

10.4.1 第2.3項(検体採取の拒否又は回避)または第2.5項(ドーピング・コントロールの不当な改変)に違反した場合、第10.2項の資格停止期間を適用する。

10.4.2 第2.7項(不法取引)または第2.8項(禁止物質・禁止方法の投与・使用)に違反した場合、資格停止期間は、最低4年間から最長で永久とする。未成年者を巻き込んだドーピングについては、特に重大な違反であると見なされ、さらに競技支援要員による違反が第10.3項の特定物質以外のものであった場合、当該競技支援要員に対して、永久資格停止が科されるものとする。さらに、上記条項の違反がスポーツ以外の関連法令にも違反する場合、管轄の行政機関、専門機関または司法機関に対して報告が行われる場合がある。

10.4.3 第2.4項(居場所情報についての違反、検査に現われないこと)の違反の場合、資格停止期間は以下のとおりとする。

- 1回目の違反 ー 最低3ヶ月から最高1年間の資格停止(国内においては最高2年)
- 2回目とそれに続く違反 ー 2年間の資格停止

第10.5項 例外的事情を理由とした資格停止期間の取り消しまたは短縮

10.5.1 (過誤または過失がないこと)

第2.1項のドーピング防止規則に対する違反(禁止物質、その代謝物またはマーカーの存在)が関係する事案、または第2.2項にいう禁止物質・禁止方法の使用に関する事案において、自己の違反に関する過誤または過失がなかった旨を競技者が証明した場合、該当する資格停止期間を免除する。第2.1項(禁止物質の存在)に違反する形で競技者の生体から検体に禁止物質が入ってきた過程を競技者が証明しなければ、資格停止期間は免除さ

れない。この条項が適用され、資格停止期間が免除された場合、第 10.2 項、第 10.3 項、および第 10.6 項にいう複数回の違反の資格停止期間を判定する場合に限り、ドーピング防止規則に対する違反が発生したとは見なされない。

10.5.2 (重大な過誤または過失がないこと)

この第 10.5.2 項が適用されるのは、第 2.1 項に関するドーピング防止規則に対する違反（禁止物質、その代謝物またはマーカーの存在）、第 2.2 項にいう禁止物質・禁止方法の使用に関する違反、第 2.3 項にいう検体採取に現われないことに関する違反、または、第 2.8 項にいう禁止物質・禁止方法の投与・使用に関する違反のみに限られる。上記の違反が関係する個別案件においても、完全に無過失であったことは競技者によって証明されていないものの、当該違反の実質的原因が自己の過失ではないことが競技者によって証明された場合、該当する資格停止期間を短縮できる。ただし、短縮後の資格停止期間は、所定の最低資格停止期間の半分未満になってはならない。所定の資格停止期間が永久である場合、この条項に基づく短縮後の期間は 8 年を下回らないものとする。第 2.1 項（禁止物質の存在）に違反する形で競技者の生体からの検体に禁止物質、そのマーカーまたは代謝物が検出された場合、自己の体内に禁止物質が入ってきた過程を競技者が証明しなければ、資格停止期間は短縮されない。

10.5.3 (競技支援要員等によるドーピング防止規則に対する違反を発見・証明する際に競技者から実質的な支援があった場合)

ドーピング・パネル（国内にあっては本連盟ドーピング防止委員会）の進言に基づき WA 評議会（国内にあっては本連盟理事会）は次の場合資格停止期間を短縮できる。競技者が WA（あるいは本連盟）に対して、実質的な支援を提供したことにより、第 2.6.2 項にいう所持（競技支援要員による所持）、第 2.7 項（不法取引）または第 2.8 項（競技者に対する投与）を伴う形で競技者以外の者によるドーピング防止規則に対する違反があつた旨を WA（あるいは本連盟）が発見・証明できた場合。ただし、短縮後の資格停止期間は、所定の最低資格停止期間の半分未満になってはならない。所定の資格停止期間が永久である場合、この条項に基づく短縮後の期間は 8 年を下回らないものとする。

第 10.6 項 潜在的な複数違反の規則

10.6.1 第 10.2 項、第 10.3 項、および第 10.4 項に基づいて制裁措置を科す場合、制裁措置の賦課を目的として 2 回目のドーピング防止規則に対する違反と見なされるのは、競技者等が 1 回目のドーピング防止規則に対する違反の通知を受けた後、または WA（あるいは本連盟）が第 1 回目のドーピング

防止規則に対する違反の通知を行うよう努力を行った後に、当該競技者等が2回目のドーピング防止規則に対する違反を犯した旨をWA（あるいは本連盟）が証明できる場合に限られる。WA（あるいは本連盟）が上記の事実を証明できない場合、当該違反の回数は全体で1回であると見なされるものとし、双方の違反を比較して重い方の制裁措置が科されるものとする。

- 10.6.2 同一のドーピング・コントロールに基づいて、第10.3項にいう特定物質とそれ以外の禁止物質・方法を伴う形で競技者がドーピング防止規則に対する違反を犯したことが判明した場合、当該競技者が犯したドーピング防止規則に対する違反の回数は1回であると見なされる。ただし、科される制裁は、禁止物質・禁止方法の性質に応じて、最も厳しいものが科されるものとする。
- 10.6.3 競技者のドーピング防止規則に対する違反が2回に及ぶことが判明し、そのうち1回目が第10.3項（特定物質）にいう特定物質を伴うものであり、かつもう1回について第10.2項の制裁措置の適用対象となる禁止物質・禁止方法、または第10.4.1項の制裁措置の適用対象となる違反を伴う場合、第2回目の違反に科される制裁措置は、最低2年間の資格停止とし、最高で3年間の資格停止とする。また、第10.3項の特定物質と第10.2項または第10.4.1項にいうその他のドーピング防止規則に対する違反が3回目になることが判明した場合、当該競技者が受ける制裁措置は、永久資格停止とする。

第10.7項 検体採取後の競技結果の失効

第9条（個人結果の自動的失効）にいう陽性検体が発生した競技会における結果の自動的失効に加えて、陽性検体が採取された日（競技会検査であるか競技会外検査であるかは問わない）あるいは他のドーピング防止規則に対する違反の発生から暫定的資格停止期間または資格停止期間の開始までに得られた競技結果は、公平性の観点から別の措置を要する場合を除き、メダル、得点、および賞を含むすべての競技結果は失効する。

第10.8項 資格停止期間の開始

資格停止期間は、資格停止を決定した聴聞会の決定が下された日、または聴聞会が破棄された場合には、受諾などの方法で資格停止措置が科された日から始まる。暫定的資格停止処分（科されたものであるのか、自発的に受け入れたものであるかは問わない）の期間は、資格停止期間の合計期間に算入するものとする。聴聞の手続きなどのドーピング・コントロールの各種側面において競技者の責任に属さない事由により遅延が発生するなど、公平性の観点から必要と判断される場合、制裁措置

を下すWA、本連盟またはJADAは、検体採取の日付まで、資格停止期間の開始を遡及させることができる。

第10.9項 資格停止期間中の地位

資格停止処分を受けた者は、当該資格停止処分の期間中、WAあるいは本連盟が認定、または主催する競技その他の活動（ただし、ドーピング防止関連の教育プログラムまたはリハビリテーション・プログラムは除く）に参加できない。さらに、第10.3項にいう指定物資を伴わないドーピング防止規則に対する違反の場合、WAあるいは本連盟は、その実行者を対象とするスポーツ関連財政支援等のスポーツ関連給付の全部または一部について給付を停止するものとする。資格停止期間が4年間より長い場合、4年間の資格停止期間を経過すると、WAあるいは本連盟の裁定の対象となった競技会以外のローカル競技大会に参加できる。ただし、参加できる範囲は、そのローカル競技会が違反者に対して国内選手権大会または国際競技大会への出場を直接的・間接的に認めるもの、または、国内競技大会または国際競技大会に向けて得点を累積できるレベルの大会であってはならない。

第10.10項 資格回復のための検査

資格停止期間の終了時に資格を回復する条件として、競技者は、暫定的資格停止期間中または資格停止期間中において、検査権限を有するWA、本連盟、または他のドーピング防止機関の競技会外検査を受けなければならず、求めを受けた場合に、第5.5項による正確な最新の居場所情報を提出しなければならない。資格停止期間中に引退し、競技外検査対象リストから除外された後に資格回復を希望する場合、WAおよび本連盟に通知を行い、第5.6項による期間を超えない期間内、あるいは引退した日付時点で残存していた資格停止期間と等しい期間内に競技会外検査を受けるまで、その競技者の資格回復は認められないものとする。残存する資格停止期間中に、競技者は少なくとも3ヶ月の期間において最低2回の検査を受けなければならない。本連盟はこの検査の実施に責任をもつが、ドーピング防止機関による検査がこの要求を満足する。検査結果はWAに報告しなければならない。競技者の資格停止期間が期限切れとなり、競技者が回復の要件を満たした場合、自動的に再び資格が付与され競技者または本連盟による申請は必要としない。

第11条 チームに対する処置

競技会中にチームのメンバーの1人がドーピング防止規則に対する違反を犯したことが分かった場合、そのチームは競技会を失格する。

第12条 本連盟に対する制裁措置

第12.1項 WA評議会はドーピング防止規則に従わない加盟団体に対して一部あるいはすべての資金、またはその他の金銭的以外の支援を許可しない

権限を有する。

第 12.2 項 WA評議会は、WAのドーピング防止規則に従わない加盟団体に対して、当該団体に所属する競技者またはその他の者によるドーピング防止規則に対する違反に掛かるすべての費用（検査費用、聴聞会費および旅費を含むがそれに限らない）を弁償させることができる。

第 12.3 項 ドーピング防止管理者の進言によりWA評議会は、本連盟に対して承認、役員の資格付与、競技者の国際競技会への参加に関して、以下に基づきさらに制裁処置を加えることがある。

12.3.1 本連盟またはJADA、WAあるいはその他のドーピング防止機関が実施した検査で12ヶ月の間に、本連盟に所属する競技者等が犯したドーピング防止規則に対する違反が4件以上の場合。

12.3.2 一つの国際競技大会で本連盟に所属する競技者等のドーピング防止規則に対する違反が1名以上の場合。

12.3.3 WAから競技者あるいはナショナルチームの居場所情報提出の通知を受けた後、WAへの報告を本連盟が怠った場合。

第 12.4 項 本連盟が日本ドーピング防止規程を遵守せず、又は実施しない場合、JADAは本連盟に対する資金支援又はその他の支援を部分的にまたは全面的に停止することができる。JADAは本連盟のドーピング防止規則がJADAのドーピング防止規程およびWADA規程に適合するまでJADAの会員権または認定を取り消し、又は停止することができる。

第 13 条 不服申し立て

第 13.1 項 不服申し立ての対象となる決定

本ドーピング防止規則に基づいて下された決定は、下記の第 13.2 項から第 13.4 項までの規定に従い不服申し立てできる。不服申し立て機関が特別の命令を下した場合を除き、不服申し立て期間中においても、上記の決定は引き続き効力を有する。不服申し立てが開始される前に、第 8.2 項（第 8.2.1 項 - 第 8.2.7 項）に定められた事後の審査を経なければならない。

第 13.2 項 ドーピング防止規則に対する違反、処置、および暫定的資格停止に対する不服申し立て

ドーピング防止規則に対する違反が行われた旨の決定、ドーピング防止規則に対する違反に関して処置を科す決定、ドーピング防止規則に対する違反が実行されなかった旨の決定、ドーピング防止規則に対する違反の容疑またはその処置に関して裁判を下す管轄権がWAあるいは本連盟に帰属しない旨の決定、暫定聴聞会の結果として暫定資格停止処分を科す決定、または第7.4項に違反する形で暫定的資格停止処分を科す決定は、本第13.2項の定めに基づいた限り不服申し立てができる。WADA規程および本規則の他の条項によらず、暫定的資格停止処分に対する不服申し立てができるのは、暫定的資格停止処分を科された競技者等のみである。

13.2.1 (国際的レベルの競技者が関与する不服申し立て)

国際競技大会の競技会で発生した事件に関する決定、または国際的レベルの競技者が関与する事件に関する決定は、スポーツ仲裁裁判所 (CAS) の関連規定に基づいて同裁判所のみに対して不服申し立てできる。

13.2.2 (JADAにより定められる国内レベルの競技者が関与する不服申し立て)

第13.2.1項による不服申し立てをする権利を有さない競技者が関与した事件の場合、当該決定は日本スポーツ仲裁機構に不服申し立てすることができる。本連盟は次の原則を尊重して不服申し立て手続きを行うことができる。適切な時期における聴聞、公正かつ公平な独立した聴聞機関、自己の負担で弁護人の保護を受ける権利、適切な時期に書面の形式で合理的な判断が下されること。これらの事件でWAの不服申し立てをする権利は第13.2.3項による。

13.2.3 (不服申し立てをする権利を有する者)

第13.2.1項にいう事件の場合、CASに対する不服申し立てをする権利を有する者は、下記のとおりとする。(a) 不服申し立て対象となる決定の適用を受ける競技者等、(b) その決定が下された事件における競技者等以外の当事者、(c) 制裁措置の根拠となる規則を所管するWAおよびその他のドーピング防止機関、(d) IOCまたはIPC (オリンピック競技大会またはパラリンピック競技大会の参加資格に関するものなど、決定がオリンピック競技大会またはパラリンピック競技大会に対して効果を有する場合)、ならびに (e) WADAである。

第13.2.2項にいう事件において、日本スポーツ仲裁機構に不服申し立てできる当事者は本連盟の規則に従うものとするが、少なくとも、(a) 不服申し立て対象となる決定の適用を受ける競技者等、(b) JADA、(c) WA、(d) 本連盟および(e) WADAが含まれるものとする。第13.2.2項にいう事件の場合、WADAおよびWAは、日本スポーツ仲裁機構の決定についてCASに対する不服申し立てをする権利も有するものとする。

第 13.3 項 治療目的使用の適用措置を付与・却下する決定の不服申し立て

治療目的使用の適用措置の付与・却下が JADA によって決定され、WADA によっても決定が覆されなかった場合、国際水準の競技者は CAS に対して不服申し立てできる。国際水準の競技者でない競技者は、日本スポーツ仲裁機構に不服申し立てをすることができる。日本スポーツ仲裁機構が TUE を承認しない決定を覆した場合には、WADA は、当該決定については CAS に不服申し立てをすることができる。

第 13.4 項 規則第 12 条に基づいて処置を科す決定の不服申し立て

WA により WA 規則第 12 条により科せられた処置の場合、あるいは JADA 規程第 12 条の規定に従って下された JADA の決定については、本連盟は CAS に不服申し立てをすることができる。

第 13.5 項 不服申し立ての期限

CAS に不服申し立てを提出する期限はその当事者から決定の通知を受けてから 21 日間とする。上記によらず、不服申し立ての案件を決定する過程に拘わらなかった不服申し立て権をもつ機関により提出された不服申し立てに関しては、以下を適用する：

- 決定の通告から 10 日以内に、当該機関は、決定を下した機関にその機関の信用に関する文書の提出を求める権利を有する。
- 10 日以内に要求が出された場合、要求を出した当該機関は CAS に不服申し立てを提出するのに提出文書を受け取ってから 21 日間を有する。

日本ドーピング防止規律パネルの決定に対して不服申し立てをする権利を有し、実際に不服申し立てを望む人は日本ドーピング防止規律パネルによる決定の日付から 14 日以内に、日本スポーツ仲裁機構に対して不服申し立ての通知をださなければならない。

第 14 条 本連盟の責務

第 14.1 項 WA ドーピング防止規則との整合

本連盟を含むすべての WA 加盟団体は WA ドーピング防止規則に従わなければならぬ。WA ドーピング防止規則は直接的あるいは参考として各加盟団体の規則と合致しなければならない。すべての加盟団体は、このドーピング防止規則を効果的に実施するのに必要な規則を各団体の規則に盛り込まなければならない。本連盟は、ドーピング・コントロールの対象となったすべてのナショナルチーム・メンバー、および競技者支援要員からの WA 競技規則 (C&R) Appendix 12 に記載の承諾書を取らねばならない。これらの書類に署名したか否かにかかわらず、本連盟の権限のもとにある競技者、競技者支援要員、およびその他の者に対する本連盟の規則

は、WAドーピング防止規則の適用を受ける。

第14.2項 集計の報告

本連盟は、各年末に管轄する競技者ごとに、すべてのドーピング・コントロールの結果を、競技者が検査を受けた日付、実施した検査の全容、および競技会検査か競技会外検査かがわかるような形で、WAに報告しなければならない。WAは、WAの権限で実施した検査結果と合わせて、加盟団体から報告された検査データを定期的に公表できる。

第14.3項 ドーピング・コントロール情報センター

本連盟傘下の競技者に違反が疑われる分析結果がでたと報告を受けた場合、WA規則および本規則第7.1.2項および第7.1.3項に記載の処理の14日以内に、WAおよびWADAに以下を報告しなければならない：競技者の氏名、性別、生年月日、国、競技種目・競技分野、検査が競技会検査か競技会外検査か、検体採取の日付、試験所による検査結果。本連盟はさらに、第7条（結果管理）、第8条（公正な聴聞会を受ける権利）、または第13条（不服申し立て）に基づいて審査または手続きが実施される場合、その進行状況と事実認定に関するWAとWADAの最新情報を定期的に受けとるものとする。ドーピング防止規則違反のその他の事案においては、第7.1.9項に記載の通告の14日以内にWAおよびWADAに対して同様の情報を送られものとする。第10.5.1項（過誤または過失がない）に基づいて資格停止期間が免除された場合、または第10.5.2項（重大な過誤または過失がない）に基づいて資格停止期間が短縮された場合には、WAおよびWADAは当該免除または短縮の根拠を説明した決定を書面の形で用意しなければならない。下記の第14.4項に基づいて本連盟が一般開示または不開示を行うまで、この種の情報を受けたWAあるいはWADAのいずれもが、その情報を知る必要のある組織内部の関係者以外に当該情報を開示しないものとする。

第14.4項 一般情報開示

検体から違反が疑われる分析結果が出た競技者、またはドーピング防止規則の他の条項に違反を疑われた競技者に関して、第8条に基づく聴聞会においてドーピング防止規則に対する違反が発生した旨の判断が下された時点、あるいは当該聴聞会が破棄された時点、あるいはドーピング防止規則に対する違反の主張に対して異議が唱えられず競技者が暫定的資格停止された時点まで、WAおよび本連盟のどちらも、このことを公表してはならない。一旦ドーピング防止規則に対する違反が確定した後は、20日以内に処分内容を一般に公表しなければならない。

第14.5項 決定の相互承認

ドーピング防止規則に対する違反に関するWAドーピング防止パネル、日本ドーピング防止規律パネル、CAS、又は日本スポーツ仲裁機構の決定は、不服申し立て

をする権利に従うことを条件として、WAあるいは本連盟は、当該決定を有効ならしめる必要な措置を講じなければならない。

第15条 時効

本規則に定められているドーピング防止規則に対する違反に関して、競技者等に対する本規則に基づいた行為が当該違反発生の後8年間開始されなかった場合には、当該行為を行うことについて時効が成立する。

第16条 施行

本規則は、平成16年4月1日より施行する。

本規則は、平成18年4月1日より施行する。

本規則は、平成20年10月1日より施行する。

本規則は、平成22年10月1日より施行する。

本規則は、平成24年10月1日より施行する。

本規則は、平成26年10月1日より施行する。

附則 1 用語の定義

「違反が疑われる分析結果」(Adverse Analytical Finding) とは、試験所又は認定検査機関からの報告のうち、禁止物質又はその代謝物またはマーカーの存在（内因性物質の量的増大も含む。）が検体において確認されたもの、又は禁止方法の使用の証拠が検体において確認されたものをいう。

「ドーピング防止機関」(Anti-Doping Organization) とは、ドーピング・コントロールの過程の開始、実施、又は、執行に責任を負う署名当事者をいう。具体例としては、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、その他の主要競技大会機関であって自己の競技大会において検査を実施する団体、WADA、国際競技連盟、国内アンチ・ドーピング機関等が挙げられる。

「競技者」(Athlete) とは、ドーピング・コントロールにおいて、国際的な（定義については各国競技連盟が定める。）又は国内的な（定義については各国内ドーピング防止機関が定める。）規模のスポーツに参加するすべての人並びに一層下位の規模のスポーツであって当該人の国内ドーピング防止機関が指定したものに参加するその他の人をいう。また、ドーピング防止情報および教育においては、署名当事者、政府、又はWADA規程を受諾したその他のスポーツ団体の権限の下においてスポーツに参加する者をいう。

「競技者支援要員」(Athlete Support Personnel) とは、スポーツ競技会に参加し、又はそのための準備を行う指導者、トレーナー、監督、代理人、団体関係者、公式役職員、医師又は医療関係者をいう。

「企て」(Attempt) とは、ドーピング防止規則に対する違反に加担する可能性がある、又は結果として加担したこととなる行為の過程において実質的な段階を構成する行動に携わることをいう。ただし、企てに関与していない第三者によって察知される前に人が当該企てを放棄した場合には、違反を犯そうとした当該企てのみを根拠としてドーピング防止規則に対する違反があつたことにはならない。

「CAS」(The Court of Arbitration for Sport) とは、スポーツ仲裁裁判所をいう。

「WADA規程」(Code) とは、WADAが2003年3月5日に採択した世界ドーピング防止規程およびその後の改正をいう。

「競技会」(Competition) とは、個人の競争、対戦競技、団体競技又は単独の競技

をいう。具体的例としては、オリンピックの100メートル走の決勝戦が挙げられる。段階的に記録を重ねる競争および他の競技のうち日々又はその他の中間的な間隔で賞が授与されるものについては、関係する国際競技連盟の規則において競技会と競技大会との区別が定められる。

「ドーピング防止規則に対する違反の結果」(Consequences of Anti-Doping Rule Violations)とは、競技者又はその他の人がドーピング防止規則に対する違反を犯した場合に、次に掲げるもののうちの一又は二以上の措置が講じられるということをいう。

- (a) 「失効」(Disqualification)とは、特定の競技会又は競技大会における競技者の成績が取り消されることをいい、その結果として、獲得されたメダル、得点、および賞の剥奪を含む措置が科される。
- (b) 「資格停止」(Ineligibility)とは、一定期間にわたって、競技者又はその他の人に対して、第10.9項(資格停止期間中の地位)の規程のとおり、競技会またはその他の活動への参加が禁止され、又は資金支援が停止されることをいう。
- (c) 「暫定的資格停止」(Provisional Suspension)とは、WADA規程第8条(公正な聴聞会に参加する権利)の規則に従って開催される聴聞会において最終的な判断が下されるまで、競技者は又はその他の人の競技会への参加が暫定的に禁止されることをいう。

「DCO」(Doping Control Officer)とは、ドーピング・コントロールに関わる検査員をいう。

「失効」(Disqualification)については、上記の「ドーピング防止規則に対する違反の結果」を参照すること。

「ドーピング・コントロール」(Doping Control)とは、検査配分計画の立案、検体の採取および取扱い、試験所における分析、分析結果の管理、聴聞並びに不服申し立てを含む過程をいう。

「競技大会」(Event)とは、単一の決定機関の下で実施される一連の個別の競技会のことをいう。(例:オリンピック大会、FINA世界選手権大会、汎アメリカ大会)

「競技会」(In-competition)とは、競技会における検査と競技会外における検査とを区別することを目的とするものであって、国際競技連盟又はその他の関係するドーピング防止機関の規則に別段の定めがない限り、競技会における検査とは、特定の競技会との関連で競技者が検査のために選定される検査をいう。

「独立オブザーバー・プログラム」(Independent Observer Program)とは、オブザ

ーバー・チームがWADAの監督下で、特定の競技大会におけるドーピング・コントロールの過程を監視し、監視事項に関して報告を行うことをいう。WADA自体が競技会の検査を実施する場合には、当該オブザーバーは、独立した組織の監督下に置かれるものとする。

「資格停止」(Ineligibility)については、上記の「ドーピング防止規則に対する違反の結果」を参照すること。

「国際競技大会」(International Event)とは、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、国際競技連盟、主要競技大会機関又はその他の国際スポーツ団体が決定機関であり、当該競技大会に関して公式技術役職員を指名している競技大会をいう。

「国際水準の競技者」(International-Level Athlete)とは、国際競技連盟の検査対象者登録リストに掲げられるものとして、一又は二以上の国際競技連盟により指定された競技者をいう。

「国際基準」(International Standard)とは、WADA規程を支援する目的でWADAによって採択された基準をいう。国際基準（他に採り得る基準、慣行又は手続きとは対立するものとして）を遵守しているというためには、国際基準に盛り込まれた手続きを適切に実施していると判断されることが必要である。

「JADA」(Japan Anti-Doping Agency)とは、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構をいう。

「日本ドーピング防止規律パネル」(Japan Anti-Doping Disciplinary Panel)とは、本規則に対する違反の主張に対して判断を下す、JADAに任命された組織をいう。

「日本スポーツ仲裁機構」(Japan Sports Arbitration Agency)とは、日本ドーピング防止規律パネルの決定に対する不服申し立てについて判断を下す組織をいう。

「JOC」(Japanese Olympic Committee)とは、日本オリンピック委員会をいい、日本における国内オリンピック委員会である。

「主要競技大会機関」(Major Event Organizations)とは、国内オリンピック委員会の地域その他の国際競技大会の決定機関として機能する組織をいう。

「マーカー」(Marker)とは、化合物、化合物の集合体又は生物学的パラメータであ

って、禁止物質又は禁止方法の使用を示すものをいう。

「代謝物」(Metabolite)とは、生体内変化の過程により生成された物質をいう。
「未成年」(Minor)とは、在住国の適用のある法に定められている、成年年齢に達していない自然人をいう。日本国においては20歳未満の自然人をいう。

「国内ドーピング防止機関」(National Anti-Doping Organization)とは、各国内において、ドーピング防止規則の採択および実施、検体採取、検査結果の管理並びに聴聞会の監督に関して、第一位の権限を有し、責任を負うものとして国の指定を受けた団体をいう。関連当局によって当該指定が行われなかった場合には、当該国の国内オリンピック委員会又はその指定を受けた者が国内ドーピング防止機関となる。本規則上、JADAが日本における国内ドーピング防止機関である。

「国内競技大会」(National Event)とは、国際水準の競技者又は国内水準の競技者が参加する競技大会のうち国際競技大会に該当しないものをいう。

「国内水準の競技者」(National Level Athlete)とは、国際水準の競技者以外の競技者であって、JADAの検査対象者リストに掲げられるものとして、JADAにより指定された競技者をいう。

「国内オリンピック委員会」(National Olympic Committee)とは、国際オリンピック委員会公認の組織をいう。国内競技連合が国内オリンピック委員会のドーピング防止の分野における典型的な責任を負う国においては、国内オリンピック委員会は、当該国内競技連合を含むものとする。

「国内競技連盟」(National Sports Federation)とは、日本における競技(スポーツ)を管轄する全国又は地方規模の人およびその傘下の会員、クラブ、チーム、団体又はリーグをいう。

「無通告」(No Advance Notice)とは、ドーピング・コントロールの過程のうち、競技者に予告なしで実施され、かつ、検査通知の時から検体の提供までの間、競技者に対して継続して付添い人を付けることをいう。

「国内オリンピックチーム」(NOC Team)とは、JOCにより選抜された、オリンピック日本代表チーム又はその他のチームをいう。

「過誤又は過失がないこと」(No Fault or Negligence)とは、競技者が禁止物質または禁止方法の使用又は投与を受けたことについて、自己が知らず又は推測もせず、かつ最高度の注意をもってしても合理的には知り得ず推測もできなかつたであろ

う旨を競技者が証明していることをいう。

「重大な過誤又は過失がないこと」(No Significant Fault or Negligence)とは、事情を総合的に勘案し過誤又は過失がないことの基準を考慮した時に、ドーピング防止規則に対する違反との関連において、競技者の過誤又は過失の度合いが重大なものではなかった旨を当該競技者が証明していることをいう。

「競技会外」(Out-of-Competition)とは、競技会におけるドーピング・コントロール以外のドーピング・コントロールをいう。

「参加者」(Participant)とは、競技者または競技支援要員をいう。

「人」(Person)とは、自然人、又は組織その他の団体をいう。

「保有」(Possession)とは、実際に物理的に保有している状態、又は擬制保有をいう（これに該当するものは、禁止物質または禁止方法に対して、又は禁止物質または禁止方法が存在する場合または資産に対して、人が排他的に支配を及ぼしている場合に限られる）。ただし、禁止物質または禁止方法に対して、又は禁止物質または禁止方法が存在する場合または資産に対して、禁止物質または禁止方法が存在を承知しており、かつ、これに対して支配を及ぼす意図があったもののみが該当する。ただし、人が、ドーピング防止規則に対する違反を犯した旨の通知（種類は問わない）を受け取る前に、保有の意思がなくなり、従前の保有を放棄した旨を証明できるような具体的な行為を起した場合には、当該の保有のみを根拠としてドーピング防止規則に対する違反があったことにはならない。

「禁止表」(Prohibited List)とは、禁止物質および禁止方法を特定したWADAの表をいう。

「禁止方法」(Prohibited Method)とは、禁止表に掲げられる方法をいう。

「禁止物質」(Prohibited Substance)とは、禁止表に掲げられる物質をいう。

「暫定的資格停止」(Provisional Suspension)については、上記の「ドーピング防止規則に対する違反の結果」を参照すること。

「情報開示」(Publicly Disclose)又は「公開報告」(Publicly Report)とは、WADA規程第14条(守秘義務および報告)に基づいて早期に通知を受けられる人の範囲を超えて一般社会又は一般の人に対して情報を広め又は配布することをいう。

「検査対象者登録リスト」(Registered Testing Pool)とは、国際競技連盟又は国内ドーピング防止機関の検査の配分計画の一環として、競技会の検査および競技会外の検査の双方を受けなければならぬ、最高位の競技者について各国際競技連盟および国内ドーピング防止機関が別々に定めたリストをいう。

「検体」(Sample/Specimen)とは、ドーピング・コントロールにおいて採取された生体物質をいう。

「署名当事者」(Signatories)とは、WADA規程に署名し、WADA規程を遵守することに同意した団体をいい、国際オリンピック委員会、国際競技連盟、国際パラリンピック委員会、国内オリンピック委員会、国内パラリンピック委員会、主要競技大会機関、国内ドーピング防止機関およびWADAを含む。

「不当な改変」(Tampering)とは、不適切な目的又は不適切な方法で変更すること、不適切な影響を生じさせること、および結果の変更又は通常の手続きを踏むことの妨害を目的として不適切な形で介入することをいう。

「特定対象検査」(Target Testing)とは、競技者又は競技者グループを一定期間に対象として選択的に選定して行う検査をいう。

「団体スポーツ」(Team Sport)とは、競技中に、競技者交代が認められるスポーツをいう。

「検査」(Testing)とは、ドーピング・コントロールの過程のうち、検査の配分計画の立案、検体の採取、検体の取扱い並びに試験所への検体の輸送を含む部分をいう。

「不正取引」(Trafficking)とは、直接的または間接的に、又は一または二以上の第三者を通じて、競技者に対して禁止物質又は禁止方法を販売、供与、投与、輸送、送付、配送又は配布することをいう。ただし、正当かつ合法的な治療目的で禁止物質を処方、調剤、販売又は配布した場合は、これに該当しない。

「TUE」(Therapeutic Use Exemption)とは、治療目的使用に係る除外措置をいう。

「TUEC」(TUE Committee)とは、JADAにより設立されたTUE委員会をいう。

「使用」(Use)とは、禁止物質を塗布し、服用し、注入しまたは摂取すること又は

禁止方法によりこれらを行うことをいい、その手段を問わない。

「WADA」(The World Anti-Doping Agency)とは、世界ドーピング防止機構であり、1999年11月10日にローザンヌにてスイス民法典に基づき設立された財団をいう。

附則2 ドーピング検査手順

この手順書は、日本アンチ・ドーピング機構が検査員用に作成した「ドーピング・コントロール・フローチャート」を、本連盟ドーピング防止委員会が競技者用に書き直したものである。国体競技者用の「国体ドーピング検査選手必携書」に掲載されている「ドーピング検査の受け方」も参考にすること。

(0) 通告書の受け取り

- ・ 検査対象となった競技者に、当該競技者担当のシャペロンが検査の通告を行う。
- ・ 競技者は同伴者を選ぶ。競技者が20歳未満の場合は、必ず20歳以上の同伴者を同行すること。
- ・ シャペロンがドーピング検査対象競技者に対し、権利と責務の説明を行う。
- ・ シャペロンが通告時刻、シャペロンの署名をドーピング検査通告書に記入するところを確認し、競技者は同意の署名をする。競技者が20歳未満の場合、20歳以上の同伴者も署名を行う。
- ・ 競技会においてアルコール（エタノール）検査の実施、通告を受けた者は、通告から1時間以内に検査室に入室し、検査を受けなければならない。
- ・ シャペロンはドーピング・コントロールパスを競技者と同伴者に渡し、競技者はADカードを渡す。

(1) 競技者到着

- ・ 検査室到着時刻を記録する。
- ・ 本人の身元確認を行う。
- ・ 同伴者確認を行う。
- ・ 公式記録書のチェックとして該当競技者の確認、検査室到着が記入される。

(2) 待機

- ・ 競技者は尿意をもよおすまでウェイティングルームで待機する。
- ・ 用意された飲み物および選手の自己責任によりその他の飲み物、食べ物を口にすることは許されるが、他の競技者、同伴者と同一の飲料ボトル、コップ等、口をつける物を共用してはいけない。

(3) ドーピング検査通告書の準備

- ・ 通告内容の記入された公式記録書に、該当競技者の連絡先等競技者情報を記入する。

(4) 採尿カップの選択

- ・ 競技者は採尿立会いDCOの確認の下、手をよく洗う。
- ・ 競技者は複数ある中から採尿カップ1個を選ぶ。
- ・ 採尿カップに異常が無いことを確認する（袋詰の異常等）。

(5) 採尿

- ・ 競技者と同性の立会いDCOが一緒にトイレに入る。

- ・立会いDCOは、競技者が採尿カップに正しく採尿しているところを目視で確認する。

(6) 採尿確認 (90ml 以上)

- ・90ml 以上採尿したことを確認する (90ml 未満の場合は「部分検体の採取」へ)。

- ・DCOは公式記録書に検体採取時刻を記入する。

- ・DCOは公式記録書に全尿量を記入する。

- ・公式記録書に立会いDCOが署名をする。

(7) サンプルキットの選択

- ・競技者は複数ある中から、サンプルキット1個を選ぶ。

- ・サンプルキットの異常が無いことを確認する (包装ラップの異常等)。

(8) ガラス瓶への分注

- ・競技者はサンプルキットの包装ラップを外し、箱を開ける。

- ・競技者はサンプルキットからA、B 両ガラス瓶、サンプルコードNo シール、ビニール袋を取り出す。

- ・A、B ガラス瓶の破損、汚れ、事前の不正行為の有無を確認する。

- ・競技者およびDCOがサンプルキット外箱、ガラス瓶、キャップおよびサンプルコードNo シールの番号がすべて同じであることを確認する。

- ・競技者はB 瓶のキャップを開け、赤いリングを取り外し、採尿カップから尿を分注する (30ml、青いラベルの真ん中あたりまでが目安)。

- ・競技者はA 瓶のキャップを開け、赤いリングを取り外し、採尿カップから尿を分注する (採尿カップに少量残し、全部を入れる。60ml 以上)。

- ・競技者はA、B 両瓶にキャップをかぶせ、クリック音が聞こえなくなるまで閉める。逆さにして洩れないことを確認する。DCOも確認する。

- ・DCOがビニール袋にA、B 両瓶を入れ密封し、サンプルキットに戻し、蓋をする。

(9) 比重確認

- ・DCOが採尿カップに残った尿を比重計により測り、競技者に確認の上、公式記録書の比重欄に値を記入する。

- ・比重が1.005に達しない場合にのみ再採取となるが、当該検体は最後まで手順をすすめ、採取を終わらせる。その後に再採取を行うため、手順(2)から作業を始める。

(10) 使用した薬物の申告

- ・この七日以内に使用した薬物 (サプリメントも含む) について、競技者は申告する。

(11) サンプルコードNo シールを公式記録書へ貼り付ける。 (DCOが行う)

(12) 公式記録書への署名

- ・採取した尿は検査後に保管されるが、検査機関の試験としての使用の可否をDCOが尋ねる。

- ・同伴者がいる場合、記載内容を確認の後、署名をする。

- ・ DCO は、記載内容を説明し、複写具合、サンプルコードNo シール等に不具合が無いかを確認の上、姓名（英語）の記入と署名をする。
 - ・ 全ア連またはWA の競技会関係者が同席して検査のすべてを確認していれば署名する。
 - ・ 競技者は記載内容を確認の後、公式記録書の情報がJADA、全ア連／WA、競技者本人、検査機関によって保管、管理、共有されること了承した上で署名をする。
- (13) 検査関係書類の受け取り
- ・ 公式記録書の赤色用紙のコピー（競技者用）が手渡される。
- (14) 競技者退出

部分検体の採取

(1) 尿量確認（90m l 未満）

- ・ DCO は公式記録書の部分検体、検体採取時刻の欄に記入する。
- ・ DCO は尿量の確認、公式記録書の尿量の欄に記入する。
- ・ 公式記録書に立会いDCO が署名をする。

(2) パーシャルサンプルキットの選択

- ・ 競技者は自ら複数ある内からパーシャルサンプルキット 1 個を選ぶ。
- ・ パーシャルサンプルキットに異常がないことを確認し開封する（袋詰めの異常など）。

(3) サンプルキットの選択

- ・ 競技者は自ら複数ある内から 1 個を選ぶ。
- ・ サンプルキットに異常がないことを確認する（包装ラップの異常など）。

(4) ガラス瓶への分注

- ・ 競技者はサンプルキットの包装ラップを外し箱を開ける。
- ・ 競技者はサンプルキットからA のガラス瓶を取り出し、破損、事前の不正行為がないことを確認した上で開封する。
- ・ 競技者およびDCO が、サンプルキット外箱、A のガラス瓶、キャップが同じ番号であることを確認する。
- ・ 競技者は、A 瓶のキャップを開け、採尿カップから尿を全量そそぐ。
- ・ 競技者は、A 瓶の口をパーシャルサンプルキットの白いストッパーで閉める。
- ・ 競技者は、A 瓶をサンプルキットのB 瓶の横に戻し、箱を閉じる。

(5) サンプルキット・ケースの封印

- ・ 競技者は、パーシャルサンプルキットの袋内にサンプルキットを入れ封印する。

(6) 公式記録書への記入

- ・ DCO は部分検体コードNo の欄にパーシャルサンプルコードNo を記入する。
- ・ 競技者は公式記録書に署名をする。

(7) 尿意を催すまでウェイティングルームで待機する。

(8) 採尿カップの選択

- ・ 競技者は、尿意を催したらその旨を D C O に伝え、手を洗浄した後、複数ある採尿カップから 1 個を選ぶ。
- ・ 採尿カップに異常が無いことを確認する（袋詰めの異常など）。

(9) 採尿

- ・ 同性の立会い D C O が一緒にトイレに入る。
- ・ 立会いは、競技者が採尿カップに正しく採尿しているところを目視で確認する。

(10) サンプルキット・ケースの開封

- ・ 競技者は、自分の尿が一次保管されたサンプルキット・ケースと公式記録書の封印シールNo が同じか D C O と共に確認する。
- ・ 同じであれば、競技者はサンプルキット・ケースの封印シールを開封する。
- ・ 競技者は、サンプルキット・ケースの中から A 瓶のキャップ、A、B 両瓶が入ったサンプルキットを取り出す。
- ・ 競技者は、A 瓶の白いストッパーを開けて、中身を新しい採尿カップに入れる。
- ・ 2 度目に採尿した尿を、1 度目に採尿した尿の入ったカップに足し、全量で 90 m l 以上 100 m l 程度とする。

(11) 採尿確認（90m l 以上）注）90m l 未満の場合上記（1）へ戻る。

- ・ ドーピング検査手順（6）から先を続ける。（（7）を除く）

注1. 2回の採尿で 90m l に達しないときは、再度、部分検体の採取となる。

注2. 部分検体で、2度目の尿量が多すぎて、最初の尿が採尿カップに入りきりそうに無いときは、2度目の尿を少し捨てて、最初の尿を全量入れるようにする。

アルコール（エタノール）検査の実施

- 1) 競技者は D C O から示された呼気アルコール検知器により検査を受ける。
- 2) 検知器を始動させたあと、呼気通気口に向けて息を吹きかけ、検知器に計測させる。
- 3) 検知器に表示された呼気中アルコール量の数値を、競技者、同伴者、 D C O が確認し、記録書に記入する。

註：アルコールは競技会に限って禁止されるため、検査は競技会においてのみ実施される。

附則 3 世界ドーピング防止規程

2014年禁止表国際基準

2014年1月1日発効

世界ドーピング規程の4.2.2条に従い、すべての禁止物質は「特定物質」として扱われるものとする。但し、禁止物質S1、S2、S4.4、S4.5、S6.a、および禁止方法M1、M2、およびM3は除く。

I. 常に禁止される物質と方法（競技会（時）および競技外）

禁止物質

S0. 無承認物質

禁止表の以下のどのセクションにも対応せず、人体への治療目的使用が現在どの政府保健医療当局でも承認されていない薬物（例えば、前臨床段階、臨床開発中、あるいは臨床開発が中止になった薬物、デザイナードラッグ、動物用薬）は常に禁止される。

S1. 蛋白同化薬

蛋白同化薬は禁止される。

1. 蛋白同化男性化ステロイド薬(AAS)

a. 外因性* AAS；例として下記のものがある。

1-アンドロステンジオール（ 5α -アンドロスト-1-エン- 3β 、 17β -ジオール）、
1-アンドロステンジオン（ 5α -アンドロスト-1-エン-3、 17 -ジオン）、
ボランジオール（エストル-4-エン- 3β ）、ボラステロン、ボルデノン、ボルジオン（アンドロスター-1、4-ジエン-3、 17 -ジオン）、カルステロン、クロステボール、ダナゾール（ 17α -エチニル- 17β -ヒドロキシアンドロスト-4-エノ[2,3-d]イソキサゾール）、デヒドロクロロメチルテストステロン（4-クロロ- 17β -ヒドロキシ- 17α -メチルアンドロスター-1、4-ジエン-3-オン）、デソキシメチルテストステロン（ 17α -メチル- 5α -アンドロスト-2-エン- 17β -オール）、ドロスターノロン、エチルエストレノール（19-ノル- 17α -プレゲン-4-エン-17-オール）、フルオキシメステロン、フォルメボロン、フラザボール（ 17β -ヒドロキシ- 17α -メチル- 5α -アンドロスター[2,3-c]-フラザン）、ゲストリノン、4-ヒドロキシテスト

テロン (4, 17 β -ジヒドロキシандрост-4-エン-3-オン)、メスタノロン、メステロロン、メテノロン、メタンジエノン (17 β -ヒドロキシ-17 α -メチルандрост-1, 4-ジエン-3-オン)、メタンドリオール、メタステロン (2 α , 17 α -ジメチル-5 α -андростан-3-ОН-17 β -オール)、メチルジエノロン (17 β -ヒドロキシ-17 α -メチルエストラ-4, 9-ジエン-3-ОН)、メチル-1テストステロン (17 β -ヒドロキシ-17 α -メチル-5 α -андрост-1-エン-3-ОН)、メチルノルテストステロン (17 β -ヒドロキシ-17 α -メチルエストル-4-エン-3-ОН)、メチルトリエノロン (17 β -ヒドロキシ-17 α -メチルエストラ-4, 9, 11-トリエン-3-ОН)、メチルテストステロン、メトリボロン (メチルトリエノロン、17 β -ヒドロキシ-17 α -メチルエストラ-4, 9, 11-トリエン-3-ОН)、ミボレロン、ナンドロロン、19-ノルандростенジオン (エストル-4-エン 3, 17-ジオン)、ノルボレトン、ノルクロステボール、ノルエタンドロロン、オキサボロン、オキサンドロロン、オキシメステロン、オキシメトロン、プロスタノゾール (17 β -ヒドロキシ-5 α -андроста_ノノ_ゾール)、キンボロン、スタノゾロール、ステンボロン 1-テストステロン (17 β -ヒドロキシ-5 α -андрост-1-エン-3-ОН)、テトラヒドログестриノン (18 α -ホモ-プレグナ-4, 9, 11-トリエン-17 β -オール-3-ОН)、トレンボロンおよび類似の化学構造又は類似の生物学的効果を有するもの。

b. 外因的に投与した場合の内因性** AAS :

андростенジオール (андрост-5-エン-3 β , 17 β -ジオール)、андростенジオン (андрост-4-エン-3, 17-ジон)、ジヒドロテストステロン (17 β -ヒドロキシ-5 α -андростан-3-ОН)、プラステロン (デヒドロエピандросте_ロロン、DHEA)、テストステロン

および下記の代謝物と異性体が含まれるが、これらに限定するものではない：
5 α -андростан-3 α , 17 α -ジオール、5 α -андростан-3 α , 17 β -ジオール、5 α -андростан-3 β , 17 α -ジオール、5 α -андростан-3 β , 17 β -ジオール、андрост-4-エン-3 α , 17 α -ジオール、андрост-4-エン-3 α , 17 β -ジオール、андрост-4-エン-3 β , 17 α -ジオール、андрост-5-エン-3 α , 17 α -ジオール、андрост-5-エン-3 α , 17 β -ジオール、андрост-5-エン-3 β , 17 α -ジオール、4-андростенジオール (андрост-4-エン-3 β , 17 β -ジオール)、5-андростенジон (андрост-5-エン-3, 17-ジон)、エピ-ジヒドロテストステロン、エピテストステロン、3 α -ヒドロキシ-5 α -андростан-17-ОН、3 β -ヒドロキシ-5 α -андростан-17-ОН、7 α -ヒドロキシ-DHEA、7 β -ヒドロキシ-DHEA、7-ケト-DHEA、19-ノルандросте_ロロン、19-ノルエチオコラノロン

2. その他の蛋白同化薬；例として下記のものがある

クレンブテロール、選択的アンドロゲン受容体調節薬 (SARMs) 、チボロン、ゼラノール、ジルバテロール

このセクションにおいて、

*「外因性(exogenous)」とは、通常は体内で自然につくられ得ない物質に対して用いる。

**「内因性(endogenous)」とは、体内で自然につくられ得る物質に対して用いる。

S2. ペプチドホルモン、成長因子および関連物質

下記の物質および類似の化学構造または生物学的効果を有するものは禁止される。

1. 赤血球新生刺激物質 (エリスロポエチン (EPO) 、ダルベポエチン (dEPO) 、低酸素誘導因子 (HIF) 安定薬、メトキシポリエチレングリコール-エポエチンベータ (CERA) 、ベジネサタイド (ヘマタイド) 等)
2. 男性における絨毛性ゴナドトロピン (CG) 、黄体形成ホルモン (LH) およびそれらの放出因子
3. コルチコトロピン類およびそれらの放出因子
4. 成長ホルモン (GH) およびその放出因子、インスリン様成長因子 (IGF-1 等) 、機械的成長因子 (MGFs) ；血小板由来成長因子 (PDGF) 、纖維芽細胞成長因子類 (FGFs) 、血管内皮増殖因子 (VEGF) 、肝細胞増殖因子 (HGF) 、筋、腱あるいは靭帯での蛋白合成／分解、血管新生、エネルギー利用、再生能あるいは筋繊維組成の変換に影響を与えるその他の成長因子

加えて下記の成長因子は禁止される。

纖維芽細胞成長因子類 (FGFs) 、肝細胞増殖因子 (HGF) 、機械的成長因子類 (MGFs) 、血小板由来成長因子 (PDGF) 、血管内皮増殖因子 (VEGF) 、筋、腱あるいは靭帯での蛋白合成／分解、血管新生、エネルギー利用、再生能あるいは筋繊維組成の変換に影響を与えるその他の成長因子

および類似の化学構造又は類似の生物学的効果を有するもの。

S3. ベータ2 作用薬

すべてのベータ2作用薬は、両光学異性体を含めて禁止される。但し、サルブタモール (24時間で最大 1,600μg) 、ホルモテロール (24時間で最大 36μg) およびサルメテロールが、製造販売会社によって推奨される治療法に従って吸入使用される場合は除く。

尿中のサルブタモールが 1000 ng /ml、あるいは尿中ホルモテロールが 30 ng /ml を超える場合は、治療を意図した使用とはみなされず、管理された薬物動態研究を通して その異常値が上記の最大治療量以下のサルブタモール (最大 1 日量 1,600

μg の吸入使用の結果であることを競技者が立証しないかぎり、違反が疑われる分析報告として扱われることになる。

S4. ホルモンおよび代謝の調節薬

下記の種類の物質は禁止される。

1. アロマターゼ阻害薬としては、次のものが挙げられるが、これらに限定するものではない。
アナストロゾール、レトロゾール、アミノグルテチミド、エキセメスタン、ホルメスタン、テストラクトン、アンドロスター-1, 4, 6-トリエン-3, 17-ジオン（アンドロスタトリエンジオン）、4-アンドロステン-3, 6, 17-トリオン（6-オキソ）
2. 選択的エストロゲン受容体調節薬（SERMs）としては、次のものが挙げられるが、これらに限定するものではない。
ラロキシフェン、タモキシフェン、トレミフェン
3. その他の抗エストロゲン作用を有する薬物としては、次のものが挙げられるが、これらに限定するものではない。
クロミフェン、シクロフェニル、フルベストラント
4. ミオスタチン機能を修飾する薬物としては、次のものが挙げられるが、これらに限定するものではない。
ミオスタチン阻害薬
5. 代謝の調節薬：a) インスリン、b) ベルオキシソーム増殖因子活性化受容体デルタ（PPAR δ ）作働薬（GW1516 等）、PPAR δ -AMP活性化プロテインキナーゼ（AMPK）系作働薬（AICAR 等）

S5. 利尿薬と他の隠蔽薬

隠蔽薬は禁止される。隠蔽薬には次のものが含まれる。

利尿薬、

デスモプレシン、

プロベネシド、

血漿增量物質[グリセロール、および以下の物質（アルブミン、デキストラン、ヒドロキシエチルデンプン、マンニトールの）静脈内投与等]

および類似の生物学的効果を有するもの。但し、歯科麻酔におけるフェリプレシンの局所投与は禁止されない。

利尿薬には、下記のものが含まれる；

アセタゾラミド、アミロリド、ブメタニド、カンレノン、クロルタリドン、エタクリン酸、フロセミド、インダパミド、メトラゾン、スピロノラクトン、チアジド類（ベンドロフルメチアジド、クロロチアジド、ヒドロクロロチアジド等）、トリアムテレン、バブタン類（トルババブタン等）および類似の化学構造又は類似の生物

学的效果を有するもの。（但し、ドロスピレノン、パマプロムおよび局所使用的ドルゾラミドおよびプリンゾラミドは禁止物質には含まれない）
利尿薬または隠蔽薬と併用して、閾値水準が設定されている物質（ホルモテロール、サルブタモール、カチン、エフェドリン、メチルエフェドリン、ブソイドエフェドリン）をいかなる用量でも使用する場合は、利尿薬または隠蔽薬に加え、閾値水準が設定されている物質についても治療目的使用に係る除外措置が競技会（時）および競技会外の状況に応じて必要である。

禁止方法

M1. 血液および血液成分の操作

下記の事項が禁止される。

1. 血液ドーピング：自己血、他者血（同種血）、異種血又はすべての赤血球製剤をいかなる量でも循環系へ投与するあるいは再び戻すこと含む。
2. 酸素摂取や酸素運搬、酸素供給を人為的に促進すること[過フルオロ化合物、エファプロキシラール(RSR13)、修飾ヘモグロビン製剤（ヘモグロビンを基にした血液代替物質、ヘモグロビンのマイクロカプセル製剤等）が含まれるが、これらに限定するものではない]。但し、酸素自体の補給は除く。
血液あるいは血液成分を物理的あるいは化学的手段を用いて血管内操作すること。

M2. 化学的・物理的操作

下記の事項が禁止される。

1. ドーピングコントロールで採取された検体の完全性および有効性を変化させるために改ざん又は改ざんしようすることは禁止される。これらには尿のすり替え、尿の改質（蛋白分解酵素等）などが含まれるが、これらに限定するものではない。
2. 静脈内注入および／または6時間あたりで50mlを超える静脈注射は禁止される。但し、医療機関の受診過程＊、また臨床的検査において正当に受けれる静脈内注入は除く。
＊JADA 訳注：救急搬送中の処置、外来および入院中の処置をすべて含む。
3. いかなる量でも血液を採取し、操作を加え、循環系へ再び戻す一連の処置は禁止される。

M3. 遺伝子ドーピング

下記の競技能力を高める可能性のある事項は禁止される。

1. 核酸または核酸配列の移入；

2. 正常なあるいは遺伝子を修飾した細胞の使用

II. 競技会（時）検査に禁止される物質と方法

前文S0～S5、M1～M3に加えて、下記のカテゴリーは競技（時）において禁止される。

禁止物質

S6. 興奮薬

すべての興奮薬（関連するすべての光学異性体（例えば、d体およびl体）含む）は禁止される。但し、局所使用されるイミダゾール誘導体と2014年監視プログラム*に含まれる薬物は除く

a : 非特定物質の興奮薬 :

アドラフィニル；アンフェプラモン；アンフェタミン；アンフェタミニル；アミフェナゾール；ベンフルオレックス；ベンジルビペラジン；プロマンタン；クロベンゾレックス；コカイン；クロプロパミド；クロテタミド；フェンカミン；フェネチリン；フェンフルラミン；フェンプロポレックス；フォンツラセタム〔4-フェニルビラセタム（カルフェドン）〕；フルフェノレックス；メフェノレックス；メフェンテルミン；メソカルブ；メタンフェタミン（d体）；p-メチルアンフェタミン；モダフィニル；ノルフェンフルラミン；フェンジメトラジン；フェンメトラジン；フェンテルミン；プレニラミン；プロリンタン

このセクションに掲載されていない興奮薬は特定物質の興奮薬である。

b : 特定物質の興奮薬（例示）

ベンズフェタミン；カチン**；カチノンおよび類似物（メフェドロン、メテドロン、 α -ピロリジノバレロフェノン等）；ジメチルアンフェタミン；エフェドリン* **；エピネフリン****（アドレナリン）；エタミバン；エチルアンフェタミン；エチレフリン；ファンプロファゾン；フェンブトラゼート；フェンカンファミン；ヘブタミール；ヒドロキシアンフェタミン（パラヒドロキシアンフェタミン）；イソメテブテン；レブメタンフェタミン；メクロフェノキサート；メチレンジオキシメタンフェタミン；メチルエフェドリン***；メチルヘキサンアミン（ジメチルベンチルアミン）；メチルフェニデート；ニケタミド；ノルフェネフリン；オクトバミン；オキシロフリン（メチルシネフリン）；ペモリン；ベンテトラゾール；フェンプロメタミン；プロビルヘキセドリン；ブソイドエフェドリン****；セレギリン；シブトラミン；ストリキニーネ；テナンフェタミン（メチレンジオキシアンフェタミン）；トリメタジジン；ツアミノヘプタン

および類似の化学構造又は類似の生物学的効果を有するもの。

- * 2014年監視プログラムに含まれる物質（ブロピオン、カフェイン、ニコチン、フェニレフリン、フェニルプロパノールアミン、ピプラドール、シネフリン）は禁止物質とみなされない。
- ** カチン；尿中濃度5μg/mlを超える場合は禁止される。
- *** エフェドリンとメチルエフェドリン；尿中濃度10μg/ml以上は禁止。
- **** エビネフリン（アドレナリン）（単独および局所麻酔薬との併用）の局所使用（鼻、眼等）は禁止されない。
- ***** プソイドエフェドリン 尿中濃度150μg/mlを超える場合は禁止される

S7. 麻薬

下記の物質は禁止される。

ブレノルフィン、デキストロモラミド、ジアモルヒネ（ヘロイン）、フェンタニルおよび誘導体、ヒドロモルフォン、メサドン、モルヒネ、オキシコドン、オキシモルフォン、ベンタゾシン、ペチジン

※JADA訳注：このセクションには国内法の麻薬以外の物質が含まれる。

S8. カンナビノイド

天然（大麻、ハシシュ、マリファナ等）あるいは合成デルタ9-テトラヒドロカンナビノイール（THC）およびカンナビノイド様物質〔“スパイス”（JWH018、JWH073を含む）、HU-210等〕は禁止される。

S9. 糖質コルチコイド

糖質コルチコイドの経口使用、静脈内使用、筋肉内使用または経直腸使用はすべて禁止される。

III. 特定競技において禁止される物質

P1. アルコール

アルコール（エタノール）は競技会（時）に限って禁止される。検出方法は、呼気分析または血液分析である。ドーピング違反が成立する閾値は血中アルコール濃度0.10g/Lと同等の濃度である。

アーチェリー（国際アーチェリー連盟：WA 国際パラリンピック委員会：IPC）

P2. ベータ遮断薬

特定の定めがある場合を除き、ベータ遮断薬は、競技会（時）および競技外において禁止される。

アーチェリー（国際アーチェリー連盟：WA、国際パラリンピック委員会：IPC）

ベータ遮断薬としては、下記のものが含まれるが、これらに限定するものではない。アセプトロール、アルプレノロール、アテノロール、ベタキソロール、ビソプロロール、ブノロール、カルテオロール、カルベジロール、セリプロロール、エスマロール、ラベタロール、レボブノロール、メチプラノロール、メトプロロール、ナドロール、オクスピレノロール、ビンドロール、プロプラノロール、ソタロール、チモロール

2014年 監視プログラム*

下記の物質が 2014 年監視プログラムに掲載される。

興奮薬：競技会（時）のみ

ブプロピオン、カフェイン、ニコチン、フェニレフリン、フェニルプロパノールアミン、ピプラドロール、ブソイドエフェドリン（ $150 \mu\text{g}/\text{ml}$ 未満）、シネフリン

麻薬：競技会（時）のみ

ヒドロコドン、モルヒネ／コデイン比、トラマドール、ミトラギニン、タベンタドール

糖質コルチコイド：競技会のみ

*WADA 規程（4.5 条）：WADAは、署名当事者および各國政府との協議に基づき、禁止表に掲載されてはいないが、スポーツにおける濫用のパターンを把握するために監視することを望む物質について監視プログラムを策定しなければならない。

公認審判員規程

目 次

公 認 審 判 員 規 程

第1条	目 的	203
第2条	種 別	203
第3条	1級公認審判員	203
第4条	2級公認審判員	203
第5条	3級公認審判員・3級公認国体審判員	203
第6条	審査および認定	203
第7条	認定基準	204
第8条	更 新	204
第9条	資格の喪失	204
第10条	審判員の指定	205
第11条	登録料および更新料	205
第12条	認定の特例	205
第13条	地区審判委員会	206
第14条	改 正	206
第15条	施 行	206

公認審判員規程

第 1 条 (目 的)

本規程は、(公社)全日本アーチェリー連盟(以下本連盟という)および本連盟に加盟するアーチェリー団体(以下加盟団体といふ)が開催する競技会の権威と公正を期するための公認審判員制度について定める。

第 2 条 (種 別)

公認審判員の種別は、1級、2級および3級の3種別とする。

第 3 条 (1 級 公 認 審 判 員)

1級公認審判員は、審判業務について高度の識見と卓越した技術を有し、本連盟が主催する競技会またはWA公認の競技会、または本連盟が公認する競技会の競技委員長、審判長、DOSまたは審判員の任に当たる資格を有する。

第 4 条 (2 級 公 認 審 判 員)

2級公認審判員は、審判業務について熟達した技術を有し、本連盟が主催する競技会またはWA公認の競技会の審判員、または本連盟が公認する競技会の審判長、DOSまたは審判員の任に当たる資格を有する。

第 5 条 (3 級 公 認 審 判 員)

3級公認国体審判員

3級公認審判員は、審判業務について一定水準以上の技術を有し、本連盟が主催または公認する競技会の審判員の任に当たる資格を有する。3級公認国体審判員は国体競技のラインジャッジの任務に限定する資格を有する。

第 6 条 (審 査 お よ び 認 定)

公認審判員の審査および認定は、次により行う。

- 1級公認審判員は、2級公認審判員であつて加盟団体が申請し、地区審判委員会が推薦した者について、本連盟の定める認定検定試験・実務研修後に競技委員会で審査し、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 2級公認審判員は、3級公認審判員であつて加盟団体から推薦された者について、地区審判委員会が本規程第7条第2項の基準に基づいて審査し、地区審判委員会の同意のもとに行う加盟団体の申請によって会長が委嘱する。
- 3級公認審判員・3級公認国体審判員は、加盟団体が本規定第7条第3項の基準に基づいて審査し、加盟団体の申請によって会長が委嘱する。
- 公認審判員として認定された者は、本連盟所定の認定登録申請用紙に必要事項を記入し、登録料を納付することによって、公認審判員として登録される。

- 5 公認審判員には、公認証およびエンブレムを交付する。
- 6 公認審判員の資格の有効期間は、4年以内とし、夏期オリンピック開催年の第1四半期内に更新することによって継続することができる。
- 7 公認審判員は本連盟の競技規則が発行されるつど、購入しなければならない。
- 8 その他 理事会で相当と認められた者には認定を与えることがある。

第 7 条 (認 定 基 準)

1 1級公認審判員

- (1) 世界アーチェリー連盟 (WA) 競技規則および本連盟競技規則並びにその他 の諸規程およびその他のスポーツ理念全般に精通していること。
- (2) 年齢が30歳以上で、2級公認審判員として5年以上の経験を有すること。
- (3) 本連盟が主催または公認した競技会の審判員を5回以上経験し、優秀と認められた者。

2 2級公認審判員

- (1) 本連盟競技規則およびその他の諸規程に精通していること。
- (2) 年齢が24歳以上で、3級公認審判員として3年以上の経験を有すること。
- (3) 加盟団体が主催または公認した競技会の審判員を3回以上経験し、優秀と認められた者。

3 3級公認審判員

- (1) 本連盟競技規則に精通していること。
- (2) 年齢が20歳以上で、競技歴3年以上の経験を有すること。
- (3) 加盟団体が主催または後援する審判講習会の課程を終了した者。

第 8 条 (更新)

公認審判員の資格の更新は、本連盟所定の更新登録申請用紙に必要事項を記入し、更新料を納付することによって、公認審判員として更新登録される。

- 1 1級公認審判員は、加盟団体の申請に基づき、地区審判委員会が推薦した者であること。
- 2 2級公認審判員は、加盟団体が推薦し、地区審判委員会が同意した者であること。
- 3 3級公認審判員は、加盟団体が推薦した者であること。
- 4 その他、理事会で相当と認められた者には更新を許可することがある。

第 9 条 (資 格 の 壓 失)

公認審判員は、次の各項のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 1 更新登録しなかったとき。
- 2 加盟団体の所属を失ったとき。
- 3 特別の理由がなく、2年以上審判員の任に当たらなかったとき。

- 4 本連盟および加盟団体が開催する審判員研修会に、特別の理由がなく、2年以上出席しなかったとき。
- 5 理事会において、公認審判員として不適格であると認められたとき。
- 6 本条第2項乃至第4項に該当し、公認審判員の資格を喪失したときは、加盟団体長は当該公認審判員にその旨通知し、且つ本連盟に通知する。
本条第5項に該当し、公認審判員の資格を喪失したときは、当該公認審判員にその旨通知する。
- 7 前項の規程によって公認審判員の資格を喪失した者は、通知を受けた日から1月以内に、本条第2項乃至第4項に該当する者は加盟団体長に、本条第5項に該当する者は本連盟会長に再審査を請求することができる。
- 8 本条第5項の規程によって公認審判員の資格を喪失した者は、4年間は再申請することができない。

第10条（審判員の指定）

本連盟および加盟団体が主催または公認する競技会の競技委員長、審判長、DOSおよび審判員は、すべて公認審判員をもって構成しなければならない。

第11条（登録料および更新料）

公認審判員の登録料および更新料は次のとおりとする。但し、認定通知後3月以内に納入しない場合には認定を取り消すことがある。

	登録料	更新料
1級公認審判員	5500円	3500円
2級公認審判員	4500円	2500円
3級公認審判員	3500円	1000円
3級公認国体審判員	3500円	1000円

第12条（認定の特例）

- 1 競技専任として3級公認国体審判員の資格を3級審判員の中に設ける。資格期間は申請時から該当国体競技終了までの期間とする。認定基準の「競技歴3年以上」については免除する。業務範囲は、国体競技のラインジャッジに限定する。
- 2 全日本学生アーチェリー連盟に所属する者で、第3学年以上の者は、全日本学生アーチェリー連盟の申請に基づき、理事会の承認を経て第7条第3項の規程の適用を免除し3級とすることができます、全日本学生アーチェリー連盟関係競技会においては審判長およびディレクターオブシューティングは3級とすることができます。

第13条（地区審判委員会）

各地区に地区審判委員会を設けなければならない。地区審判委員会は、当該地区の1級公認審判員をもって組織し、当該地区の公認審判員の指導および管理にあたる。

第14条（改正）

本規程は、理事会の決議をもって改正することができる。

第15条（施行）

本規程は、平成24年10月1日から施行する。

昭和45年	4月	1日	制定施行
昭和63年	4月	1日	改訂増補
平成6年	4月	1日	改訂増補
平成12年	4月	1日	改訂増補
平成14年	7月	1日	改訂増補
平成20年	7月	1日	改訂増補
平成22年10月	1日		改訂増補
平成24年10月	1日		改訂増補

公認審判員服裝規程

目 次

公 認 審 判 員 服 装 規 程

第1条	目 的	209
第2条	適 用	209
第3条	服 装	209
第4条	その他の服装	209
第5条	改 正	210
第6条	施 行	210

公認審判員服装規程

第 1 条 (目 的)

本規程は、競技会において審判員が所定の服装を着用することによって、各自が審判員であることを自覚し且つ審判員の品位を高め、競技の公正を期すると共に、競技者が審判員の所在を容易に識別可能とし、必要に応じて判定を求めることが容易にすることを目的とする。

第 2 条 (適 用)

本規程は、(公社)全日本アーチェリー連盟(以下本連盟という)の公認競技会における競技役員のうち審判員(審判長を含む、以下同じ)のみに適用し、他の大会役員又は競技役員および競技者(監督を含む、以下同じ)は本規程の服装を着用することができない。

但し、競技会において審判員が統一したブレザー、ジャンパー、指定色以外のボロシャツ等を着用することによって、競技者と容易に識別可能となるときはこの限りではない。

審判員は、本連盟の公認競技会以外の競技会においても本規程の服装を着用することが望ましい。

第 3 条 (服 装)

審判員の服装は、上衣および帽子についてこれを定める。

上衣は半袖又は長袖のボロシャツで、その色は赤色とする。

上衣の左胸には、公認審判員であることを表象するエンブレムを付けるものとする。

帽子は、前面にツバを有するキャップ型で、色は赤色とし、特に公認審判員の資格を示す必要のあるときは、帽子前面にその資格に応じたエンブレム(上衣につけたものと同じエンブレム)を貼付するものとする。

防寒又は防水衣を着用するときには、本規程の上衣を最上衣とし、または透明な防寒又は防水衣を着用して、常に競技者から容易に識別可能としなければならない。

第 4 条 (そ の 他 の 服 装)

- 1 その他の服装は、下衣は白スラックス、白スカートとする。
ただし、その競技会の審判員全員が統一して、他の色のものを着用する場合はこの限りでない。
- 2 フィールドアーチェリーなどにおいては前項によらず機能的かつ安全な服装を着用する。

第 5 条 (改 正)

本規程は、理事会の決議をもって改正することができる。

第 6 条 (施 行)

本規程は、平成24年10月1日から施行する。

平成 2 年 4 月 1 日	制定施行
平成 12 年 4 月 1 日	改訂増補
平成 24 年 10 月 1 日	改訂増補